

「電波有効利用成長戦略懇談会」における検討課題 に関する意見募集に対して提出された意見

平成30年2月
総務省

1. 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み

提出者	分類	提出された意見
①携帯電話事業者について、特定基地局の開設計画の認定期間終了後における周波数の返上等の仕組み		
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	・ 携帯電話事業者については、特定基地局の開設計画の認定期間終了後、一定期間毎に電波の利用状況を報告することをルール化し、報告の際に、電波の利用状況が一定の基準に満たない場合、決められた期限内に周波数を返上する仕組みを創設することが考えられる。 ・ 周波数返上における主な課題としては、以下の2点が挙げられる。 ① 適切な判定基準、報告タイミング、報告項目の設定が必要 ② 周波数を返上する場合に必要な課題整理と(利用者目線での)対策
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	・ 携帯電話システム(BWAシステム(全国バンド)を含みます。以下、同様とします。)については、「電波政策2020懇談会」での議論を受け、2017年10月より以下制度が導入されています。 【制度の概要】 ・ 再免許時の審査を強化 : 再免許時に、将来の業務計画及び免許期間における業務の概要を提出 ・ 電波の利用状況調査を拡充 : 5年間の免許期間の中間状況を年度末毎に確認 ・ 本制度の導入により、年単位での利用状況及び将来の周波数有効活用計画の審査を行い、仮に周波数有効活用の計画となっていないもしくは有効利用が行われないと認められる場合には、総務省殿において開設計画認定終了後も再免許を行わないことが可能です。 ・ 従って、携帯電話システムについては、まずは本制度を運用していくことが必要と考えます。 ・ また、周波数の返上等の仕組みの制度設計を行う前に携帯電話システム/他利用システムも含めて周波数の有効利用とは何かの議論・定義を行い、第三者から見ても返上等が合理的であると関係者が納得できるよう理解醸成を行う必要があります。
KDDI(株)	電気通信事業者	・ 電波の有効利用の度合いを評価する指標は、多角的かつ十分な検討・議論が必要であると考えます。 ・ 電波の利用状況の調査・評価を踏まえ、十分に有効利用されているか否かの判断を行う際には、公平な評価指標を設けることが前提であり、その指標については、多角的かつ十分な検討・議論が必要であると考えます。
KDDI(株)	電気通信事業者	・ また、返上、再割当てを行うにあたっては、次に利用を希望する者が存在していることが前提であり、拙速な判断とならないよう、例えば、「既存免許人の将来計画」と「次に利用を希望する者の将来計画」を比較審査する等、その後の電波の有効利用を担保する仕組みが必要であると考えます。
KDDI(株)	電気通信事業者	・ 周波数の縮減、共用、移行、再編、免許の取消し(返上等)の実施においては、以下の課題があることから、それら課題について慎重かつ十分な議論が必要であると考えます。 ・ 免許の取消し(返上等)を行う場合、当該周波数を利用して提供するサービス(キャリア・アグリゲーションによる高速通信サービス等)が出来なくなり、サービス品質やお客様の利便性の低下を招く可能性があることから、お客様保護及び事業継続の観点での配慮が必要であると考えます。 ・ 縮減を行う場合には、基地局関連設備やレピータ装置等の設備更改が必要となり、大きなコストと期間が発生する場合があります、その費用負担の扱いが課題であると考えます。 ・ 同一の周波数を共用して利用する場合には、当該周波数を利用するシステム(事業者)間での混信防止のため、大きな離隔距離の確保が必要となる場合があります、一定のエリアで周波数が活用出来ない可能性があることが課題となり得ることから、十分な技術的検討を実施する必要があると考えます。
KDDI(株)	電気通信事業者	・ 周波数の移行や再編を行う場合、大きなコストの発生が予測され、その費用負担の扱いが課題であると考えます。 ・ また、耐用年数の残存する設備の不要化に伴う損失等について、電波法(電波法第71条及び第71条の2)を踏まえ、その補償の在り方について検討を行う必要があると考えます。

②携帯電話事業者以外も含むより包括的な周波数の返上などの仕組み		
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	【放送用帯域について】 ● 放送は社会の基本インフラであり、公共的役割を果たすため、放送事業者はFPUやSTL/TTL、業務用連絡無線などの放送事業用無線局を基幹放送局と組み合わせて一体的に運用しています。放送用および放送事業用の帯域はそれぞれの目的や形態に応じて周波数をできる限り有効利用しており、縮減等の対象にはあたらないものと考えます。 ● 地上テレビ放送は、大規模災害時にも強靱性を持つ電波を使って、全国の津々浦々まであまねくカバーし、テレビ番組を国民視聴者にお届けしています。絶対難視世帯は全国でもごくわずかという完璧な情報伝達のネットワークが構築されていることは、国民視聴者の安心・安全に著しく貢献するものであり、我が国の電波政策の成功事例であると考えます。 ● 地上テレビ放送用の帯域はSFN（単一周波数ネットワーク）をできる限り採用して周波数有効利用に努めていますが、すべての中継局をSFNで構築することは技術的に不可能です。混信による難視世帯の発生を避けて1つの県をあまねくカバーするには、テレビ局の数の何倍かのチャンネルを使用せざるを得ません。
山口放送(株)	放送事業者	● 放送は社会の基本インフラであり、公共的役割を果たすため、放送事業者は運用等に当たり周波数を出来る限り有効利用しており、縮減等の対象にはあたらないものと考えます。
名古屋テレビ放送(株)	放送事業者	放送局は、公共的な役割を果たしていくことで国民の利益に寄与しており、電波の有効利用ということを効率化だけの側面から評価することなく、国民の利益を守っていくことを大前提とした仕組みが設計されるよう要望します。 尚、放送局は電波を十分に有効利用しており、縮減等の対象とはならないと考えます。
(株)熊本県民テレビ	放送事業者	放送用帯域は放送事業者が公共的役割果たすため、STL/TTLやFPU、業務用連絡無線など放送事業用無線局を基幹放送局と組み合わせて運用しています。STL/TTLと基幹放送局は一体で地上テレビネットワークを構築しており、放送エリアをあまねくカバーする上で不可欠な周波数です。また、FPUは大規模な災害が発生した際など緊急時に災害現場から中継映像を伝送する手段として、業務用連絡無線は災害現場との連絡手段として必要な自営回線です。それぞれ目的や形態に応じて周波数をできる限り有効利用しており、縮減等の対象にはあたらないと考えます。
(株)テレビ朝日	放送事業者	・ 周波数再編を円滑に進めるための方針を示した周波数再編アクションプランに基づき周波数割当て計画の改正に繋げていく現行の仕組みは適切と考えます。 ・ 周波数帯の再編にあたっては、電波利用システムの機能が損なわれるなど、国民が不利益を被ることがないように、関係事業者を交えた精緻な検討が欠かせないと考えます。 ・ 地上テレビ放送用の帯域はSFN（単一周波数ネットワーク）を使って有効利用が図られていますが、全中継局をSFNで構築することは技術的に難しく、混信が発生しないよう1つの県をカバーするには、テレビ局数の何倍かのチャンネル使用が必要です。 ・ また放送事業者は放送事業用無線局を基幹放送局と一体運用することで、周波数を可能な限り有効利用しており、これらのことから帯域の縮減等の対象には該当しないものと考えます。
(株)岩手めんこいテレビ	放送事業者	基幹放送はこれまで割り当てられた周波数を使って、24時間・365日途切れることなく国民に有用な情報を提供しており、公共的役割を果たしているところであります。このことで国民・視聴者の知る権利に応え、健全な民主主義社会の発展に寄与しています。 基幹放送事業者は、放送法の規定により全国あまねく放送を実施することが求められているため、数多くの中継局を設置しておりますが、限られた周波数で、混信なく中継局を配置するため、極力SFNネットワークを導入しております。放送事業用の周波数は、通常の番組制作の素材伝送用として、また番組制作上の打ち合わせ用回線として利用しておりますが、非常災害報道や選挙報道、その他イベント等の現場では、各社が限られた周波数を調整しながら運用しています。 この様な状況にあって、放送用・放送事業用の周波数の縮減がされると、現在の放送技術では上記を実現できなくなる可能性があり、それは結果として国民の不利益となり、場合によっては国民の生命や財産を危うくする可能性もあります。 以上のことから、放送用・放送事業用として割り当てられた周波数は帯域の縮減等の対象には当たらないと思います。
長野エフエム放送(株)	放送事業者	放送は社会の基本インフラであり、公共的役割を果たすため、放送事業者はSTL/TTL、番組中継用無線、業務用連絡無線などの放送事業用無線局を基幹放送局と組み合わせて一体的に運用しています。放送用及び放送事業用の帯域はそれぞれの目的や形態に応じて周波数をできる限り有効利用しており、縮減などの対象にはあたらないものと考えます。
朝日放送(株)	放送事業者	【放送用帯域について】 ● 放送は社会の基本インフラであり、公共的役割を果たすため、放送事業者はFPUやSTL/TTL、業務用連絡無線などの放送事業用無線局を基幹放送局と組み合わせて一体的に運用しています。地上テレビ放送では可能なところでSFN（単一周波数ネットワーク）を利用するなど、放送用および放送事業用の帯域において、できる限り有効利用しており、縮減等の対象にはあたらないものと考えます。
四国放送(株)	放送事業者	放送用・放送事業用の周波数帯域は、それぞれの目的に応じて、他の事業者との周波数関係や地理的・地形的条件を加味し、同一地域や隣接地域において、すでに有効利用がはかられており、縮減の対象にはあたらないと考えます。

讀賣テレビ放送(株)	放送事業者	●電波の有効利用のためには、周波数帯の返上、縮減、共用、移行、再編などを円滑に行う方法を議論することには賛成です。 ●しかし、その前提となる利用状況の調査・評価においては、その利用目的や利用形態を適切に評価できるような仕組みが必要です。 例えば、地上テレビ放送は、SFN（単一周波数ネットワーク）をできる限り採用し、周波数有効利用に努めていますが、それでも混信などが発生する一部地域で別周波数を使って、放送エリアをあまねくカバーをしています。混信対策のため、一部地域でしか利用していない周波数があったとしても、縮減の対象にあたらないと考えます。また、中継で利用するFPUは必要に応じて利用するため、利用時間は短くなりますが、FPUがないと災害時などに中継ができなくなるため、これも縮減の対象にはあたらないと考えます。 公共的な電波利用システムの機能を、万が一にも損なわないよう、周波数の返上、縮減、共用、移行、再編などはこれまでどおり、関係事業者を交えた十分な検討と万全の対策が必要であると考えます。
(株)愛媛朝日テレビ	放送事業者	周波数資源を有効活用するため、電波利用システムの高度化、割当周波数の縮減、移行、再割り当て等の対応方針を周波数再編アクションプランに盛り込み、その上で周波数割当計画の改正につなげていく現行の仕組みは適切と考えます。公共的な電波利用システムの利用者である国民が不利益を被る事は許されず、その機能を万が一にも損なわないよう、周波数の再編にあたってはこれまで通り、関係事業者を交えた十分な検討と万全の対策が欠かせません。 放送用及び放送事業用の帯域は目的、形態に応じて出来る限り有効利用しており、縮減の対象にはあたらないと考えます。地上テレビ放送は、大規模災害時にも強靱性を持つ電波を使って、全国津々浦々まで、あまねくカバーし、テレビ番組を国民に届けています。このように完璧な情報伝達のネットワークが構築されている事は国民（視聴者）の安全・安心に著しく貢献するものであり、我が国の電波政策の成功事例と考えます。
(株)TBSテレビ	放送事業者	放送は社会的インフラであり、公共的な役割を担っています。放送事業用帯域は、その役割を果たすために有効活用しており、縮減等の対象にはあたらないと考えております。
日本テレビ放送網(株)	放送事業者	電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることには賛成です。ただし、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないことを要望すると共に、返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。
(株)テレビ大分	放送事業者	電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じること自体には賛成ですが、ただ経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないようにすると共に、返上や移行については強制的ではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねられるべきであると考えます。
(株)テレビ金沢	放送事業者	電波の有効利用という点では、周波数の返上や移行についての具体策を論じることには異存ありませんが、強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを求めます。
(株)宮城テレビ放送	放送事業者	●電波の有効利用により豊かで安全な国民生活に寄与することは、放送事業者にとっての使命であります。この観点からも「周波数の返上や移行に関し円滑に行うため具体策を講じること」には、賛成します。但し、経済的価値を重視した議論に偏らないことを要望します。また、返上や移行に関しては、既存事業者の自主性に委ね、強制的な制度にするべきではないと考えます。
日本海テレビジョン放送(株)	放送事業者	電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることには賛成ですが、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないことを要望すると共に、返上や移行については、あくまで既存事業者の自主性に委ねるべきと考えます。
青森放送(株)	放送事業者	電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることには賛成です。ただし、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないことを要望すると共に、返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。
札幌テレビ放送(株)	放送事業者	電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることには賛成です。ただし、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないことを要望すると共に、返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。
(株)テレビ新潟放送網	放送事業者	電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることには賛成です。返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。
中京テレビ放送(株)	放送事業者	電波の有効利用の観点から周波数移行について検討することは有用だと考えます。但し、経済的価値のみの判断によって、強制的に実施すべきものではなく、既存事業者の自主性に委ねるべきだと考えます。
山形放送(株)	放送事業者	・周波数の返上や移行についての具体策を論じることには賛成ですが、強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。
(株)高知放送	放送事業者	電波の有効利用に伴う、周波数の返上、移行についての議論に異論はありませんが、メディアが担う国民、県民の知る権利に影響が及ばないよう、十分に配慮し、強制的な仕組みにならないよう、要望します。

西日本放送(株)	放送事業者	電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることには良いことだと思います。ただし、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないことや、返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。
(株)熊本県民テレビ	放送事業者	電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることには賛成です。ただし、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないことと、返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。
讀賣テレビ放送(株)	放送事業者	●また、返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。
南海放送(株)	放送事業者	・ 周波数の返上や移行についての具体策を論じることには賛成ですが、強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。 ・ 周波数の返上や移行については地域の特性や電波事情に鑑み、慎重な議論がなされるよう強く希望します。
(株)長崎国際テレビ	放送事業者	周波数の返上や移行についての規定や方法を論じることには賛成だが、あくまで既存事業者の自主性に委ねるべきと考えます。
(株)静岡第一テレビ	放送事業者	有限希少な電波の有効利用という観点から、具体策を議論することは賛成です。ただし、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないことを要望すると共に、返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。
四国放送(株)	放送事業者	「電波の利用状況の調査・公表制度」の調査結果により、電波の有効利用のために周波数再編アクションプランが作成される仕組みは適切と考えます。 割り当てられた周波数を使用する放送事業者は、マスメディアの中でも特に主要な報道機関のひとつとして位置づけがなされています。この業務遂行のために、放送用・放送事業用無線局の様々な周波数帯域を組み合わせる情報連絡や素材収集により番組制作をおこない、電波の効用として映像・音声の情報を国民視聴者へ届けています。 経済的価値を過度に反映させると、これまで続けてこられた電波の公共的な役割の実現が困難となります。 返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します 使用周波数再編によって、電波システムの最終利用者である国民・視聴者が不利益を被らないように、周波数の再編には、関係事業者による十分な議論の機会と移行に必要な情報が提供されるように希望します。
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	● 地上テレビ放送用の帯域における周波数共用の事例として、二次業務である特定ラジオマイクおよびエリア放送の無線局がすでに存在します。これらの共用条件は電波干渉によってテレビ難視が発生しないよう、無線局の利用形態や送信諸元などを踏まえ情報通信技術分科会が設定したものであり、これに基づき、総務省が場所ごとに利用可能な周波数の情報を開示し、無線局免許において送信周波数を監理しています。新たな無線システムとの共用検討には、同様の方策が必要と考えます。
(株)テレビ朝日	放送事業者	・ 放送用帯域では既に特定ラジオマイクやエリア放送などの無線局による周波数共用が図られており、電波干渉によって難視が発生しないよう、総務省が場所ごとに利用可能な周波数情報を開示し、送信周波数を監理しています。新たな無線システムとの共用を検討するにあたっては、同様の方策が必要と考えます。
朝日放送(株)	放送事業者	● 地上テレビ放送用の帯域における周波数共用の事例として、二次業務である特定ラジオマイクおよびエリア放送の無線局がすでに存在します。これらの共用条件は電波干渉によってテレビ難視が発生しないよう、無線局の利用形態や送信諸元などを踏まえ情報通信技術分科会が設定したものであり、これに基づき、総務省が場所ごとに利用可能な周波数の情報を開示し、無線局免許において送信周波数を監理しています。新たな無線システムとの共用検討には、同様の方策が必要と考えます。さらに、混信防止を確実に担保しながら運用調整の負担をできるだけ減らすことができる仕組みを検討していくことが必要と考えます。
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	● 米国では2017年からテレビ放送事業者が使用していた周波数を自主的に返上し、これをオークションによって通信事業者に割り当て、その収益の一部を当該テレビ放送事業者に還元するという、いわゆるインセンティブ・オークションが実施されています。しかしながら、日本で同様のインセンティブ・オークションを実施することは現実的でないと考えます。ケーブルテレビ主体の米国と異なり、日本では約半数の世帯が地上放送の電波を直接受信しています。地上放送は最も重要な基幹メディアであり、そのプレゼンスは米国と比べて格段に高いと言えます。
山口放送(株)	放送事業者	● 米国では2017年からインセンティブ・オークションが実施されています。ケーブルテレビ主体の米国と異なり、日本では約半数の世帯が地上放送の電波を直接受信しています。ローカル局から見ても地上放送は最も重要な基幹メディアで日本では、オークションは現実的ではないと考えます。
(株)テレビ朝日	放送事業者	・ 米国では2017年からテレビ放送事業者が周波数を自主的に返上し、これをオークションによって通信事業者に割り当て、その収益の一部を当該テレビ放送事業者に還元するインセンティブ・オークションが開始されました。ケーブルテレビ主体の米国と異なり、日本では約半数の世帯が地上放送を直接受信しており、地上波ネットワークの位置付けがより重みをもっていることから、日本でインセンティブ・オークションを実施することは現実的でないと考えます。

(株)愛媛朝日テレビ	放送事業者	米国では、テレビ放送事業者が使用していた周波数を返上して、これをオークションにより通信事業者に割り当て、その収益の一部を当該テレビ放送事業者に還元する、いわゆるインセンティブ・オークションが実施されています。しかし、日本において、これを導入する事は現実的ではありません。約半数の世帯が地上波放送の電波を直接受信しており、その存在感はケーブルテレビ主体の米国と比べて格段に高いと言えます。
(株)フジテレビジョン	放送事業者	●放送事業者は、 ・放送法第108条：（災害の場合の放送）「（前略）暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない」、 ・放送法第92条：（基幹放送の受信に係る事業者の責務）「（前、中略）基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。」、 を実現するため、放送事業用周波数を利用するFPUやSTL/TTL、業務用無線等を利用して番組を制作し、出来る限りSFN技術を用いて周波数を有効利用し、全国津々浦々まであまねく番組を届けています。 また、地上テレビ放送のホワイトスペースでは、既に番組制作のために地上放送に妨害を与えない範囲で多数の特定ラジオマイクが運用されていますが、イベントによっては全てのホワイトスペースを用いても運用できない事例が出ています。 現状の放送技術において、これ以上の縮減をし、周波数利用が逼迫すれば、混信等の視聴者サービスの低下の恐れがあり、国民に不利益が生じる可能性もあります。
(株)毎日放送	放送事業者	今後の電波の有効利用の必要性は現下の社会情勢、情報化社会、国際的な競争の中での日本の在り様を考えると十分に理解できるところで、国の施策として十分な議論、多様な立場の意見を汲み上げた上で、決定されることを希望します。 その一方で、「包括的な周波数の返上」が議論されるならば、放送の持つ公共性については、引き続き十分な配慮が必要と考えます。 放送は「1対多」の情報メディアとして、効率的、かつ操作が簡便、安価なコストというメリットを活かして、あまねく地域、年齢層、社会階層に広く普及、利用されているメディアです。 特に災害時には電波の輻輳に影響されることなく、生命財産を守る情報を伝達する手段であるという役割の重要性が再認識され、放送事業者は取材体制の強化、送信システムの信頼性向上、冗長性の確保に鋭意努力しているところです。近年の例では、アメリカにおいて度重なる巨大ハリケーン等の自然災害時にスマートフォン利用に依拠した通信系の情報伝達が末端の通信インフラの支障、電波の輻輳によって十分に機能しなかったことから、スマートフォン端末でFMラジオを受信できるよう求める動きが進んでいるところです。 また、地上テレビ放送は、デジタル化に伴い、遠隔地（山間部・島嶼部等）での放送にも、多くの地域で親局と同一の周波数（SFN, Single Frequency Network）の利用が可能になり、アナログ放送で使っていたVHF帯と合わせて、UHF帯の一部も返上したところです。しかしながら、混信等の技術的問題でSFN化できなかった地域については、やむを得ず異なる周波数（Multi Frequency Network）で放送しているのが現状です。これらの地域には、スマートフォン、インターネット接続端末等通信系機器の操作に不慣れな年齢層（いわゆる情報弱者）が多く居住されているという現実があり、これら諸点についても十分な配慮が必要で、何らかの移行方策を取る場合にあっては、メディア環境、利用者（視聴者）の対応能力等に十分に配慮した議論と実施までの時間の確保が不可欠と考えます。 放送に必要な電波は親局・中継局からの放送本体の電波だけではありません。災害時などに現場からの中継や映像素材の伝送を行うための回線、連絡用の無線などがあります。災害時には商用ネット回線は電波の輻輳の影響を受けることが危惧されており、自営の回線網の維持は、基幹放送事業者にとって重要です。 これら総合的な観点から、基幹放送事業者が務めるべき役割、公共性に配慮した議論が行われることを期待します。
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	・ 携帯電話事業者以外においては、上記の携帯電話事業者の認定期間終了後のルールを適用するのが適当である。
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	・ なお、停波・返上の影響はシステムや利用者数等によって異なることが想定されることから、画一的な判断を行うのではなく、システム毎の事情を勘案しながら検討を行うことが重要です。
(株)福岡放送	放送事業者	1. 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み 電波の有効利用の促進は重要な事ですが、公共的な電波の利用者である国民が不利益を被る事があってはならないため、周波数の返上等に関しては関係事業者を交えた十分な議論が必要と考えます。また、災害等の緊急時に使用されるシステムで使用されている周波数について、平常時の利用頻度や無線局の数のみを持って、有効利用されていないと判断する事の無い様に、個々のシステムの目的や役割を十分に考慮した評価が必要と考えます。
スカパーJSAT(株)	放送事業者	電波の有効利用は、国民にとっての価値を向上させていくことを目的としており、その価値には非常災害時や緊急事態の際に国民の生命・財産・安全を守るための利用や、山間へき地/離島等とのデジタルデバインド解消のための利用といった公共性も、経済的価値に並んで大きな位置を占めていると考えます。従い、十分に有効利用されていない帯域に対し周波数の返上等を求めるにあたっては、有効利用状況に関する評価基準や評価方法において、経済的価値のみを過度に重視することの無い様お願い致します。 また、周波数の返上等を円滑に行うためには、利用者の要件を満たす代替手段の用意、移行に伴う事業者・利用者等の人的・経済的負担の回避、事業者の逸失利益の補償等が必要になると考えます。

楽天(株)	電気通信事業者	公共用業務利用については、国の安全保障や公共サービス等の社会基盤として、国民の生活を支えていく上で非常に重要な役割を担っていると理解していますが、「規制改革推進会議」の審議のとおり、諸外国の例も参考にして公共用業務での電波利用状況の「見える化」をはかり、電波の有効利用の有無を評価していくことに賛同いたします。 十分に有効利用されていない公共用業務での電波について、縮減、共用、移行、再編、免許の取消し（返上等）を円滑に行う仕組みを導入し、有効利用の度合いが著しく低い場合には、使用帯域の縮減等を図っていく必要があると考えます。
楽天(株)	電気通信事業者	また、公共用業務以外の放送業務、固定通信業務及び移動体通信業務においても、それぞれ有効利用の度合いが評価され、同様の仕組みが図られる必要があると考えます。
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	● 周波数帯の再編等の検討の前提とされた「電波の利用状況の調査・評価」には、個々の電波利用システムの特性や役割を十分に勘案した「有効利用の度合い」の適切な評価基準が必要と考えます（4-(3)で後述）。 ● 有限希少な周波数資源を有効活用するため、電波利用システムの高度化、割当周波数帯の縮減、移行、再割当等の対応方針を周波数再編アクションプランに盛り込み、その上で周波数割当計画の改正に繋げていく現行の仕組みは適切と考えます。周波数帯の再編等によって、公共的な電波利用システムの利用者である国民が不利益を被ることがあってはなりません。公共的な電波利用システムの機能を万が一にも損なわないよう、周波数の再編等に当たってはこれまでどおり、関係事業者を交えた十分な検討と万全の対策が欠かせません。
朝日放送(株)	放送事業者	● 周波数帯の再編等の検討の前提とされた「電波の利用状況の調査・評価」には、個々の電波利用システムの特性や役割を十分に勘案した「有効利用の度合い」の適切な評価基準が必要と考えます ● 有限希少な周波数資源を有効活用するため、電波利用システムの高度化、割当周波数帯の縮減、移行、再割当等の対応方針を周波数再編アクションプランに盛り込み、その上で周波数割当計画の改正に繋げていく現行の仕組みは適切と考えます。公共的な電波利用システムの機能を万が一にも損なわないよう、周波数の再編等に当たってはこれまでどおり、関係事業者を交えた十分な検討と万全の対策が欠かせません。
(株)TBSテレビ	放送事業者	現在の電波利用状況の調査・評価は、「周波数利用状況調査」に基づき実施され、その結果を「周波数再編アクションプラン」に盛り込む仕組みになっており、その評価方法としては基本的には時間的な利用率が大きな指標となっています。しかしながら、無線機器の運用はシステムによって異なり、単に時間的な利用率だけではその有効性を示せないものもあります。 周波数帯再編等の検討の前提となる「電波の利用状況の調査・評価」に際しては、個々の電波利用システムの特性や、有効利用の度合いを反映した、「適切な評価基準」を先ず検討することが必要と考えます。
(株)テレビ信州	放送事業者	●周波数帯の再編等の検討の前提とされた「電波の利用状況の調査・評価」には、個々の電波利用システムの特性や役割を十分に勘案した適切な評価基準が必要と考えます。 ●周波数資源を有効活用するため、電波利用システムの高度化、割当周波数帯の縮減、移行、再割当等の対応方針を周波数再編アクションプランに盛り込み、その上で周波数割当計画の改正に繋げていく現行の仕組みは適切と考えます。 ●地上テレビ放送用の帯域はSFN（単一周波数ネットワーク）を用い周波数有効利用に努めていますが、すべての中継局をSFNで構築することは技術的に不可能です。長野県においては、NHK-G、NHK-E、民放4社が混信なく、放送エリアをあまねくカバーするために、13～52チャンネルの全てのチャンネルを使用している状況です。
(株)テレビ東京	放送事業者	●「電波の利用状況の調査・評価」には、個々の電波利用システムの特性や役割を十分に勘案した「有効利用の度合い」の適切な評価基準が必要と考えます。 【放送用帯域について】 ● 放送の公共的役割を果たすため、放送事業者はFPUやSTL／TTL、業務用連絡無線などの放送事業用無線局を基幹放送局と組み合わせ一体的に運用しており、放送用および放送事業用の帯域はそれぞれの目的や形態に応じて周波数をできる限り有効利用しています。 ● 地上テレビ放送用の帯域はSFN（単一周波数ネットワーク）をできる限り採用して周波数有効利用に努めています。すべての中継局をSFNで構築することは技術的に不可能であり、混信による難視帯の発生を避けて放送エリアをあまねくカバーするには、テレビ局の数の何倍かのチャンネルを使用せざるを得ません。

北日本放送 (株)	放送事業者	「別添 今後の電波有効利用のための方策に関する考え方」（以下「考え方」）の1では、周波数の返上等を円滑に行う仕組みを問うているが、その対象は「十分に有効利用されていない帯域」とされている。「十分に有効利用されていない帯域」であるかどうかは、電波の利用状況の調査・評価を踏まえとあるが、その調査・評価の具体的な基準が明らかにされていない。 周波数の返上等の仕組みを検討する前に、十分に有効利用されているかどうかに関する調査・評価の基準を設けるべきである。 その基準には様々な要素が挙げられるだろうが、関係する受信機や受信者の数、公共的な役割を担っているかどうか、という観点も当然に含まれると考える。また返上等の対象かどうかの基準であるので、返上等の現実的な可能性や、返上等による社会的影響の大きさもその基準に含まれると考えられる。 その基準により比較的容易に「十分に有効活用されていない」と見做せる帯域もあるかもしれないが、少なくとも地上テレビ放送の帯域については、リパック等を重ねて構築された世界に類を見ない稠密な中継局網が構成されており、関係する受信者数や果たしている公共的役割を考えただけでも返上等は現実的ではなく、対象となる帯域ではないと考える。
--------------	-------	--

個人 1	個人	電波有効利用に必要な「既存利用者による周波数返却」促進のための長期的方策（提案） 電波資源（周波数）が有効に利用されるためには、低効率利用者からの返却のための組織的手段が必要である。本意見は、そのための長期的方策（「EMM」と称する）を提案する。 I. 背景 1. 周波数帯の利用者は多数（万単位）であり、使用目的・内容也多岐にわたるため、個別事情を調査して適切に返却させることには困難が多い。 2. したがって、利用者全体に均一な行動規準を課すことによって低効率利用者からの返却を促進することが望ましい。 II. 目標 1. 周波数利用者が、返却時に、返却による損失を下回らない補償を受取るシステムを用意すること。 2. 返却された周波数の価値の合計が、返却に必要な補償額の合計を下回らないこと。つまり本方策の適用によって社会全体の厚生水準が増大すること。 3. 返却周波数帯は（ばらばらでなく）、連続していることが望ましく、返却対象の選択は（利用者でなく）政府が総合的観点から決定すること。 4. 本方策の導入時に使用者に与える激変ショックを緩和し、他方でその効果が長期的・漸次的に発現すること。 III. 方策内容（EMM方式） 1. すべての周波数利用者に、「周波数返却に同意するための必要補償額（周波数の供給価格、S）」を表明する義務を課し、それに伴う「周波数使用料年額（$R=r(S-D)$）」、rは政府が定める料率、Dは周波数入手のため政府に支払った代価（オークション落札額など）」の納入義務を課する。ただし、現行電波利用料を上回るRについてのみの納入とする。 2. 政府は毎年の使用料率（r）を定め、使用料Rを徴収する。ただしショック回避、漸次導入のため当初においては$r=0$に設定し、年次ごとに少しずつ上昇させる。 3. 政府は、表明されたSの単価が相対的に低い周波数から選んで返却させ、補償金を支払う。補償金財源は、返却周波数の新規割当（オークション他）によって調達する。この場合、新規割当収入合計が補償金合計を下回らないように返却周波数を決定する。 IV. 結果他 1. 上記方策により、低効率使用周波数が順次返却され、より効率が高い用途に割当てられると期待できる。 2. 方策の詳細、および将来時点での返却のための供給価格、（通信・放送事業者など）多数顧客へのサービス提供者のための供給価格など方策の一般化等については、下記を参照されたい。 [1] 鬼木甫、「周波数再編成（利用変更・移転）のエコノミクスII——新システム（EMM）による再編成加速の提案（前・後編）」（論文）、『InfoCom REVIEW』第58号pp. 20-44, 2012年；第59号pp. 2-24, 2013年、情報通信総合研究所。 [2] ———、「周波数帯再編成のための電波価格表示——とくに多数による電波共用と垂直構造中の電波間接利用」（発表概要）、第30回情報通信学会大会、東洋大学、2013年。<www7b.biglobe.ne.jp/~ieir/jpn/publication/201304a.html> 3. 参考図 (a) EMMの概要 (b) 利用料率$r(t)$の設定例 (c) 現行電波利用料とEMMによる「電波使用料（R）」収入の例示
------	----	---

関西テレビ放送(株)	放送事業者	放送用帯域の電波の利用状況の調査・評価は、大災害時に対する強靱性・速報性等でもって重要な社会インフラであることの有用性を踏まえた上で、テレビ番組の中継制作から演奏所及び送信所を経て国民視聴者に至るまで、送信・受信技術について裏付けられた専門性を担保することが必要と考えます。 放送局の無線局は、親局や中継局などの特定基幹放送局と共にS T L / T T L、F P U、業務用連絡無線などを様々な用途に対応するために保有しております。使用頻度だけで判断するのではなく、災害時にも速やかに報道して視聴者への情報提供を行うために、これらは一体的に支障なく運用できねばなりません。このような機能を損なわないよう、周波数の再編に当たっては関係事業者を交えた十分な検討と万全の検証が必要であると考えます。 また、地上テレビ放送用の帯域はS F N（単一周波数ネットワーク）を採用してできる限り周波数の有効利用を行っています。遅延量の増大や混信を避けるためにはS F Nだけで放送のネットワークを構築することはネットワークの形状やエリアなどから技術的に難しく、存在するテレビ局の何倍かのチャンネルが必要とならざるをえません。
個人2	個人	周波数割当を受けた全事業者の1MHz単位の年間収益を表示する。一定の収益基準を設定し、劣後事業者は退場を促す。
③その他		
中京テレビ放送(株)	放送事業者	十分に有効利用されていない帯域の縮減等の検討にあたって、テレビの放送用帯域が縮減可能であるという議論がなされているようですが、再度、関係者・有識者の意見を確認し、より深く議論をお願いしたいと考えます。 地上波テレビ局は地上デジタル化の際にSFNを最大限採用して、様々な事前調査やテストを経て、チャンネル配置を行い、現在に至っています。地デジ化の取組みは、効率的な電波利用＝周波数の有効利用、帯域の捻出に寄与したことは言うまでもありません。一方、電波干渉を起こさない周波数においては、他の用途にて既に活用されています。この現状をご理解の上、今後、適切にご議論をいただくようお願いいたします。
YRP研究開発推進協会	その他	情報通信技術の研究開発成果をいち早く市場に出すことにより利用者の利便の向上に資するとともに国際競争において優位に立つことができる。 そのためには、旧来の方式や技術による無線システムの更改を促進することが必要であり、それは、電波を社会・経済の役に立つように有効に利用することにつながるものである。 ○システム方式の更新がなく利用期間が長期にわたる無線局については、電波の有効利用がなされていないものと考えられるので、電波利用料が高くなる仕組み ○符号化方式や送受信技術などの電波利用技術に応じて電波利用料の増減を行う仕組み

2. 周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設

提出者	分類	提出された意見
①終了促進措置において新たに周波数割当てを受ける者が負担する費用の範囲の拡充・柔軟化		
(株)フジテレビジョン	放送事業者	●周波数再編を加速する現行の終了促進措置は、受益者負担の原則から有効な施策と考えます。
(株)岩手めんこいテレビ	放送事業者	周波数再編を加速させる手段として、現在導入している「終了促進措置」は、受益者負担の原則に沿ったものであり、有効な施策と思います。
四国放送(株)	放送事業者	終了促進措置は、周波数移行に要する費用等を新たな電波の割当てを受ける者が負担することで、電波の再編を早期に促進するためには有効な措置と認識します。
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	●周波数再編を加速し新たな電波利用サービス享受する国民の利益を早期に実現するうえで、現行の終了促進措置は有効な施策だと認識しています。これをさらに拡充する観点で、周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費についても新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲とすることや、移行時期を前倒しする既存免許人にメリットを多く設けるなど、既存免許人の対応可能性を高める措置は検討に値するものと考えます。
(株)テレビ信州	放送事業者	●現行の終了促進措置は有効な施策だと認識しています。さらに拡充する観点で、周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費についても新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲とすることや、移行時期を前倒しする既存免許人にメリットを多く設けるなど、既存免許人の対応可能性を高める措置は検討に値するものと考えます。
(株)テレビ朝日	放送事業者	・現行の終了促進措置をさらに拡充する観点から、周波数移行期間中の既存免許人の業務継続に必要な経費を新たに電波の割当てを受ける者が負担することや、移行時期を前倒しする既存免許人にメリットを多く設けるなどの移行促進措置は妥当と考えます。
長野エフエム放送(株)	放送事業者	周波数再編を加速し新たな電波利用サービス享受する国民の利益を早期に実現するうえで、現行の終了促進措置は有効な施策だと認識しています。これをさらに拡充する観点で、周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費についても新たに電波の割当てを受けるものが負担する費用の範囲とすることや、移行時期を前倒しする既存免許人にメリットを多く設けるなど、既存免許人の対応可能性を高める措置は検討に値するものと考えます。
朝日放送(株)	放送事業者	●周波数再編を加速し新たな電波利用サービス享受する国民の利益を早期に実現するうえで、現行の終了促進措置は有効な施策だと認識しています。これをさらに拡充する観点で、周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費についても新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲とすることや、移行時期を前倒しする既存免許人にメリットを多く設けるなど、既存免許人の対応可能性を高める措置は検討に値するものと考えます。
(株)福岡放送	放送事業者	2. 周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設 新たに周波数の割当てを受ける事業者が既存免許人の費用を負担する終了促進措置については、移行費用の範囲のみならず、移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費を含める事や既存免許人の移行時期によるインセンティブの段階的設定は、迅速に移行を進めるための仕組みとして引き続き検討を進めるべきと考えます。
静岡エフエム放送(株)	放送事業者	【①・②について】 ●周波数再編を加速し新たな電波利用サービス享受する国民の利益を早期に実現するうえで、現行の終了促進措置は有効な施策だと認識しています。これをさらに拡充する観点で、周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費についても新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲とすることや、移行時期を前倒しする既存免許人にメリットを多く設けるなど、既存免許人の対応可能性を高める措置は検討に値するものと考えます。
(株)愛媛朝日テレビ	放送事業者	周波数再編において、現行の終了促進措置は有効な施策であり、さらに拡充する観点では、周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費を、新たに電波の割当てを受けるものが負担する費用の範囲とする▽移行時期を前倒しする既存免許人にメリットを設ける。。。など。
関西テレビ放送(株)	放送事業者	国民の共有財産である周波数の有効利用促進のためにも、現行の終了促進措置は有効な施策であります。既存免許人の事業継続を損なわないために、割当てを受ける事業者から十分なメリットを享受する仕組み作りを検討することが大切と考えます。

提出者	分類	提出された意見
(株)フジテレビジョン	放送事業者	●現行の制度に加え、例えば、移行先周波数を利用する際のノウハウ構築や、移行先周波数を新たに使用する際の共用検討などを、周波数割当を受ける者が負担する範囲として検討することも、既存免許人のインセンティブを高める事になると考えます。また、利用者に混乱が生じないよう、周知や負担（受信機の買い替えや設定変更等）にかかるコストも勘案すべきと考えます。
スカパーJSAT(株)	放送事業者	終了促進措置において新たに周波数割当てを受ける者が負担する費用の範囲には、前項で述べた移行に伴う事業者・利用者等の経済的負担の回避、事業者の逸失利益の補償等が含まれるべきと考えます。
(株)毎日放送	放送事業者	先述のように、もし、「包括的な周波数の返上」の中に、地上テレビ放送の中継局や放送事業用無線設備で利用されている帯域を含めての検討がされるのであれば、現行視聴者の移行、事業者側の設備変更（送信出力の変更、有線放送等による代替、新規中継局の設置、受信側の機器調整等）に伴う費用負担については、新たな利用者（受益者）負担によって行われるべきであると考えます。
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	・ 弊社は700MHz帯、900MHz帯において終了促進措置による周波数移行を経験していますが、その経験を踏まえ、移行対象者の属性や利用形態等に応じて以下のような方策をとることが、円滑な周波数移行を行う上で有効と考えます。 ① 早期移行をするための方策 A) 代替機器の選定基準のガイドライン化 ・ 新免許人は、移行促進にあたり旧免許人に対し代替機器代金＋工事費等を負担していますが、この場合、旧免許人が選定した機器が日本独自仕様になっている、また同等の利用水準が期待できる代替サービスの選択を行わない等により経済合理性のないケースがあります。 ・ 従って、代替製品の選定基準をガイドライン化する等により、国際協調の図れた代替製品の調達、代替サービスの利用など周波数利用効率を上げ、経済合理性に沿った方策を講じるべきです。
②既存免許人の移行時期によるインセンティブの段階的設定		
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	・ 終了促進措置における費用負担額の重みづけの適用： 現行制度では、費用負担額が、周波数移行期間の初期と終盤で同じであるため、最後まで移行に応じない免許人が出てくることは避けられない。従って、移行促進を実現するには、移行に応じるタイミングに合わせた費用負担額の重み付けが必須ではないか。あるいは、早期移行に応じた免許人には、電波利用料の返還や、移行先周波数帯での電波利用料の一定期間の減免など、何らかのメリットがあるような制度にすべきである。 ・ 免許受付期間と連動した終了促進措置の適用（駆け込み申請の防止）： 終了促進措置が適用されることが確定した段階で、新規免許の受付を停止すべきである。
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	B) 移行時期によるインセンティブの段階的設定 ・ 旧免許人に対しては、早期移行の必要性が理解されない場合もあるため、インセンティブを付与することは有効と考えます。この場合でも、一定のルールを設けない状況下では、費用負担項目や水準を合意するために交渉が長期化し、却って移行が遅延する原因となります。 ・ 従って、新免許人が負担する費用は、移行に関連した合理的な費用項目の範囲内に留めることとし、一方で新免許人が移行作業を行うにあたっては柔軟な運用が可能となるような枠組みが必要です。 ・ また、年次傾斜等により段階的に移行費用負担額を減額できる選択肢を設けることもインセンティブが働くため有効です。 ・ なお、段階的に移行費用負担額を減額していく方法の他にも移行対象となった免許人の電波利用料を免許残期間に応じて上げていく方法も有効と考えます。 ・ ただし、以上の方策については、移行対象者の属性や利用形態等によって具体的な対策が異なることが想定されるため、柔軟に移行スキームが構築できる枠組みが望ましいと考えます。
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	● 周波数再編を加速し新たな電波利用サービスを享受する国民の利益を早期に実現するうえで、現行の終了促進措置は有効な施策だと認識しています。これをさらに拡充する観点で、周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費についても新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲とすることや、移行時期を前倒しする既存免許人にメリットを多く設けるなど、既存免許人の対応可能性を高める措置は検討に値するものと考えます。【再掲】
(株)テレビ信州	放送事業者	●現行の終了促進措置は有効な施策だと認識しています。さらに拡充する観点で、周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費についても新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲とすることや、移行時期を前倒しする既存免許人にメリットを多く設けるなど、既存免許人の対応可能性を高める措置は検討に値するものと考えます。【再掲】
(株)テレビ朝日	放送事業者	・ 現行の終了促進措置をさらに拡充する観点から、周波数移行期間中の既存免許人の業務継続に必要な経費を新たに電波の割当てを受ける者が負担することや、移行時期を前倒しする既存免許人にメリットを多く設けるなどの移行促進措置は妥当と考えます。【再掲】

提出者	分類	提出された意見
長野エフエム放送(株)	放送事業者	周波数再編を加速し新たな電波利用サービスを享受する国民の利益を早期に実現するうえで、現行の終了促進措置は有効な施策だと認識しています。これをさらに拡充する観点で、周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費についても新たに電波の割り当てを受けるものが負担する費用の範囲とすることや、移行時期を前倒しする既存免許人にメリットを多く設けるなど、既存免許人の対応可能性を高める措置は検討に値するものと考えます。【再掲】
朝日放送(株)	放送事業者	●周波数再編を加速し新たな電波利用サービスを享受する国民の利益を早期に実現するうえで、現行の終了促進措置は有効な施策だと認識しています。これをさらに拡充する観点で、周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費についても新たに電波の割り当てを受ける者が負担する費用の範囲とすることや、移行時期を前倒しする既存免許人にメリットを多く設けるなど、既存免許人の対応可能性を高める措置は検討に値するものと考えます。【再掲】
(株)福岡放送	放送事業者	2. 周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設 新たに周波数の割り当てを受ける事業者が既存免許人の費用を負担する終了促進措置については、移行費用の範囲のみならず、移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費を含める事や既存免許人の移行時期によるインセンティブの段階的設定は、迅速に移行を進めるための仕組みとして引き続き検討を進めるべきと考えます。【再掲】
静岡エフエム放送(株)	放送事業者	【①・②について】 ● 周波数再編を加速し新たな電波利用サービスを享受する国民の利益を早期に実現するうえで、現行の終了促進措置は有効な施策だと認識しています。これをさらに拡充する観点で、周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費についても新たに電波の割り当てを受ける者が負担する費用の範囲とすることや、移行時期を前倒しする既存免許人にメリットを多く設けるなど、既存免許人の対応可能性を高める措置は検討に値するものと考えます。【再掲】
(株)愛媛朝日テレビ	放送事業者	周波数再編において、現行の終了促進措置は有効な施策であり、さらに拡充する観点では、周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費を、新たに電波の割り当てを受けるものが負担する費用の範囲とする▽移行時期を前倒しする既存免許人にメリットを設ける。。。など。【再掲】
スカパーJSAT(株)	放送事業者	既存免許人の移行時期によりインセンティブを段階的に設定することは、移行促進に対して一定の効果が期待できるかもしれませんが、段階的に設定する場合でも前述の費用負担は行われるべきと考えます。
個人2	個人	米国版インセンティブオークションのように移行金を用意するしかない。但し、日本では周波数オークションを採用していないので財源がない。財源は現在ほぼ無償で電波割当を受けた受益者から徴収すべきだ。携帯電話事業者や放送事業者は電波という固有値を無償で使っている現状を変えるべき。不公平・不公正を正す時期にきている。
③免許帯域から免許不要帯域へ変更する場合の促進策		
無線LANビジネス推進連絡会	その他事業者	免許帯域のシステムを免許不要帯域へ移行する場合、IoTの普及などによる免許不要局の一層の増加が想定される中、移行先の免許不要帯域の逼迫状況と既存システムへの与干渉を十分に考慮した上、移行先を検討することが望まれます。
④公共用帯域の再編等も含め、様々な周波数帯において既存免許人を迅速に移行させるインセンティブ確保の仕組み		
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	・ 柔軟な補償を認めるべき： 既存免許人全てが現行と同じシステム/無線機で事業を継続したいと考えているわけではないはず。周波数の再編は、他帯域への移行ありきではなく、同等の事業が継続できる他システムへの変更のオファーができるようにすべきではないか。
日本放送協会	放送事業者	周波数移行において終了促進措置を実施することは妥当と考えます。終了促進措置の実施にあたっては、移行対象となる無線局の計画的な運用や移行整備の円滑な実施が担保されるよう検討する必要があると考えます。
名古屋テレビ(株)	放送事業者	周波数移行を促すためにインセンティブを設定することは有効な措置であると考えます。
電気事業連合会	その他事業者	周波数移行の促進策として、移行工事等の費用負担適用範囲の拡大や、電波利用料割引等は有効であると考えます。

提出者	分類	提出された意見
電気事業連合会	その他事業者	ただし、電気事業用無線は、電力の安定供給のために厳しい停止制約のもと運用しており、設備規模も大きく、短期間での移行が難しいため、移行が必要な場合は、適切な移行期間を設けていただくようお願いいたします。 公共用帯域の再編を検討する際、その必要性や社会的影響を十分に議論していただくようお願いいたします。
個人3	個人	900MHz帯の周波数再編において、実際に周波数移行を実施した立場から、新たに周波数を利用する事業者が必要な移行費用を負担する現行制度には賛同します。 更なる周波数移行の促進および円滑な実行のためには、費用負担範囲の拡大も含めた検討が必要と考えます。
⑤免許不要帯域を再編する場合の課題とその対策		
無線LANビジネス推進連絡会	その他事業者	無線LAN等免許不要帯域を利用するシステムは、無線方式の規格化からLSIや機器等の開発・製造・販売に至るまで全世界に広がるエコシステムを構成しており、免許不要帯域の再編に当たっては、免許が不要なことから利用帯域を意識せず利用しているユーザーの存在や国際的な調和を意識した上で進める必要があります。
KDDI(株)	電気通信事業者	・ 免許不要帯域の再編においては、残存する無線局への対応が必須であると考えます。 ・ 免許不要局の所在を全て把握し廃止することは困難であることから、再編後に当該帯域を利用する無線局が残存する免許不要局から電波干渉を受ける可能性が考えられます。 ・ 再編後に当該帯域を利用する無線局が「開設計画」に基づく携帯電話の場合、残存する免許不要局との電波干渉により、計画の履行が困難となる可能性があるため、免許不要帯域の再編においては、制度的な配慮が必要であると考えます。
KDDI(株)	電気通信事業者	・ また、残存する免許不要局の早期廃止のため、総務省が実施している電波監視機能の活用が有効であり、必要により電波監視システムの機能強化を図ることを検討すべきと考えます。
⑥その他		
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	C) 行政によるサポート ・ 税制優遇措置や行政による旧免許人への働きかけ、等が移行をさらに加速させるための仕組みとして有効です。 ② 残存免許人を確実に移行させるための方策 A) 行政によるサポート ・ 免許期限間近まで残存しようとする免許人との仲裁機能を設けていただくことが有効です。
KDDI(株)	電気通信事業者	・ 移行対象が複数の既存免許人の場合には、インセンティブにより移行促進が図られない可能性が想定されるため、インセンティブの考え方については、これまでの事例（例えば700MHz帯の終了促進措置）を踏まえた十分な議論が必要であると考えます。 ・ インセンティブ設定の自由度が与えられ、免許人毎の柔軟な対応が行えたとしても、移行対象の既存免許人が多い場合、個々の交渉において免許人間の公平性を担保することが困難となる可能性があり、移行渋りする免許人が出てくることで、移行が進まなくなる場合が考えられます。 ・ 一方、インセンティブ範囲を限定した場合には、複数の免許人全ての移行を促すインセンティブの設定が困難と考えられ、速やかな移行完了を実現することが出来ない可能性があると考えます。
YRP研究開発推進協会	その他	割当を受けながら利用していない周波数がある場合には、利用開始前に研究開発などの一時的な電波利用に割り当てることが望まれる。 また、未利用周波数帯の幅に応じて電波利用料を増減する仕組みを導入する。未利用の周波数帯を放置することは、他の用途でその周波数を利用することで発生するはずの便益を失っていることになる。例えば、研究開発のためにその周波数が利用できれば、世界に先駆けて新技術を確認できるかもしれない。
北日本放送(株)	放送事業者	「考え方」の2では、周波数移行を促すインセンティブを問うているが、最低限必要な条件は、移行してもその無線局の機能がなんら損なわれず、移行に際しての費用が手間等を含めて十分に補われることであろう。ここでは周波数移行を促すインセンティブが問われているが、その最低限必要な条件を満たした上での何らかの利益がインセンティブになるのではないだろうか。

3. 割当に関わる制度の見直し

提出者	分類	提出された意見
①新たに割り当てる周波数帯について、その経済的価値を踏まえた金額（周波数移行、周波数共用及び混信対策等に要する費用を含む。）を競願手続にて申請し、これを含む複数の項目（人口カバー率、技術的能力等）を総合的に評価することで、価格競争の要素を含め周波数割当を決定する方式の導入、その具体的な在り方		
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	・ 経済的価値を踏まえた金額を含む総合的な評価： 現行の「比較審査方式」の更なる改善により、総合的に評価を行うことは妥当と考える。一方で、経済的価値を踏まえた金額の評価配分が多くなりすぎないようにする等、適切な「評価項目」や「基準」、「配分」等の設定が必要不可欠である。
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	・ 価格競争の要素を含めた新たな周波数割当方式においては、設備投資等が抑制されることのないよう「価格競争の要素」が支配的にならないようにすべきです。 ・ 具体的には、開設計画の認定に係る審査において競願時審査項目の一つとして位置づけ、人口カバー率、安全・信頼性対策等の他審査項目も含めて総合的に評価する制度とすべきです。
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	さらに、電波は様々な無線通信の根幹をなすものであることから、新たな割当制度を実施する際には、審査項目、審査方法(各項目の重みづけ等)の詳細について、第三者も交えオープンな場で決めていくことが必要と考えます。 ・ なお、通信各社は2020年の東京オリンピック・パラリンピックでの5G提供を目指しております。本議論に影響されず、時期を逃さずに5G向け周波数の割当てを行うことを要望します。
KDDI(株)	電気通信事業者	・ 経済的価値を踏まえた金額の評価方法については慎重な議論が必要であると考えます。 ・ 経済的価値を踏まえた金額の多寡が比較審査基準の支配的指標となった場合、人口カバー率や安全・信頼性要件等、その他の比較審査項目が軽視されることになり、電波の有効利用を阻害する要因となる可能性があることから、慎重な議論が必要であると考えます。
関西テレビ放送(株)	放送事業者	提案方式は現行の比較審査と入札の両方を取り入れた方式と思われますが、電波利用料と競願時の金額との関係をどうするのかも明確にする必要があると考えます。金額に重点を置く資本を多く持つところがより優位となり周波数寡占につながりかねないと思われ、談合などの発生も懸念されることです。単なる価格競争の観点だけではなく、真に国民の利益に資するかどうかの審査や、その普及の努力義務、また、移行や新規開設に伴う混信等が発生しないような技術的検討、などが十分かつ慎重になされるような仕組みがより重要と考えます。
スカパーJSAT(株)	放送事業者	金額を含む複数の項目を総合的に評価することにより周波数割り当てを決定する方式については、金額以外の項目を金額と同一の指標で評価することになりますので、その換算方法について慎重な検討が必要になるものと考えます。
(一社)日本新聞協会	その他	日本新聞協会メディア開発委員会は、総務省「電波有効利用成長戦略懇談会」（以下、本懇談会）に対し下記の意見を表明する。 電波は有限かつ希少な国民共有の財産であり、これを公平かつ透明な方法で割り当て、より効率の高い使い方を検討することは国民の利益にかなう。しかし電波の経済的価値を過度に重視した割り当て手法を採れば、国民生活に悪影響を及ぼす恐れがある。 本懇談会は、新規割り当てを対象とした見直し案として「電波の経済的価値を踏まえた金額を競願手続きで申請」「競り上げによるオークション」を挙げた。欧米などで放送帯域を除いた「電波オークション」が広く実施されていることは事実だが、一方で①落札費用が事業者の経営を圧迫する②事業者が落札費用を利用者に転嫁し通信費が高騰する③資金力の豊富な事業者による寡占が進む——などの弊害を指摘する声も根強い。実際ドイツでは、応札した事業者が資金難に陥りサービスを停止・断念したケースが相次いだこともある。 仮に「電波オークション」などの割り当て手法が放送用帯域にも適用されれば、小規模な放送事業者が資金不足から応れできず、結果として地方における情報発信の担い手が減少することにもなりかねない。これは放送法の根幹をなす「多元性・多様性・地域性」の原則を損なうことであり、結果として憲法が保障する「国民の知る権利」をも損なうことである。 他方、わが国の電波法に外資規制がなく、オークションには海外事業者も応札可能なことから「安全保障上の問題も出てこないではないという危惧がある」（新藤義孝総務大臣。2013年5月21日衆院総務委員会）との指摘もある。 総務省がより国民の利益に資する割り当て手法を検討することは理解できる。一方で、政府の規制改革推進会議の席上、通信・放送事業者の双方から電波オークション導入に否定的な意見が出されるなど、過度に電波の経済的価値を重視する割り当て手法に対する懸念は大きい。本懇談会には、こうした懸念に配慮しつつ、新たな割り当て手法の検討や制度設計を進めるよう要望する。

日本放送協会	放送事業者	放送用及び放送事業用周波数の割当において、経済的価値の考え方を導入することは、放送の公共性や社会的基盤としての役割を損ねる可能性があるため、なじまないと考えます。このため価格競争の要素を含めた割当方法やオークション制度の検討においては、放送用及び放送事業用周波数を対象としないことが妥当と考えます。
讀賣テレビ放送(株)	放送事業者	●放送は公共性や安定的な継続が求められる事業であり、経済的な価値や効率に偏った電波の有効利用を主目的とするオークション制度や価格競争の要素を含める方式には馴染まず、対象とすべきではないと考えます。 ●更に、FPUや連絡無線、中継用固定回線などの放送事業用無線局も、災害報道やあまねく普及を実現するため、基幹放送に必要不可欠な一体不分離ものであり、オークション制度や価格競争の要素を含める方式の対象外とすることが適当であると考えます。
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	●公共的役割を担う基幹放送が安定的に放送番組を国民視聴者に送り届けるには、「放送サービスが継続可能であること」や「公共的役割を果たす能力・実績があること」などが前提であり、現行の比較審査方式による放送局免許で厳しく審査されるところです。入札金額の多寡で放送事業者を選定することなどは、こうした重要な前提を危うくしたり、崩しかねません。基幹放送の放送用・放送事業用周波数の割り当ては、価格競争の要素を含めて決定する方式や競り上げによるオークション制度になじまないと考えます。
(株)テレビ東京	放送事業者	●公共的役割を担う基幹放送が安定的に放送番組を国民視聴者に送り届けるには、「放送サービスが継続可能であること」や「公共的役割を果たす能力・実績があること」などが前提であり、現行の比較審査方式による放送局免許で厳しく審査されるところです。入札金額の多寡で放送事業者を選定することなどは、こうした重要な前提を危うくしたり、崩したりしかねません。基幹放送の放送用・放送事業用周波数の割り当ては、価格競争の要素を含めて決定する方式や競り上げによるオークション制度になじまないと考えます。
朝日放送(株)	放送事業者	●公共的役割を担う基幹放送が安定的に放送番組を国民視聴者に送り届けるには、「放送サービスが継続可能であること」や「公共的役割を果たす能力・実績があること」などが前提であり、現行の比較審査方式による放送局免許で厳しく審査されるところです。入札金額の多寡で放送事業者を選定することなどは、こうした重要な前提を危うくしたり、崩しかねません。基幹放送の放送用・放送事業用周波数の割り当ては、価格競争の要素を含めて決定する方式や競り上げによるオークション制度になじまないと考えます。
(株)テレビ信州	放送事業者	●現行では、放送局の免許申請は「基幹放送局の開設の根本的基準」に従い、公共的役割を担う基幹放送として安定的に放送番組を国民視聴者に送り届けることができるまで厳しく審査されています。入札金額の多寡で放送事業者を選定することなどは、こうした重要な前提を危うくし崩しかねません。基幹放送の放送用・放送事業用周波数の割り当てには、価格競争の要素を含めて決定する方式や競り上げによるオークション制度を取り入れるべきではありません。
長野エフエム放送(株)	放送事業者	競り上げによるオークション制度では、高い入札金額を当該事業で回収する必要性に迫られます。この制度が真に国民の財産の有効利用となるか疑問です。割り当てを受ける事業者を入札金額の多寡のみで決めるべきではありません。 公共的役割を担う基幹放送が安定的に放送番組を国民に送り届けるには「放送サービスが継続可能であること」や、「公共的役割を果たす能力・実績があること」などが前提であり、現行の比較審査方式による放送局免許で厳しく審査されているところ。入札金額の多寡で放送事業者を選定することになれば、こうした重要な前提を危うくしたり崩しかねません。基幹放送の放送用及び放送事業用周波数の割り当ては価格競争の要素を含めて決定する方式や競り上げによるオークション制度にはなじまないと考えます。
(株)愛媛朝日テレビ	放送事業者	公共的役割を担う基幹放送が安定的に放送番組を国民に送り届けるには、「放送サービスが継続可能である」「公共的役割を果たす能力・実績がある」などが前提であり、現行の比較審査方式による放送局免許で厳しく審査されるところです。入札金額の多寡で放送事業者を選定することなどは、こうした重要な前提を危うくしたり、崩しかねません。基幹放送の放送用・放送事業用周波数の割り当ては、価格競争の要素を含めて決める方式や競り上げによるオークション制度になじまないと考えます。 また、地方局は年々、経営の根幹である広告出稿が減っており、オークション制度の適用は支出を増やし、経営を揺るがしかねないものです。
(株)テレビ朝日	放送事業者	・基幹放送が安定的に放送番組を国民視聴者に送り届けるには、放送サービスが安定的に継続できる環境にあることや、それを手掛ける事業者が公共的役割を果たす能力・実績があることなどが前提であり、これは現行の比較審査方式においても厳しく審査されることによって十分担保されていると考えます。 ・一方で、入札金額の多寡で放送事業者を選定した場合、こうした前提を損なうおそれがあるため、放送用・放送事業用周波数の割り当ては、価格競争の要素を含めて決定する方式やオークション制度にはなじまないと考えます。
(株)中国放送	放送事業者	有限な国民の財産である電波をオークションによる入札金額の多寡によって事業者選定の基準とすることは、放送局の経営を不安定なものとする可能性があります。 これは番組の質、量、更には事業の継続に影響を及ぼし、報道の中立性、公平性を担保出来ず、大規模災害時等に視聴者の安心・安全を損なうことになりかねません。 価格競争により放送事業者を決定することは、放送用及び放送事業用周波数の割当てにはなじまないと考えます。

日本テレビ放送網(株)	放送事業者	電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。
(株)テレビ金沢	放送事業者	電波の公共性を考えると、電波利用制度に経済的価値を持ち込むことは不適切だと考えます。放送利用に関しては、災害時に報道機関としての使命を果たす意味からも、経済的価値を持ち込むことは、なじまないと思います。継続検討となったオークション制度についても、極めて慎重な検討が必要だと考えます。
(株)宮城テレビ放送	放送事業者	特に、災害時の報道機関の役割を果たすためにも経済的価値が持ち込まれることは馴染まないと考えます。
日本海テレビジョン放送(株)	放送事業者	電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは、基本的に相いれないと考えます。
青森放送(株)	放送事業者	電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。
(株)テレビ宮崎	放送事業者	電波の放送利用に関して、災害時に報道機関としての使命を果たすためにも経済的価値を持ち込むことは馴染まず放送用に割り当てられた帯域への価格競争の要素を含める方式の導入には反対です。仮に電波有効利用のために現状の放送用帯域を返上された場合、チャンネル移行が必要になりその際混信による受信障害が発生するなど県民・視聴者や我々放送事業者にも多大な負担が発生いたします。視聴者保護からみても実際どのようなニーズがあるのか十分議論すべきだと思います
札幌テレビ放送(株)	放送事業者	電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。
山口放送(株)	放送事業者	●電波の公共性を考えた場合、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と言えます。 特に電波の放送利用に関しては、我々ローカル放送局が災害時の報道機関としての大きな使命を果たしているという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。
山形放送(株)	放送事業者	・電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。
(株)鹿児島讀賣テレビ	放送事業者	経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。電波の放送利用に関しては、特に災害時の報道機関として公共的な責任を果たす役割を担っており、経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。
(株)福岡放送	放送事業者	3. 割当に関わる制度の見直し 周波数の経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込む事は不適切であると考えます。特に放送利用の電波に関しては、災害時に報道機関としての使命を果たす上で重要なものであり、経済的価値を持ち込むべきではないと考えます。
北日本放送(株)	放送事業者	「考え方」の3に挙げられた①項は従来の比較審査に経済的価値を取り入れる手法であり、④項に挙げられている周波数の二次取引はオークションから派生する考え方であろう。周波数の有効利用と手続きの透明性、迅速性を、経済的価値を用いて追求する意図は理解するが、①項と④項は基本的には両立せず、経済的価値の用い方の難しさが分かる。 放送について考えれば、多数の視聴者がおり、特に地上放送は社会の基盤として安定した運用が求められ、また災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは基本的になじまない。制度に経済的価値を持ち込むのは既存の放送帯域ではなく、新規に事業を行おうとする帯域を対象にすべきである。
南海放送(株)	放送事業者	・電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。 ・放送の正確性や倫理性が強く求められる昨今、経済的価値が前面に出過ぎ、電波利用の本来の目的や趣旨が歪められるだけでなく、経済性で都市部に大きく遅れを取る地方部が切り捨てられるような方向で議論が進むようであれば、強い憂慮を覚えざるを得ません。
(株)静岡第一テレビ	放送事業者	電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。 特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。
西日本放送(株)	放送事業者	電波の公共性に鑑み、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。
日本テレビ放送網(株)	放送事業者	放送用に割当られている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対をします。

(株)テレビ大分	放送事業者	電波の放送利用に関しては、災害時に報道機関としての使命を果たすためにも経済的価値を持ち込む事は馴染まず、放送用に割当てられている帯域への価格競争の要素を含める方式の導入には反対です。
(株)テレビ金沢	放送事業者	放送用に割当てられている帯域について、価格競争の要素を含める方式の導入には反対します。
(株)宮城テレビ放送	放送事業者	経済的価値を優先するあまり価格競争の要素を含める方式の導入には、反対します。
日本海テレビジョン放送	放送事業者	放送用に割当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対です。
青森放送(株)	放送事業者	放送用に割当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対をします。
(株)テレビ宮崎	放送事業者	電波の放送利用に関して、災害時に報道機関としての使命を果たすためにも経済的価値を持ち込むことは馴染まず放送用に割り当てられた帯域への価格競争の要素を含める方式の導入には反対です。仮に電波有効利用のために現状の放送用帯域を返上された場合、チャンネル移行が必要になりその際混信による受信障害が発生するなど県民・視聴者や我々放送事業者にも多大な負担が発生いたします。視聴者保護からみても実際どのようなニーズがあるのか十分議論すべきだと思います 【再掲】
札幌テレビ放送(株)	放送事業者	放送用に割当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対をします。
山口放送(株)	放送事業者	放送用に割り当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対します。
中京テレビ放送(株)	放送事業者	周波数の割当について、競願手続にて申請し、価格競争の要素を含め決定する方式の導入を検討されているようですが、放送関連周波数を金額の多寡によって、使用事業者を決めることには反対いたします。我々、地上波テレビ局は教育・教養番組の放送とともに、災害時には、その被害の軽減に役立つ放送を行うなどの公共的な役割を担っています。このような高い公共性を担うことから、価格競争の結果で事業者を決定することはそぐわないと考えます。
山形放送(株)	放送事業者	・放送用に割当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対をします。
西日本放送(株)	放送事業者	放送用に割当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入はすべきではないと考えます。
(株)鹿児島読賣テレビ	放送事業者	放送用に割り当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対いたします。
(株)静岡第一テレビ	放送事業者	放送用に割当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対をします。
(株)長崎国際テレビ	放送事業者	電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。放送用に割当てられている帯域については、放送が災害時の報道機関としての使命を果たし、豊かな国民生活、地域文化の維持発展等へ寄与しているという観点からも、価格競争の要素を含める方式やオークション制度の導入にはなじまないと考えます。
(株)山梨放送	放送事業者	放送用周波数の割り当てに価格競争の要素を含めるべきではないと考えます。
(株)高知放送	放送事業者	放送事業者は、災害時にも信頼のおける情報を安定的に入手できる重要なライフラインであり、その公共性や使命を考慮すると、経済的価値を過度に評価することは適切ではないと考えます。そのため、民間放送事業者が利用している帯域について、価格競争を助長するような割当方式に反対します。
(株)福島中央テレビ	放送事業者	電波が国民生活に果たす公共性を考慮すれば、電波利用制度に経済的価値を過度に持ち込むべきではないと考えます。オークション導入も含めて過度な経済的価値を持ちこむことは、一番の利用者であり受益者である国民に利用料金の値上げという形で転嫁されることが危惧されます。地上波放送は災害時には全てに優先して国民の安全・安心を守る報道を行ってきた実績があり、福島県においても福島第一原発の事故の際にその現状を伝え、十分に役割を果たしてきたと考えています。経済的価値が優先されることがないように望みます。
(株)TBSテレビ	放送事業者	電波は有限な国民の財産であり、割当てには、その事業の果たす公共的な役割を最重視すべきと考えます。
RKB毎日放送(株)	放送事業者	●周波数の経済的価値のみで判断するのではなく、非常災害時の避難情報や情報発信を地域エリアにあまねく伝えていくという取り組みに代表される社会的価値を重要な判断項目として、周波数割り当てが行われるべきと考えます。
テレビ大阪(株)	放送事業者	電波の経済的価値の反映については、多くの視聴者に同時に輻輳なく必要な情報を伝達できる放送の特性に留意され、収益性を重視するあまり公共性が置き去りになることのないよう希望します。

(株)フジテレビジョン	放送事業者	●新たな割り当て方式の検討にあたっては、既存の方式等と比較した場合のメリット・デメリットにつき、定量的・定性的な根拠を具体的かつ客観的に示していく必要があると考えます。 ●周波数の割り当てに価格競争を過当に求めると、利用者への過大な利用料転嫁や、事業者の負担増大にともなうサービスの低下や縮小が起り、国民・利用者にとって不利益となる可能性があることに留意する必要があります。 ●放送においては、あまねく放送する義務や国民の知る権利への貢献、災害報道のような国民の安心・安全につながる報道等の公共的役割が求められており、経済的価値を重視するあまり、これらの役割が軽視されることのないよう、バランスのとれた制度設計を要望します。
楽天(株)	電気通信事業者	「規制改革推進会議」の審議を経て取り纏められた「新しい経済政策パッケージ」のとおり、IoT、AI、ビッグデータ等により社会問題を解決するSociety5.0では、電波は非常に重要な役割を担うものと考えます。また社会問題の解決に加えて、日本経済の発展のためには、IoTを始めとした移動体通信に関する技術やサービスでのイノベーションは不可欠です。 イノベーションを活性化するためには、移動体通信事業への新たな電波割当ての際、既に割り当てられた電波の逼迫度合いの基準ではなく、新サービスや料金の低廉化などイノベーションへの貢献度の評価が行われることを要望いたします
個人2	個人	a. 周波数割当てでは有償とすべき。2段に分ける。1つは基本料で一律、もう一つは事業収入に比例した電波料。 b. 周波数割当てには、周波数オークションが比較優位な政策に思える。 c. 既得権益優遇策を変えて新規参入の可能性を制度化する。その際新規参入には逆ハンディキャップ、すなわち落札価格のみの負担とし、既得権益事業者には落札価格の2倍の負担とする。 d. 周波数割当政策に公平・公正・透明な競争政策の導入を望む。
②このような新たな割当手法により生じる収入の使途として、周波数移行の促進、新たな混信対策、5G等電波利用の振興、Society5.0の実現等のために活用するための方策		
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	・ 新たな周波数割当てにより得られた収入の使途： 一般財源化するのではなく、5Gの推進に向けた技術開発、実証実験等、新たな周波数の利活用に関する研究開発の推進や、新たな周波数の創出・活用に関する事務※にのみ限定して活用すべきである。 ※ 周波数移行、周波数調整、電波監視、不法無線局の摘発、電波有効利用の啓発、等
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	・ 新たな割当手法により発生する負担金については、ICT等の促進に寄与するものに活用すべきと考えます。 活用例) 地方への光ファイバ整備(電力含む)、地方行政のICT基盤整備、等
KDDI(株)	電気通信事業者	・ 電波利用により生じる収入については、ICT/電波利用に関する事項に活用されるべきものと考えます。 ・ 新たな割当手法により生じる収入については、原則、ICT/電波利用の更なる発展に寄与する取り組みに優先して活用されるべきと考えます。 ・ 具体的な活用分野は、その負担の度合いを勘案した検討がなされることを希望します。
KDDI(株)	電気通信事業者	・ 電波利用の発展と電波有効利用の推進には、これを推進する人材の育成が急務であり、国の施策として人材育成の強化も優先して実施すべきと考えます。
東日本電信電話(株)	電気通信事業者	・ 本格的な人口減少と少子高齢化の時代を迎え、地域においても、暮らしを支える労働力の不足、地域経済の縮小等の克服すべき多くの社会的な課題が顕在化しており、こうした課題の解決にはICTの利活用が不可欠であると考えます。 ・ 現在でも教育・医療・観光・農業等の分野で遠隔授業や遠隔医療といったアプリケーションやソリューション等、幅広いサービスが無線・固定を問わず様々な技術で提供されており、今後もICTサービス・技術の発展が進むものと考えられます。 ・ 自治体等がICT利活用を促進し、社会的課題解決を図るにあたり、多様化するICTサービスを円滑に導入できるよう、有限な電波を効率的に利用することや、電波利用料を有効的に活用することが重要であると考えます。
西日本電信電話(株)	電気通信事業者	・ 本格的な人口減少と少子高齢化の時代を迎え、地域においても、暮らしを支える労働力の不足、地域経済の縮小等の克服すべき多くの社会的な課題が顕在化しており、こうした課題の解決にはICTの利活用が不可欠であると考えます。 ・ 現在でも教育・医療・観光・農業等の分野で遠隔授業や遠隔医療といったアプリケーションやソリューション等、幅広いサービスが無線・固定を問わず様々な技術で提供されており、今後もICTサービス・技術の発展が進むものと考えられます。 ・ 自治体等がICT利活用を促進し、社会的課題解決を図るにあたり、多様化するICTサービスを円滑に導入できるよう、有限な電波を効率的に利用することや、電波利用料を有効的に活用することが重要であると考えます。

スカパー JSAT(株)	放送事業者	新たな割当手法により生じる収入の使途として5G等電波利用の振興やSociety5.0の実現等が挙げられていますが、これらのための周波数を割り当てる際の収入については、結果として割当てを受ける者に還流することにもなり得ますので、電波利用料の共益費の側面に照らし公平性が損なわれる事が無いようにすべきと考えます。
ソフトバンク (株)	電気通信事業者	・ 活用方法については、具体的な事業の目的及び事業規模は割当要件策定時に予め定めることとし、かつ中期的な事業遂行にも対応できる枠組みが適切と考えます。 ・ なお、負担金が有効かつ適正に活用されるよう、事後に第三者を交えて効果の検証を行うことが必要です。 ・ また、負担金の位置づけとして、電波利用料と整合性を図ることも課題と考えます。
個人4	個人	今後広く普及が見込まれるIoT(Internet of Things)用途に関わるセンサネットワークでは、小電力で長距離の伝送が期待できるUHF帯におけるコグニティブ無線技術を活用したホワイトスペースの利用は、将来予想されるセンサネットワーク向けの無線周波数の不足を補うのに有効と考えられます。 平成25年1月に公表された「ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み最終とりまとめ」において、センサネットワークについては、「技術的検討を行った後に、制度整備を行う予定である」とされています。これはTV放送など優先順位の高い無線システムを保護するための事前調整を元にしたホワイトスペース利用と考えられますが、IoT向けには極めて多数の無線機器の普及が予想され、事前調整には限界があるものと思われる。 ホワイトスペース利用のためのコグニティブ無線技術の研究は大学関係者を中心に継続的に研究が進められており、電波利用料による研究開発も行われています[1]。一方IEEE802.15.4mなどTVホワイトスペースを利用したセンサネットワークの国際標準規格も策定されてきています。これらを踏まえ、ホワイトスペースのより機動的な利用を進めるために、特に（無線局の位置情報に基づく）データベースによる時間領域における一時的なホワイトスペース利用に向けて必要となる技術的条件や制度設計などの検討を促進すべきと考えます。 またホワイトスペース利用を含めた周波数共有は、周波数の有効利用を図る上で必須と考えますが、それに関わる技術的検討と制度設計は、時には国際法への働きかけを含めた長期的な取り組みを必要とするため、単なる短期的な規制緩和の次元にとどまらず、長期的な制度設計と取り組みを支える継続的かつ着実な検討及び技術面での研究開発を進められることを要望します。
③入札価格の競り上げにより割当てを受ける者を決定するオークション制度のメリット・デメリット、導入した各国における課題等		
KDDI(株)	電気通信事業者	・ オークションの導入により、お客様の利便性や電波利用発展を阻害する大きな課題があると認識しており、現行の比較審査方式による携帯電話用周波数の割当てにより、携帯電話は電波利用の発展に十分寄与しているものと考えます。 ・ オークション導入により周波数獲得のための費用負担が発生すると、エリアの拡張、通信速度の向上、新機能の導入、低料金プランの提供等のお客様利便性向上の取り組みに加え、災害対策の取り組み等に支障をきたし、電波利用発展の阻害になるものと考えます。 ・ 2020年の5G実現を始め、今後の新技術導入の遅延が発生し、日本の国際競争力へも影響を及ぼす可能性があると考えます。 ・ また、市場支配力の高い事業者に周波数が集中することで事業者間格差が拡大し、公共性の高い携帯電話事業の公正な競争に影響を与える可能性について、慎重かつ十分な議論が必要であると考えます。 ・ なお、諸外国において、オークションの落札額高騰により、事業継続不能（米NextWave社、独MobilCom社、Quam社）、株価の下落（オランダ3G/4Gオークション）、設備展開／サービス普及の遅延（欧州3G）等の事例が発生していることから、オークション導入には慎重な検討が必要であると考えます。
ソフトバンク (株)	電気通信事業者	・ 日本の携帯電話市場においては、現行の比較審査方式による割当ての下、通信各社の競争により世界でも高水準のサービスを提供しています。 ・ 他方、欧州・米国においては、3Gのオークション費用高騰により、現在まで2Gのネットワークが残存する等、長期に渡ってネットワークの高度化が阻害されている例や、投機目的の取得により周波数が有効活用されていない例等、オークションの失敗と見受けられる事例が少なからず存在します。 ・ 通信各社は、5G等新世代システムに向けた設備投資やIoT本格展開のためのネットワーク構築に取り組んでおり、競り上げ式オークションの導入如何によって、設備投資の圧迫、全国へのネットワーク展開の遅れ等が発生した場合、市場の停滞につながる可能性があります。 ・ 従って、オークション制度については、まずは海外事例の研究等を行い、目的、効果、得られる権利・義務、メリット・デメリットを確りと議論し尽くした上で慎重に検討すべきであり、現時点で尚早に導入を行うべきでないと考えます。
(株)TBSテレビ	放送事業者	オークション制度では、価格の競り上げが間接的に契約者である国民の負担になる、もしくは落札者の経済的負担が事業を圧迫し、サービス低下を招くなど、結果的に、利用者である国民の不利益になる事も考えられます。単に入札金額の多寡で決めるオークションが、国民の財産である電波の有効利用に繋がるとは考えにくいと思われます。
(株)CBCラジオ	放送事業者	電波は国民共有の財産であり、国民の利益に資するべきものであると考えます。オークション制度を導入した場合、高い入札金額を負担し落札した者はその金額に見合った利益や効果を期待することになり、結果国民の負担となる可能性も十分考えられ、全国民の利益に資する公共的役割をしっかりと果たすとは限りません。新たな周波数の割り当てを受ける者をオークション制度で決定することには反対します。

(株)福岡放送	放送事業者	また、入札価格の競り上げを行うオークション制度については、利用者である国民の費用負担増加に繋がるため、適用すべきではないと考えます。
四国放送(株)	放送事業者	オークション制度の採用は、周波数の取得に過度な経済的な競争をもたらし、最終的に周波数の効用を享受する国民に不利益を与えるのではないかと危惧します。入札価格の競り上げにより割当てを受ける者を決定するオークション制度は極めて慎重な検討がなされるべきで、我が国での現状ではオークション制度はなじまないと考えます。
関西テレビ放送(株)	放送事業者	放送周波数における新規、再免許時のオークション導入については、放送局にとって経営的に多大な影響が発生し、本来放送局に求められる公共性や安定的なサービスの維持できなくなる恐れがあります。よって放送及び放送事業用途の周波数帯においてはオークション制度の導入に反対します
(株)CBCテレビ	放送事業者	・オークション制度を導入することで入札価格の多寡によって放送事業者が決まることとなり、国民に継続して安定した放送番組を送り届けるという公共的役割を果たせない事業者が選定される恐れがあります。社会的価値より経済的価値が優先する本制度には反対です。
西日本放送(株)	放送事業者	また、継続検討となったオークション制度については、実施するとしたら各方面へ大きな影響を与えるため、慎重な検討が必要だと考えます。
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	● ③の競り上げによるオークション制度では、高い入札金額を当該事業で回収する必要に迫られます。携帯電話用周波数の割り当てにオークション制度を適用すれば、契約者である国民が間接的に入札金額を負担することとなり、真に国民の財産の有効利用となるのか疑問です。割り当てを受ける事業者を入札金額の多寡のみで決めるべきではありません。
(株)テレビ信州	放送事業者	●オークション制度では、高い入札金額を当該事業で回収する必要に迫られます。携帯電話用周波数の割り当てにオークション制度を適用すれば、契約者である国民が間接的に入札金額を負担することとなります。割り当てを受ける事業者を入札金額の多寡のみで決めるべきではありません。
(株)愛媛朝日テレビ	放送事業者	なかでも、競り上げによるオークション制度を導入すれば、高い入札価格を当該事業で回収する必要に迫られます。携帯電話用の割り当てにこの制度を適用すると、契約者の国民が間接的に入札金額を負担する事になり、国民の財産である電波を有効利用する観点から逸脱します。割り当てを受ける事業者を入札金額の多寡のみで決めるべきではありません。
(株)テレビ朝日	放送事業者	・競り上げによるオークション制度では、落札事業者が、高い入札金額を当該事業で回収する必要に迫られるため、例えば携帯電話用周波数の割り当てにオークション制度を導入した場合、国民が間接的に入札金額を負担することとなり、国民の財産である電波の真の有効利用につながるかどうか甚だ疑問です。
スカパーJSAT(株)	放送事業者	オークション制度には、過当な価格競争によって事業の継続性を危うくしたり、国民共有の財産である周波数が投資の対象となりうるといったデメリットがあるものと考えます。
(一社)情報通信ネットワーク産業協会	その他	新たな周波数の割り当てに関して、その経済的価値を現行の評価項目の一部として追加する形での審査とすることは一定の合理性があると考えますが、いわゆる周波数オークション制度については、以下の観点から慎重な検討が必要と考えます。 落札価格が高騰し事業者の負担が増大した結果として ① サービス利用料金の値上げや設備投資の抑制によるサービスエリア拡張の遅れ・遅延、サービス提供の中止・大幅な遅延、品質低下等による、消費者に悪影響を及ぼす可能性 ② 研究開発投資の抑制、情報通信産業全体の国際競争力の低下につながる懸念 ③ 震災等の大規模災害時の無線通信ネットワークの復旧・復興や安全確保等、防災・減災への対応力における悪影響等が考えられます。
日本放送協会	放送事業者	放送用及び放送事業用周波数の割当において、経済的価値の考え方を導入することは、放送の公共性や社会的基盤としての役割を損ねる可能性があるため、なじまないと考えます。このため価格競争の要素を含めた割当方法やオークション制度の検討においては、放送用及び放送事業用周波数を対象としないことが妥当と考えます。【再掲】
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	● 公共的役割を担う基幹放送が安定的に放送番組を国民視聴者に送り届けるには、「放送サービスが継続可能であること」や「公共的役割を果たす能力・実績があること」などが前提であり、現行の比較審査方式による放送局免許で厳しく審査されるところです。入札金額の多寡で放送事業者を選定することなどは、こうした重要な前提を危うくしたり、崩しかねません。基幹放送の放送用・放送事業用周波数の割り当ては、価格競争の要素を含めて決定する方式や競り上げによるオークション制度になじまないと考えます。【再掲】

(株)テレビ東京	放送事業者	● 公共的役割を担う基幹放送が安定的に放送番組を国民視聴者に送り届けるには、「放送サービスが継続可能であること」や「公共的役割を果たす能力・実績があること」などが前提であり、現行の比較審査方式による放送局免許で厳しく審査されるところです。入札金額の多寡で放送事業者を選定することなどは、こうした重要な前提を危うくしたり、崩したりしかねません。基幹放送の放送用・放送事業用周波数の割り当ては、価格競争の要素を含めて決定する方式や競り上げによるオークション制度になじまないと考えます。【再掲】
朝日放送(株)	放送事業者	● 公共的役割を担う基幹放送が安定的に放送番組を国民視聴者に送り届けるには、「放送サービスが継続可能であること」や「公共的役割を果たす能力・実績があること」などが前提であり、現行の比較審査方式による放送局免許で厳しく審査されるところです。入札金額の多寡で放送事業者を選定することなどは、こうした重要な前提を危うくしたり、崩しかねません。基幹放送の放送用・放送事業用周波数の割り当ては、価格競争の要素を含めて決定する方式や競り上げによるオークション制度になじまないと考えます。【再掲】
(株)テレビ朝日	放送事業者	・ 基幹放送が安定的に放送番組を国民視聴者に送り届けるには、放送サービスが安定的に継続できる環境にあることや、それを手掛ける事業者が公共的役割を果たす能力・実績があることなどが前提であり、これは現行の比較審査方式においても厳しく審査されることによって十分担保されていると考えます。 ・ 一方で、入札金額の多寡で放送事業者を選定した場合、こうした前提を損なうおそれがあるため、放送用・放送事業用周波数の割り当ては、価格競争の要素を含めて決定する方式やオークション制度にはなじまないと考えます。【再掲】
(株)テレビ信州	放送事業者	● 現行では、放送局の免許申請は「基幹放送局の開設の根本的基準」に従い、公共的役割を担う基幹放送として安定的に放送番組を国民視聴者に送り届けることができるか厳しく審査されています。入札金額の多寡で放送事業者を選定することなどは、こうした重要な前提を危うくし崩しかねません。基幹放送の放送用・放送事業用周波数の割り当てには、価格競争の要素を含めて決定する方式や競り上げによるオークション制度を取り入れるべきではありません。【再掲】
長野エフエム放送(株)	放送事業者	競り上げによるオークション制度では、高い入札金額を当該事業で回収する必要に迫られます。この制度が真に国民の財産の有効利用となるか疑問です。割り当てを受ける事業者を入札金額の多寡のみで決めるべきではありません。 公共的役割を担う基幹放送が安定的に放送番組を国民に送り届けるには「放送サービスが継続可能であること」や、「公共的役割を果たす能力・実績があること」などが前提であり、現行の比較審査方式による放送局免許で厳しく審査されているところでは、入札金額の多寡で放送事業者を選定することになれば、こうした重要な前提を危うくしたり崩しかねません。基幹放送の放送用及び放送事業用周波数の割り当ては価格競争の要素を含めて決定する方式や競り上げによるオークション制度にはなじまないと考えます。【再掲】
(株)愛媛朝日テレビ	放送事業者	公共的役割を担う基幹放送が安定的に放送番組を国民に送り届けるには、「放送サービスが継続可能である」「公共的役割を果たす能力・実績がある」などが前提であり、現行の比較審査方式による放送局免許で厳しく審査されるところです。入札金額の多寡で放送事業者を選定することなどは、こうした重要な前提を危うくしたり、崩しかねません。基幹放送の放送用・放送事業用周波数の割り当ては、価格競争の要素を含めて決める方式や競り上げによるオークション制度になじまないと考えます。 また、地方局は年々、経営の根幹である広告出稿が減っており、オークション制度の適用は支出を増やし、経営を揺るがしかねないものです。【再掲】
(株)テレビ朝日	放送事業者	・ 基幹放送が安定的に放送番組を国民視聴者に送り届けるには、放送サービスが安定的に継続できる環境にあることや、それを手掛ける事業者が公共的役割を果たす能力・実績があることなどが前提であり、これは現行の比較審査方式においても厳しく審査されることによって十分担保されていると考えます。 ・ 一方で、入札金額の多寡で放送事業者を選定した場合、こうした前提を損なうおそれがあるため、放送用・放送事業用周波数の割り当ては、価格競争の要素を含めて決定する方式やオークション制度にはなじまないと考えます。【再掲】
(株)南日本放送	放送事業者	放送事業者は災害時において国民の生命・財産を守るため、割り当てられた電波を有効に利用し、安定した放送サービスを提供するという公共性の高い役割を果たしている。事業者を入札金額の多寡で決めるオークション制度には公共性の高い放送用、放送事業用周波数はオークションになじまないと考えます。【再掲】
名古屋テレビ放送(株)	放送事業者	電波は国民共有の財産であり、国民の利益に資することが割当の大前提です。公共的な役割を担い、国民の利益に寄与している放送局は、入札価格を競うオークション制度に馴染みません。 放送局が、既に放送局免許段階で審査されていることを考慮すべきと考えます。
(株)鹿児島讀賣テレビ	放送事業者	入札価格の競り上げによるオークション制度にもなじまないと考えます
(株)岩手めんこいテレビ	放送事業者	周波数の割り当てに際して、オークション制度も検討課題とされておりますが、我が国の放送のように極めて公共性が高い用途に使われる周波数については、オークションの対象にはなじまないと考えます。
讀賣テレビ放送(株)	放送事業者	● 放送は公共性や安定的な継続が求められる事業であり、経済的な価値や効率に偏った電波の有効利用を主目的とするオークション制度や価格競争の要素を含める方式には馴染まず、対象とすべきではないと考えます。【再掲】

(株)和歌山放送	放送事業者	私たちAMラジオ局は公共的役割を担う「基幹放送」であるとの自覚を持っており、安定的に放送番組を国民・県民に送り届けるためには、「放送サービスが継続可能であること」や「公共的役割を果たす能力・実績があること」等が前提です。5年に一度の放送免許の更新審査で厳しく審査されます。周波数オークションによる入札金額の高低で放送事業者を選定することは、こうした重要な前提を危うくし、崩壊させるのではないかと危惧します。私どもが加盟する日本民間放送連盟によれば、「諸外国においても、放送局の再免許時に周波数オークションを実施した事例はないものと認識」しているということでもあります。
(株)長崎国際テレビ	放送事業者	電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。放送用に割り当てられている帯域については、放送が災害時の報道機関としての使命を果たし、豊かな国民生活、地域文化の維持発展等へ寄与しているという観点からも、価格競争の要素を含める方式やオークション制度の導入にはなじまないと考えます。【再掲】
日本テレビ放送網(株)	放送事業者	また、継続検討となったオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、極めて慎重な検討が必要です。
(株)テレビ大分	放送事業者	また、検討継続となったオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション向けの空き帯域を作り、落札した者が電波の発射を開始した際、混信などの受信障害が発生した場合、多くの視聴者に多大な迷惑をかける事になるため、極めて慎重に検討する必要があると考えます。
青森放送(株)	放送事業者	また、継続検討となったオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、極めて慎重な検討が必要です。
札幌テレビ放送(株)	放送事業者	また、継続検討となったオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、極めて慎重な検討が必要です。
(株)静岡第一テレビ	放送事業者	また、継続検討となったオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、極めて慎重な検討が必要です。
讀賣テレビ放送(株)	放送事業者	●更に、FPUや連絡無線、中継用固定回線などの放送事業用無線局も、災害報道やあまねく普及を実現するため、基幹放送に必要不可欠な一体不分離ものであり、オークション制度や価格競争の要素を含める方式の対象外とすることが適当であると考えます。【再掲】
(株)テレビ金沢	放送事業者	電波の公共性を考えると、電波利用制度に経済的価値を持ち込むことは不適切だと考えます。放送利用に関しては、災害時に報道機関としての使命を果たす意味からも、経済的価値を持ち込むことは、なじまないと思います。継続検討となったオークション制度についても、極めて慎重な検討が必要だと考えます。【再掲】
電気事業連合会	その他	落札者の入札条件や取引内容次第で、各周波数帯における価値が変動し、電波利用料が極端に増加することも考えられるため、公共業務用無線システムについては、公共サービス利用者の負担増とならないよう、周波数オークション制度や二次取引の導入の適用対象外にすべきと考えます。
④電波を有効利用した新たな事業の展開・拡大を行う者が、必要な周波数を多様な手段により迅速に確保できるよう、周波数の二次取引（賃貸借等）の在り方		
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	・ 二次取引については、すでに電気通信事業法のもと、MVNOへの提供制度が整備されていることにも鑑み、慎重に議論すべきです。
(株)TBSテレビ	放送事業者	また電波が二次取引に利用されることは、上記同様に価格の高騰を招く恐れもあり、結果的に国民負担の増大になると考えます。
KDDI(株)	電気通信事業者	・ 市場支配的な事業者の支配力が更に高まる等、公正な競争を阻害することのないよう、MVNOとの違いや棲み分けを明確にした慎重な議論が必要であると考えます。 ・ 競争政策の観点から、企業規模や顧客基盤の大きい特定の事業者に周波数が集中し、競争上の懸念が生じる可能性があると考えます。 ・ また、認定を受けた者が、開設指針に基づくエリア整備の義務を果たすインセンティブが低下する恐れがあると考えます。 ・ 二次取引（賃貸借等）と現状のMVNOとの違い等、制度上の取扱いの明確化が必要と考えます。
電気事業連合会	その他	落札者の入札条件や取引内容次第で、各周波数帯における価値が変動し、電波利用料が極端に増加することも考えられるため、公共業務用無線システムについては、公共サービス利用者の負担増とならないよう、周波数オークション制度や二次取引の導入の適用対象外にすべきと考えます。【再掲】

⑤周波数共用や運用調整を機動的に行う仕組みの在り方		
KDDI(株)	電気通信事業者	・ 現在総務省で検討中の共用の仕組みを活用することが適当であると考えます。 ・ 現在総務省で検討している共用の仕組み（人的な運用調整、システム自動調整）について、その有効性を十分評価すべきと考えます。 ・ 新たな仕組みを導入する際は、特殊な機能が必要になることで世界的に流通している装置が使えなくなる等、早期の電波利用促進を阻害する要因とならないような配慮が必要であると考えます。
日本放送協会	放送事業者	周波数共用や運用調整については、放送受信者の確実な保護と、迅速かつ確かな放送を安定して実施するために、共用する無線システム間の干渉検討や混信保護規定等の十分な技術検証を踏まえることが不可欠と考えます。
日本電気(株)	メーカー	■周波数共用 周波数の逼迫によって、周波数共用の必要性が高まっています。 周波数共用については、既存システムに影響を及ぼさない条件で運用する方法や、同一技術条件で時間、エリアの違いで運用する方法などが考えられますが、官官、官民、民民で効率的に周波数共用を行う際には、優先的利用などを含めた制度および運用の仕組み作りが必要と考えます。 運用の仕組みには、電波の発射状況をリアルタイムに測定できる環境や、その情報をもとに利用可否の通知や運用調整を行う機関・システムの必要性についても検討が必要と考えます。
ソニー(株)	メーカー	周波数の国際分配では、ほとんどの帯域で複数の一次業務に分配されている現状や、今後予想されるトラヒックの増大を考えると、個別の周波数を一つの業務が全国全地域かつ24時間365日ずっと占有することは電波の有効利用の観点から非効率です。従って、割り当てを受けた事業者（一次利用者）がその周波数を占有するのではなく、不使用地域、時間、周波数に応じて他の利用者（二次利用者）が電波を利用できるフレキシブルな共用を前提とした周波数の割り当ても可能とすることが有用であると考えます。 そこで、割り当てを受けた事業者を一次利用者とし、国際分配で一次業務として指定されている業務を行う他の事業者を二次利用者としたフレキシブルな共用を導入したらどうでしょうか。総務省またはその依頼機関による周波数管理者を設け、その管理者は、当該周波数の未使用地域、時間、周波数帯域を、一次利用者の不使用通知、各地域の電波状況のデータベース、センシングノードなどにより把握した上で、一次利用者の保護を確実にしながら二次利用者に不使用電波の利用を許可する仕組みです。 二次利用者は、使用した帯域、時間、地域に応じた電波利用料を支払い、一方、一次利用者は、あらかじめ定められた電波利用料を支払いますが、二次利用が生じた場合は二次利用者が収めた利用料分が還付されれば一次利用者にとってもメリットとなります。 このような、ダイナミックな周波数割当を実現するには、データベースの構築、必要に応じて、電波状況を把握するためのセンシングノードの設置、及びシステム全体の運用費等の諸費用が必要になりますが、これには競願手続や電波利用料で得られた収入を使用することが考えられます。 一例として、A MHz - B MHz - C MHz - D MHz (A < B < C < D) の連続する周波数帯の国際分配が、固定、移動、無線標定を一次業務とし、アマチュアを二次業務としていて、B - C MHzがすでに事業者1に割り当てられている場合を記します。この周波数を新たな事業者2に割り当てる場合、すでに事業者1に割り当てられているB - C MHzを除く他の周波数 (A - B MHz, C - D MHz) を事業者2に割り当て、競願手続によって割り当てられたこの事業者2を一次利用者とし、それ以外を二次利用者としします。こうすることで、例えばA - B MHzとC - D MHzの一次利用者の事業者2が、いずれも特定の時間に関して特定の地区では利用しない場合で、B - C MHzを割り当てられた事業者1がA - B MHzとC - D MHzの二次利用者にも割り当てられていた場合は、その特定の条件においては、二次利用帯域も含めて A - D MHzの連続した周波数帯域を使用できる可能性が出てきます。逆にB - C MHzの一次利用者の事業者1がいずれも特定の時間に関して特定の地区では利用しない場合で、A - B MHzとC - D MHzを割り当てられた事業者2がB - C MHzの二次利用者にも割り当てられていた場合は、その特定の条件においては、二次利用帯域も含めて A - D MHz の連続した周波数帯域を使用できる可能性もあります。また、これらの周波数帯で一次利用者及び二次利用者共に利用者が居ない地域、時間帯、周波数が生じた場合は、国際分配の二次業務（この帯域ではアマチュア）に無償で割り振りふることも考えられます。 このような仕組みの導入は、一次利用者に新たな負担を課すことなく様々な事業者が簡易に電波を利用することを可能とするため、産業界の活性化につながると同時に、エンドユーザーの国民にとっても広帯域無線による接続の利便性が増す効果が期待できます。また、データベースに接続することによって、一次利用者も二次利用者も利用していない時間や場所では、免許不要な個人利用者での利用やIoTで利用する狭帯域で短時間での電波利用に開放することも不可能ではありません。
無線LANビジネス推進連絡会	その他	周波数共用の検討当たっては、関係者間による合意が前提となりますが、その範囲が免許不要局に及ぶ場合、運用主体を把握できないことが想定されるため、このことを前提とした仕組みとすることが必要であると考えます。

(公財) ラグビーワールドカップ2019組織委員会	その他	ラグビーワールドカップ2019日本大会の開催に関しまして、ご理解、ご協力をいただき、御礼申し上げます。 来年、日本で開催されるラグビーワールドカップでは、日本を含む20チームの選手・関係者を含め、世界中から観戦を目的とした多数の訪日者が予想されます（開催期間：平成31年9月20日から11月2日）。 本大会では、国内外の関係者や報道機関が多く電波を利用する機器を使用し、海外から持ち込まれるものも多数に上ることが予想され、大会の開催期間のみならず準備期間も含め、多数の周波数共用や運用調整が不可避と考えております。 特に、本大会は他に例を見ない規模で、多数の映像制作・中継用の周波数利用が見込まれることから、ホワイトスペースの存在は重要であり、テレビ受信に影響を与えない適切な共用条件のもとで、既に逼迫するホワイトスペース帯のチャンネルの確保が、本大会の成功を左右する条件の一つであると考えております。つきましては、周波数共用について積極的にご検討いただきますようお願い申し上げます。 併せて、本大会で使用する電波を利用する機器について、必要な手続きの円滑化、負担の軽減等に特段のご配慮をいただきますとともに、大会運営の安全を確保する観点から、電波の混信を防止するための電波監視の強化を含む環境の整備についても特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。
(一社) 情報通信ネットワーク産業協会	その他	電波利用の高度化とともに周波数が逼迫する中で、周波数を共用するケースは今後増してくるものと考えます。 周波数、強度（スプリアス含む）等の物理的状況、地域、時間等の時空間的状況、利用用途等の重要性、免許制度の適用の有無、関係が推測される他省庁の法令等をはじめとした多角的検証のもとで、迅速な周波数の利活用を促進するために、国内外で実施されている成功事例の適用を含め、共用に向けた考え方や実証結果をもとにしたガイドラインの整備、制度適用の簡素化・効率化、関係者間に立つ中立的調整組織の設置等の検討が必要と考えます。

⑥IoTの普及などにより免許不要局の一層の増加が想定される中、免許不要局の適切な帯域の確保の在り方

KDDI(株)	電気通信事業者	【意見】 ・ 国際的な動向を踏まえた対応が必要であると考えます。 ・ 無線局の管理が出来ない免許不要帯域の周波数再編は極めて困難であることから、免許不要局を認める場合には、グローバルな視点での帯域確保や無線設備の技術基準、装置の流通性等を十分考慮する必要があると考えます。
無線LANビジネス推進連絡会	その他	IoTの普及などによる免許不要局の増加については、免許情報に基づく帯域の算定は不可能な上、合理的な必要帯域の推定も困難であると考えられます。 また、現在の免許不要局の帯域については、逼迫している帯域、比較的余裕がある帯域など濃淡があることから、その状況の把握、及び、見える化は重要であり、それらを踏まえ時間的、空間的、機能的な周波数共用の検討を行うべきと考えますが、実測による実態の把握の方法や必要コストの負担について、十分な議論が必要だと考えます。
無線LANビジネス推進連絡会	その他	このような状況下で、ユーザー利便性の早期提供や国際競争力の向上に向けた帯域確保のためには、諸外国の関係機関と連携を深め調和を図りつつ技術の進展に委ねるとともに、必要な場合の帯域追加が妥当であると考えます。
無線LANビジネス推進連絡会	その他	Wi-Fiなどの免許不要帯域のトラフィックの逼迫化が加速しており、特に人口過密地域や一時的に多くの人が集まる場所での帯域確保が必要な状況です。目的に応じた帯域確保や新しい技術の実験のために特区のように一部地域あるいは時間を限定して電波利用を開放する施策の可能性のご検討いただくことを要望致します。 例：空港や観光地限定での5.8GHz帯のWi-Fi向け開放（親機の登録局化）
無線LANビジネス推進連絡会	その他	IoTの普及にともない、社会インフラ、ホームセキュリティ、製造業、サービス業など様々な分野で多様な無線システムが導入されることから免許不要局の帯域確保と国際標準規格との調和が今後さらに重要となっていきます。 IoTの利用シーンにおいては伝送距離の延長、広帯域化、バッテリー駆動を両立したIPベースの国際標準化準拠の無線システムへのニーズの増加が予想されており、Wi-Fi Allianceにおいても、IEEE 802.11ah（920MHz帯）規格を利用した“Wi-Fi HaLow”の展開準備を進めています。今後、本規格が追加されたWi-Fiシステムにより、既存のWi-Fiアクセスポイントの代替が進むとともに、自営での設置が可能なことから、家やオフィスでの普及が想定され、自営でのIoT活用や、それに伴うサービス提供の広がりが期待されます。 一方で国内の920MHz帯の技術基準では、本規格を適用することはできない状況であります。このような背景から、政府として国際標準規格のIEEE 802.11ahの国内展開とそのための国内技術基準の改定を提案します。

在日米国商工 会議所	その他	（電波法第4条、第5条、第58条、電波法施行規則第4条、第7条） 電波法に定める技術基準に相当する技術基準に準拠したWi-Fi、Bluetooth及びZigbeeなどを利用した無線設備について、調査・試験・研究等の非商業用途に限り、技術基準適合証明を取得せずとも海外より持ち込み、利用することが許可されるよう要望します。 【理由】 1. IoT無線設備やAI技術を搭載した無線設備を巡るグローバルな開発競争は目まぐるしく、これら無線設備の実用化に当たっては、複数の国・地域にて、多数の者が試験に関わることによって短期間のうちに検証・実証を重ね、商品化されるという特徴があります。日本においては、電波法では、電波の利用における混信等を防止するために、無線設備は電波法第三章に定める技術基準に適合する必要があります。現状では、海外製の無線設備については、電波法で定める技術基準に相当する技術基準に適合した場合であっても、技術基準適合証明等を取得するまでは例外なく調査・試験・研究を行うことができず、結果として、日本において迅速な検証・実証を行うことの妨げともなっており、製品開発やサービス展開の遅れにもつながりうる状況となっています。 2. 技術基準適合証明等を取得していない無線設備であっても、国内に持ち込み、個別に実験試験局の免許を取得することにより、調査・試験・研究に当該設備を用いることは法令上可能ではありますが、昨今のIoTやAIに対応した無線設備の場合には、日本を含む複数の国・地域において、短期間に集中的に多数の調査・試験・研究を行った上で製品化する必要があり、申請の負担の大きい実験試験局の免許を個別に取得することは必ずしも現実的ではありません。また、特定実験試験局の場合は、試験したい内容次第で特定実験試験局の周波数が割り当てられていないこともあるほか、実験可能な場所の制約を受けることから、必ずしも同制度が利用可能とも限らず、規制改革ホットラインを通じた総務省からのご回答では、顕在化するニーズへの対応が困難と考えます。このことから、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に準拠したWi-Fi、Bluetooth及びZigbeeなどを利用した無線設備について、調査・試験・研究等の非商業用途に限り、技術基準適合証明を取得せずとも海外から持ち込み、利用することが許可されるよう要望します。 3. なお、「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）」において、訪日観光客等が日本国内に持ちこむWi-Fi端末やBluetooth端末については、電波法で定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす場合には、日本国内での利用が入国から90日以内に限って可能となりました。平成28年5月21日から施行されていますが、これまで混信等の社会的問題は発生していないと承知しています。Wi-Fi、Bluetooth及びZigbeeなどを利用する無線設備の非商業用途での利用に伴うリスクは、その規模からして、年間2,000万人を超える訪日観光客等による無線設備の利用に伴うリスクよりも明らかに低いか少なくとも同等以下であると考えられます。 4. また、米国の場合には、販売や市場投入のためではなく、製品開発や市場適合性を見極めるための試験や評価のためであれば、4,000台を上限に機器を輸入することが可能になっており、円滑な試験や評価の実施に役立っています。
(一社)情報通 信ネットワー ク産業協会	その他	IoTのネットワークとしてLPWAを使用したサービスが数多く登場してきています。LPWAのひとつに、アンライセンスバンドであるISMバンドが使用されますが、この周波数帯は、世界各国の周波数事情に応じて産業用途に使われ、周波数割当てや電磁妨害等へ規制制度が取られています。今後、アンライセンスであるが故の使い勝手の良さ、設備・サービス導入の容易性の点から、国内外におけるIoT機器による電波の利用用途の拡大において、安全・安心な電波の利用、関連機器の輸出拡大等の視点からの国際間の調整と規格化への対応等、迅速な取組が必要と考えます。
⑦その他		
(一社)日本 ケーブルテレ ビ連盟	放送事業者	有線と無線の融合が進む中、地域におけるニーズに対応するために、無線の利活用の重要性はますます高まっております。ケーブルテレビ業界では、既に2.5GHz帯地域BWAの活用を通じて、地方自治体と連携しながら、こうした地域ニーズに応えるべく取り組んでおり、その成果が出つつあります。地域BWAのような地域の閉域免許は、急増するトラヒックへの対策や、サイバー攻撃等の影響を受けにくい特徴を有することから、セキュリティの面でも優位性を発揮するため、電波の有効利用の観点から有効な手段であると考えます。このような地域における無線利活用の有効性に鑑み、5Gはさらなる地域ニーズへの対応や課題解決等に資すると考えられ、真の地方創生の実現につながるものと考えられます。そのためには、今後の総合実証実験に係る取り組みならびに5Gに係る周波数割り当てに向けては、全国的事業者のみならず、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域事業者が当該技術を積極的に活用できるような柔軟な環境整備として、地域事業者向け帯域割当の制度的手当が必要と考えます。

日本電気(株)	メーカー	■今後新しく割り当てられる周波数について(5G) 5Gは、超高速・超高信頼・低遅延、多数同時接続の3つの特徴を活かすことにより、新たな利活用への拡がり、それによる豊かな社会の実現に期待されている次世代の無線システムです。 この5Gに対する周波数割当に関して、3つのユースケースを用いてコメントいたします。 ① 過疎地域・離島での遠隔診療 利活用の社会的な必要性と経済合理性の観点で自治体などが割り当てを受け、運用する場合 ② 地上の基地局の電波が届かないような地下トンネル工事等での映像伝送や機器の遠隔制御 企業や団体による業務効率・安心/安全の確保のための一時的な期間・スポット的なエリアでの利用のために企業や団体などへ割当、設置運用する場合。 ③ 外からの電波が届かない、工場内のような閉空間での製造等で使用する 機器に対する無線による制御やデータ取得等 生産性向上・働き方改革などの観点で、企業・団体の施設内のスポット的なエリアに最適で安定したネットワークの構築のために企業や団体へ割当、設置・運用する場合。 以上のように、今後、ユースケースは多岐にわたり、利用する人・企業・団体にとって最適なカバレッジ、最高のパフォーマンスのネットワークを作る必要があることから、周波数を必要とする人・企業・団体に対し、迅速に周波数を割り当てる仕組みづくりの検討が必要と考えます。
楽天(株)	電気通信事業者	また、周波数の有効利用措置として、周波数共用の議論を進めていくことに賛同いたします。特に、移動体通信事業に関しては、電波利用が一層促進されるよう、既存MNOの電波をMVNOおよび新規参入MNOへ開放する仕組みが検討されるべきと考えます。
楽天(株)	電気通信事業者	また、既存MNOのネットワーク（開放を促進すべき機能のアンバンドル開放を含みます。）についても開放し、新規参入MNOに対しては基地局鉄塔等を低廉かつ迅速に貸与する仕組みの検討も要望いたします。
楽天(株)	電気通信事業者	「規制改革推進会議」の審議を経て取り纏められた「新しい経済政策パッケージ」のとおり、IoT、AI、ビッグデータ等により社会問題を解決するSociety5.0では、電波は非常に重要な役割を担うものと考えます。また社会問題の解決に加えて、日本経済の発展のためには、IoTを始めとした移動体通信に関する技術やサービスでのイノベーションは不可欠です。 イノベーションを活性化するためには、移動体通信事業への新たな電波割当ての際、既に割り当てられた電波の逼迫度合いの基準ではなく、新サービスや料金の低廉化などイノベーションへの貢献度の評価が行われることを要望いたします【再掲】
YRP研究開発推進協会	その他	現行の割当制度においては、利用場所や利用期間（時間）を指定していることがあるが、近年無線システムに高精度の測位情報や時刻情報を適用することが可能となっており、それに応じて、電波の発射をコントロールできるようになってきている。 そのため以下のような方策が考えられる。 ○割当において時間とエリアをさらに細分化する ○分散制御ベースでの、時間とエリアの動的調整による周波数共用 確率的に混信の可能性がある程度低いIoTなどの無線システムにおいては、ベストエフォート型の割当を導入する。免許不要のISMバンドは過密利用で不安定になっていることがあるので、中間的な位置づけの、利用局数を一定数に制限するベストエフォート型のバンドを設定することが考えられる。 電波発射制御機能の実現のためにAI、BDなどの新技術の応用も考えられる。
① (株)愛媛CATV ② (株)ZTV ③ (株)ちゅピCOMふれあい ④ 阪神ケーブルインフラリンク(株) ⑤ BAN-BANネットワークス(株) ⑥ 姫路ケーブルテレビ(株) ⑦ (株)エイ・コムコミュニケーションズ	電気通信事業者	タイトル：参入機会創出のための周波数共用 5Gはいろいろな用途での活用やスポット的な活用が見込めます。電波を活用する事業者の参入機会創出のため、5Gに割り当てられる周波数帯域の一部について、周波数共用の制度（全国一括免許ではなく、1局単位で取得可能な免許制度）を希望します。 ＜利用例＞ ・ ケーブルテレビ事業者がラストワンマイルを5Gで提供する ・ 大規模集客施設の事業者が施設内でデータ通信回線を提供する ・ 地域BWA等の無線の免許人が5Gを組み合わせて無線回線を冗長化する

福井放送(株)	放送事業者	今回の議論は、国民共有の財産である電波の有効利用に関し、その割当を新たに経済成長の視点で考える時、経済合理性に基づく要素をどの様に取り入れるかの議論であり、電波を様々な社会的課題の解決に役立てるという課程での新たな議論と考えます。 このため、公共的役割を担う基幹放送に対する現在の割当制度などとは、全く次元の異なる新たな議論と受け止めています。 現下の技術革新のスピードは極めて速く、新たな議論におきましても仮に経済合理性追求の姿勢やスピードが強すぎますと、かつてのクルマ社会のような社会的費用(国民負担コスト)が増大する懸念もあり、公共性重視の慎重な姿勢を維持されるよう希望します。
富士通(株)	メーカー	社会的課題の解決に向け、ICTを活用した多様なサービスの創出が期待されています。こうした中、無線通信は中心的な役割を担っており、一層の電波有効利用のための方策を議論することに賛同致します。 特に、新たに電波利用を考える企業や団体が迅速に周波数を利用できるように、周波数割当て時に機動性と透明性が両立できる方策の検討が必要であると考えます。

4. 電波利用料体系の見直し-（１）負担の適正化

提出者	分類	提出された意見
①電波の経済的価値のより一層の反映の在り方（電波の稠密度、帯域区分等）		
ソフトバンク（株）	電気通信事業者	① 携帯・BWAの帯域料金への一本化 ・ 今後のIoTの更なる拡大等を促進するにあたり、IoTはデータ量も少なく低価格での提供が見込まれることから、周波数有効利用のインセンティブをより働かせるためには、稠密に利用することを前提とした携帯電話等システムにおいて、広域専用電波に係る帯域の利用料に一本化すべきです。 ・ また、携帯電話における3.5GHz帯は、基地局一局あたり66,500円と高額な料金が設定されています。これは、現行制度では、帯域料金の設定は、「3GHz以下で共用帯域でないこと」が条件となっているためですが、3GHz超の高い周波数帯域は今後5G向けとしても割当てが多く引き続き他システムとの共用も想定されることから、5Gの基地局設置インセンティブを働かせるためにも、帯域料金設定の条件を見直し、3GHz超や共用帯域も広域専用電波として帯域料金に一本化すべきと考えます。
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	・ 電波の有効利用の観点から、携帯電話業務の料額の算定を、割当て帯幅による算定へ一本化するべきである。
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	・ 経済的価値をより一層反映させるために、帯域区分と負担の在り方を変えるべきである。 ・ 料額算定の具体化方針において、無線通信の形態および逼迫の境となる帯域区分は現状3GHzであるが、3.5GHz帯が広く携帯電話業務に活用されている状況を考慮し、この帯域区分及び、広域専用電波の上限周波数をより高い帯域（少なくとも3.6GHzまで）に見直すと共に、その経済的価値を反映した負担とすべきである。
KDDI（株）	電気通信事業者	① 経済的価値の反映が免許人への過度な負担にならないよう配慮されることを希望します。 ・ また、新たな割当制度（検討課題3項①）における経済的価値の導入に加え、電波利用料においても経済的価値の反映が行われることで、携帯事業者に過度な負担となり、エリアの拡張や災害対策等の公共の福祉を増進する取り組みに支障をきたすことのないよう配慮すべきと考えます。
日本テレビ放送網（株）	放送事業者	また、電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことはなじまないとと言えます。
(株)テレビ岩手	放送事業者	また、電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことはなじまないとと言えます。
青森放送（株）	放送事業者	また、電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことはなじまないとと言えます。
日本海テレビジョン放送（株）	放送事業者	また、電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという観点からも経済的価値を持ち込むことはなじまないとと言えます。
(株)テレビ宮崎	放送事業者	我々放送事業者は、地域免許制度のもとで割り当てられた周波数で地域に根差した放送番組を宮崎エリアにあまねく放送しております。また非常災害時に県民を守るライフラインとして重要な公共的役割を果たしております。 電波の放送利用に関して、災害時に報道機関としての使命を果たすためにも経済的価値を持ち込むことは馴染まず放送用に割り当てられた帯域への価格競争の要素を含める方式の導入には反対です。仮に電波有効利用のために現状の放送用帯域を返上された場合、チャンネル移行が必要になりその際混信による受信障害が発生するなど県民・視聴者や我々放送事業者にも多大な負担が発生いたします。視聴者保護からみても実際どのようなニーズがあるのか十分議論すべきだと思います
札幌テレビ放送（株）	放送事業者	また、電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことはなじまないと考えます。
(株)テレビ新潟放送網	放送事業者	テレビ新潟は、近年では中越地震、中越沖地震、新潟・福島豪雨、糸魚川大火など災害時において、被災者や県民に的確な情報を県域にあまねく提供してまいりました。報道機関の使命を全うするために、最新機材を導入したうえ、採算を度外視した放送体制で臨むこともあり、電波の放送利用に関して経済的価値を持ち込むことはなじまないと考えます。
(株)熊本県民テレビ	放送事業者	電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことはなじまないとと言えます。
(株)秋田放送	放送事業者	また、電波利用料に経済的価値を反映させようという検討については、非常災害などの緊急時に放送局が担う「放送法108条（災害放送義務）」など放送の公共的役割、責務に照らすと、電波利用料への経済的価値の反映は馴染まないものと考えます。

提出者	分類	提出された意見
福井放送(株)	放送事業者	特性係数の制度は、「国民の生命・財産の保護に寄与するもの」等に対して運用されているものと認識しており、放送の電波は社会価値の物差しで語るべきであって、経済価値の議論とは縁遠いものと受け止めます。
(株)静岡第一テレビ	放送事業者	「電波利用料の負担の適正化」の議論の中で、放送事業者と通信事業者の負担額の格差が指摘されますが、そもそも放送と通信とでは事業モデルとシステムが異なるという前提があります。したがって、現行制度の枠組みは適切であると考えます。 また、電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことはなじまないと考えます。
(株)山梨放送	放送事業者	災害時の報道を含めその役割から、電波の放送利用に関して経済的価値を当てはめることは馴染まないと考えます。
石川テレビ放送(株)	放送事業者	【①について】 ●電波利用料制度の目的、性格からして、電波の経済的価値を過度に求めることはできないと考えます。
名古屋テレビ放送(株)	放送事業者	電波の経済的価値の反映が強まっていますが、公共性の高い無線システムの排除に繋がる懸念から、経済的価値は過度に反映されてはならないと考えます。 電波利用料が大幅に増額されれば経営不安定要素になりかねず、放送局免許の審査要件である「サービスの継続性」にも影響を与え、国民の利益を損なうことにもなりかねません。 制度・料額の継続性・安定性は、公共的な役割を担う放送局にとって非常に重要です。今後も、電波利用料制度の共益費用としての位置付けを踏まえ、特定の帯域において、経済的価値が過度に反映されることのないよう配慮されることを要望します。
関西テレビ放送(株)	放送事業者	災害時など国民の生命と安全を守ることに寄与する放送局の公共性の高さを鑑みて、混信等の受信障害による視聴者の不利益が発生しない十分に確保された周波数帯域の継続性が重要と考えます。これと同様に、電波利用料についてもその公共性から制度・料額の安定性・継続性が重要です。電波利用料体系の見直しにおいて、放送事業者の負担料額が大幅に増加することにつながりかねない経済的価値の過度な反映は避けるべきと考えます。
(株)CBCテレビ	放送事業者	・電波利用料の料額設定に経済的価値を過度に反映することは、収益性が公共性より優先され、結果的に国民が不利益を被ることになることが懸念されます。
(株)フジテレビジョン	放送事業者	●電波を利用する全ての無線局が共益費（管理費）として応分の負担をするという電波利用料制度制定時の考え方は適切です。「経済的価値」を過度に求めず、電波利用料制度本来の趣旨に立ち返るべきです。
名古屋テレビ放送(株)	放送事業者	放送局の公共性は非常に高く、営利事業としてのみの側面で捉えることは不適切であり、放送の社会的価値等を勘案した上で、電波利用料の軽減を図っていくべきであると考えます。
テレビ大阪(株)	放送事業者	電波の経済的価値の反映については、多くの視聴者に同時に輻輳なく必要な情報を伝達できる放送の特性に留意され、収益性を重視するあまり公共性が置き去りになることのないよう希望します。
(株)中国放送	放送事業者	電波の経済的な反映を追求するあまり、高い収益性をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高いシステムが排除されるような仕組みになることを危惧します。その結果、電波の公共性を享受すべき国民が不利益を被ることになると考えます。 震災、自然災害において、民放事業者は発災後ただちに緊急報道体制をとり、継続して被災者、国民への情報提供に努め、採算を度外視して報道の責務を果たしています。弊社も、平成26年、広島市で発生した土砂災害では同様に報道を行っています。またラジオでも災害対策として中波放送のFM補完中継局を設置し、難視聴対策等 公共的な役割を果たしています。今後の行政における検討では、国民各層、専門家や関係事業者の意見を十分に聴取して精緻な議論を行うよう要望します。
(株)テレビ静岡	放送事業者	4. 電波利用料体系の見直し (1) 負担の適正化 1. 電波の経済的価値のより一層の反映の在り方について 無線システムの目的や社会的意義などのバランスが大切で、高い収益の無線システムばかりが存続し、公共性の高い無線システムが排除される仕組みは、国民の不利益と考えます。

提出者	分類	提出された意見
(株)毎日放送	放送事業者	電波利用料体系の策定に当たっては、これまでも放送の持つ公共性に最大限の配慮がなされてきたことを高く評価したいと思います。 民間放送事業は、あまねく地域での放送へ努力を重ね、なおかつ、字幕放送の拡大等、社会的弱者が利用しやすい環境作りを続けているところです。また、その収益構造は無料広告放送を基本としており、これら地域的ユニバーサルサービス、公共福祉的ユニバーサルサービスの実現も多くはその財源から賄われています。しかし、一方で、近年はインターネット等競合メディアの進展で、民間放送事業の根幹の財源である広告費のネットへの遷移が言われています。 特にラジオ放送については、その広告市場規模の減少が著しい一方で、電波利用料については引き上げが続き、多くの事業者が苦しい経営を余儀なくされています。 これらの情勢を鑑みた時、放送の持つ公共性に配慮した電波利用料体系の議論・見直しが行われることを強く要望します。
日本放送協会	放送事業者	放送法により設立され、営利を目的としないNHKにとって、電波利用料により一層の経済的価値を反映させる考え方は、そぐわないと考えます。
北海道文化放送(株)	放送事業者	● テレビ放送用周波数は、2011年7月のアナログ放送終了後それまで50チャンネルで運用していた帯域の一部を、緻密な再編作業によるリパックにより順次携帯事業者用周波数として開放し、現在40チャンネル計240MHzの帯域で全国のNHKと地上民放127社が共同利用しています。放送事業者は電波の効率的利用に積極的に努めてきており、むしろ携帯事業者の電波の過密度は上昇し続けるという状況変化の途上にあり、この状況変化を正しく反映して頂けるよう要望します。
① (株)愛媛CATV ② (株)ZTV ③ (株)ちゅピCOMふれあい ④ 阪神ケーブルビジョニング(株) ⑤ BAN-BANネットワークス(株) ⑥ 姫路ケーブルテレビ(株) ⑦ (株)ペイココミュニケーションズ		タイトル：地域BWAにおけるIoT普及促進にあたっての意見 IoTサービスの普及促進にあたっては、IoTサービス端末の電波利用料の在り方の見直しが必要です。電波のリソース消費（通信量・通信頻度）が少ないIoT端末は、電波利用料を安価にして頂くことを希望します。 地域BWA移動局の電波利用料は現在一律420円となっていますが、地域公共サービス（例：消防庁災害情報伝達手段の高度化事業における防災情報戸別配信端末）での利用や1Mbps以下の通信制限をかけている一般利用の端末については電波利用料を安くするなどの見直しを希望します。
(株)フジテレビジョン	放送事業者	●電波利用額算出時の経済的価値の要素（料額算定時の「a群」の第1段階の周波数帯など）を見直すのであれば、事業者負担の多寡に直結するため、より明確な根拠と透明性のあるプロセスが求められます。
(株)フジテレビジョン	放送事業者	●また仮に、周波数割当ての仕組み（オークション等）と電波利用料の両方に「経済的価値」を反映させることになれば、経済的価値の二重取りとなります。その場合は、電波利用料は電波を利用する全ての無線局が共益費（管理費）として応分の負担をするという制度本来の在り方に徹すべきです。
北日本放送(株)	放送事業者	電波利用料は本来、電波利用共益事務費用であり、電波の経済的価値によって周波数の有効利用を実現しようとする考え方とはなじまない。諸外国においても周波数オークション収入と電波利用共益事務費用は分けて考えられることが多い。周波数オークション等によって電波の割当制度に経済的価値を取り入れるのであれば、電波利用料に安易に経済的価値を取り入れてはならない。現状の電波利用料に経済的価値をより一層反映させることは、別の面での合理性を阻害すると思われる。 したがって電波利用料については本来の趣旨に則り抑制的に運用していくべきである。
KDDI(株)	電気通信事業者	① 経済的価値の反映が免許人への過度な負担にならないよう配慮されることを希望します。 ・ 電波の経済的価値とは何かを明確にすべきと考えます。

提出者	分類	提出された意見
個人5	個人	現在の電波利用料体系では需要の高い周波数でも一度参入してしまえば利用率が低いまたは利用率が低下傾向でも「利用者が居る」という理由で特定帯域を占有し続ける事が可能です。 具体的な例 既存地上波におけるNHKと民放5社による寡占（40年以上新規参入に成功する事業者が不在） 地上波放送におけるnottv（既に撤退したが、居座るために視聴端末に異常なインセンティブや抱き合わせ販売をNTTドコモが実行） 衛星放送のグリーンチャンネル・釣りビジョン（BSデジタル放送はこういった人気度の低いチャンネルと視聴者がいないのに放送される過剰な通販番組・海外番組が需要が広まらなかった原因） これらは電波の有効利用とは真逆であり、競争事業者が発生しない状況は既存事業者の腐敗・利権化を招いている。 NHK及び民放5社によるによるTV番組の質低下、NTT・KDDI・ソフトバンクグループによる通信業寡占とここ数年の通信料金下落が起きない状況とIT機器や契約に関する法律に無頓着な層にほぼ詐欺である契約を強いる強引な契約（NHK及びNTT・KDDI・ソフトバンクグループ）を迫る行為が多々見受けられる。 これらを許容し続ける弊害は大きいと、既存の事業者を新規参入事業者に入れ替える制裁に近い改革が必要である。 具体的な解決案 需要が高い周波数の電波利用を指数関数的に高くし、既存事業者の居座りを防止する。 新規事業で競争を行わせるために参入事業者は著しく安い電波利用料を参入から3～5年以内の範囲で設定するのが望ましい。 （安く設定すると参入するハードルが低くなる為、参入者が多くなるが、期限を設ける事で事業失敗が確実にになった段階で自発的撤退を行わせる要因となる） 既存事業者の場合、新技術への移行で利用周波数を削減した場合は電波の有効利用への協力として電波利用料を引き下げる、更新にかかる費用の無課税化で自発的に返上を促す制度とする。 （携帯電話の場合は周波数利用効率の高い機種への変更・TV放送の場合は画質は変えず映像圧縮方式の高度化で利用帯域削減等）
スカパーJSAT（株）	放送事業者	電波の有効利用度合いは経済的価値のみならず、国民に必要な情報を提供する公共的役割、緊急時/災害時の放送/通信インフラや山間へき地/離島等とのデジタルデバインド対策としての社会的役割、海洋/航空機等との通信/遠隔制御、地球観測/宇宙研究など将来の経済発展分野等を考慮し、総合的に判断すべきと考えます。
（株）TBSテレビ	放送事業者	電波は国民共有の財産であり、その価値向上に向けた有効利用の検討は重要と考えます。電波を活用した放送・携帯電話・公共無線といった無線システムは、重要な社会インフラであり、災害時にはライフラインとして国民の安心安全を守る極めて重要な公共的役割を担っております。これらの無線システムの維持・向上は国民の利益に大きく寄与しているものと考えます。 今般の意見募集では、周波数の割当て手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされていますが、電波のもつ公共性から、金額の多寡で判断することは馴染まないと考えます。 当懇談会においては、電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、各無線システムの社会的意義を考慮し、バランスのとれた議論をお願いいたします。
②電波利用料の特性係数の在り方		
ソフトバンク（株）	電気通信事業者	② 特性係数の適正化 ・ 携帯電話は国民生活に必要な不可欠なサービスになっており、公共性の観点では放送と同等と考えられることから電波利用料における通信・放送間の負担のアンバランスは解消すべきです。
KDDI（株）	電気通信事業者	② 携帯電話の公共性を勘案した特性係数の適用を希望します。 ・ 携帯電話は国民の生活に不可欠なサービスになっており、その公共性を勘案した特性係数の適用を希望します。
ソフトバンク（株）	電気通信事業者	② 特性係数の適正化 ・ 今後、通信上に放送が配信されることが検討されている等、通信と放送の垣根がなくなっていることを踏まえ、携帯電話事業者と地上テレビジョン放送事業者との特性係数の差分を失くすべきと考えます。
（株）NTTドコモ	電気通信事業者	（１）負担の適正化について ・ 電波利用料制度が電波の有効利用の促進につながるように、負担の在り方を変えるべきである。具体的には以下の通り。 ・ 電波の有効利用度合いに連動した電波利用料額の設定： 携帯電話システムは、数百MHz幅で1億以上の無線局を運用しており、現行、最も効率的に電波を利用している業務と言える。電波の有効利用に最も貢献している携帯電話業務には、現状よりも多くの特性係数を適用し、負担の軽減措置を適用するべきである。
（株）NTTドコモ	電気通信事業者	・ 複数の業務で周波数を共用している帯域（3.5GHz帯など）については、特定係数を適用すべきである。

提出者	分類	提出された意見
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	【②について】 ● 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた次の2点を勘案して規定されたものです。 (1)「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法第108条：災害放送義務) (2)「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法第92条：あまねく努力義務) ● 「電波利用料の見直しに関する検討会」(2013年)、前出の「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持するよう要望します。 ● 放送の特性係数は「災害放送義務」と「あまねく努力義務」を果たすために必要な多額の経費負担を勘案して電波利用料を軽減することに制度の目的があると考えます。放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。 ● 無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要です。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送(中波放送、短波放送、超短波放送)は、料額が増加してきた経緯があります。使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことを踏まえ、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
日本放送協会	放送事業者	現行の料額算定においては、放送の公共性や周波数共用の形態が考慮されており、制度の見直し等の議論にあたっては、これらの考え方を維持することが適当と考えます。
日本テレビ放送網(株)	放送事業者	放送にかかる特性係数は、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法108条)と「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法92条)の2点を勘案してのものであり、放送が果たす社会的責務は制度上も実際上も変化はないことから、この2つの特性係数は今後とも維持されることを要望します。
(株)テレビ岩手	放送事業者	放送にかかる特性係数は、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法108条)と「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法92条)の2点を勘案してのものであり、放送が果たす社会的責務は制度上も実際上も変化はないことから、この2つの特性係数は今後とも維持されることを強く要望します。
(株)テレビ大分	放送事業者	放送にかかる特性係数は、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法108条)と「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法92条)の2点を勘案してのものであり、放送が果たす社会的責務は制度の上でも実際でも変わり無いことから、この2つの特性係数は今後とも維持されるべきだと考えます。
(株)テレビ金沢	放送事業者	放送にかかる特性係数については、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」と「国民への電波利用の普及に係る責務等」の2点を勘案してのものであり、2つの特性係数は今後とも維持されることを望みます。
(株)エフエム北海道	放送事業者	放送の社会的責務は、制度上も実態上も変更はありません。よって放送の2つの特性係数(1/2×1/2=1/4)は、維持すべきと考える。また他制度で放送事業者の負担料額が増えては目的を逸するので、電波利用料が総体で増額にならないことを考慮すべきである。また地上ラジオ放送は料額が増加してきた経緯があり、相対的に負担が重くなっているのが軽減を図っていただきたい。
富山エフエム放送(株)	放送事業者	【②について】 ● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
日本海テレビジョン放送(株)	放送事業者	放送にかかる特性係数は、法律に定められた「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法108条)と「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法92条)の2点を勘案してのものであり、放送が果たす社会的責務は制度上も実際上も変化はないことから、この2つの特性係数は今後とも維持されることを要望します。
北海道放送(株)	放送事業者	<② について> 電波利用料の特性係数の制度は「放送法第108条：災害放送義務」及び「放送法第92条：あまねく努力義務」の2点の役割を果たすために、多額の経費負担が継続的に必要になることを勘案して「電波利用料を軽減すること」が本旨であると考えます。「電波利用料の見直しに関する検討会」(2013年)や「電波政策2020懇談会」(2016年)でも、この特性係数は維持すべきとの結論が出ています。 一方、この特定係数が維持されても、他の制度が変更されることで放送事業者の負担が増額することは、制度本来の目的が実現されないことになってしまいます。地域住民へ安定した放送を継続的に届けるためには、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)の維持および放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。

提出者	分類	提出された意見
(株)エフエム宮崎	放送事業者	【②について】 ● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
青森放送(株)	放送事業者	放送にかかる特性係数は、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法108条）と「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法92条）の2点を勘案してのものであり、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はないことから、この2つの特性係数は今後とも維持されることを要望します。
(株)エフエム大阪	放送事業者	・ これまで地上ラジオ放送では、電波利用料の料額が大幅に増加してきました。今後は、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと要望します。 ・ 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率は今後も維持するよう強く要望します。 ・ 放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。
札幌テレビ放送(株)	放送事業者	放送にかかる特性係数は、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法108条）と「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法92条）の2点を勘案してのものであり、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はないことから、この2つの特性係数は今後とも維持されることを要望します。
(株)エフエム福島	放送事業者	● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
山口放送(株)	放送事業者	● 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた次の2点を勘案して規定されたものです。 (1)「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法第108条：災害放送義務） (2)「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法第92条：あまねく努力義務） 放送が果たす社会的義務は制度上も実態上も変化はないことから、この2つの特性係数は今後とも維持されることを要望します。
RKB毎日放送(株)	放送事業者	● ローカルテレビ局やラジオ局では電波利用料は大きな負担となっている局もあり、特性係数の維持が必要と考えます。また、中波と同時に同じ番組を放送する災害対策で整備したFM補完放送の電波利用料については考慮されるべきだと考えます。
(株)南日本放送	放送事業者	● 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた次の2点を勘案して規定されたものです。 (1)「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法第108条：災害放送義務） (2)「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法第92条：あまねく努力義務） ● 「電波利用料の見直しに関する検討会」（2013年）、「電波政策2020懇談会」（2016年）における審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。
(株)エフエム石川	放送事業者	● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
(株)テレビ新潟放送網	放送事業者	放送にかかる特性係数は、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法第108条）と「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法第92条）の2点を勘案してのものであり、県民に対する放送の果たす社会的責務を維持し、さらなる向上を目指すためにも、この2つの特性係数は今後とも維持されることを要望します。

提出者	分類	提出された意見
中京テレビ放送(株)	放送事業者	電波利用料はこれまで、3年ごとに見直しをされており、有識者会合などで議論され、特性係数の在り方も含め、適切な利用料算定がなされてきたと認識しています。地上波テレビ局は「国民への電波利用の普及に係る責務等」、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」という公共性を勘案され、特性係数の適用を受けてきました。この公共的な役割は今までも、これからも変わることのない放送局の責務です。あまねく視聴していただくべく、送信所の整備に努め、緊急時には民間放送であっても収益にとらわれることなく、最大限の報道活動を行うなど公共的役割を果たしています。国民・視聴者からの経済的負担を強いることなく、このような役割を遂行していることから考えても、この2つの特性係数と現行の乗率（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）は維持されるべきです。
(株)エフエム福岡	放送事業者	●「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ●地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思いますと考えます。
名古屋テレビ放送(株)	放送事業者	特性係数を放送局に適用していること、及び放送局と一体の放送事業用無線局にも特性係数を適用していることは妥当であると考えます。
(株)テレビ信州	放送事業者	●通信と放送の電波利用料の負担が不均衡だとの指摘がありますが、携帯電話用周波数は割り当てられた携帯事業者が全国で独占的に利用できる専用周波数である一方、テレビ放送用周波数は40チャンネル計240MHzの帯域を全国のNHKと地上民放127社が共同利用しています。携帯電話と放送は電波の利用形態が大きく異なり、両者の電波利用料額は単純には比較できません。 ●放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた次の2点を勘案して規定されたものです。 (1)「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法第108条：災害放送義務） (2)「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法第92条：あまねく努力義務） 2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。 ●無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要です。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。
(株)エフエム香川	放送事業者	●「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ●地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思いますと考えます。
テレビ大阪(株)	放送事業者	ローカル放送局においても、SNGや副局化を整備し訓練を適宜実施するなど、平時から非常災害放送に備え不断的の努力をしております。また、地域への情報流通の確保のために必要な設備投資を行い、放送対象地域であまねく受信できるよう努めております。こうした社会的責務に伴う負担を勘案して設けられている電波利用料の2つの特性係数と現行の乗率につきましては、合理性があり、今後も維持・継続していただきたいと思いますと考えます。
(株)山梨放送	放送事業者	「電波利用料負担の適正化」の議論の中で、放送事業者と通信事業者の負担額の格差が言われていますが、県域免許制度のもとで周波数を割り当てられている放送事業者と、全国を営業エリアとする携帯電話事業者とは、事業モデルがまったく異なります。特性係数を含め現制度下での枠組みが適正と考えます。
(株)中国放送	放送事業者	電波利用料の特性係数の在り方については、電波政策2020懇談会における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論づけられています。放送が果たす社会的責務は不変であり、今後も現在の放送の2つの特性係数については、維持するよう要望します。
東海テレビ放送(株)	放送事業者	テレビ放送事業者は視聴者の皆様に安定し正確な情報を恒久的・継続的に伝えることができるよう、日々放送設備の点検・保守・交換・更新を行うとともに、人材の確保・育成に取り組んでいます。今後もこの体制を維持していくことが国民の利益にかなうものと考えます。ひいては、放送事業者が負担する電波利用料が今後増額とならないよう要望します。そのためにも「電波利用料の見直しに関する検討会」（2013年）、の「電波政策2020懇談会」における2つの特性係数と現行の乗率（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）が今後も維持されることは不可欠と考えます。

提出者	分類	提出された意見
秋田朝日放送	放送事業者	ローカル局が事業を継続していくにあたり何よりも重要なことは、視聴者・地域の皆様から信頼され、地域への責任を果たしていくことであると認識しております。 そのためにも、社会の基本インフラとして放送は、防災情報や災害時に必要とされる生活情報など地域の身近な情報を的確・迅速に伝えること、そして地域の応援団として、地域の課題に向かい合い活性化に資することを使命として、長年にわたり、ローカル局ならではのきめ細かな取材網や経験の蓄積、地域の皆様や関係先との信頼関係の構築に努めてまいりました。 また、県民生活に必要な情報を、いつ何時、非常災害時にも、放送波により、あまねく届けるため、安定した強靱な放送基盤の構築に努めてきており、設備投資にも多くの費用を要してきました。 放送波のデジタル化にあたっては、本社設備や送信所、中継局など、地方局にとっては、年間売上に匹敵する規模の投資となりましたが、この機器が設備更新の時期を迎えています。放送をめぐる経営環境の急激な変化に伴い収益面など厳しさを増す中、新たな設備投資の負担も重くなっています。さらに、今後普及が見込まれる4K等の高度化への対応、若年層を中心とした視聴形態の変化への対応、テレビ放送の情報バリアフリー化など、新たな設備投資が求められる検討課題も多いのが現状で、ローカル局にとって、特性係数の見直しは経営的な厳しさに直結します。 放送の特性係数は「災害放送義務」と「あまねく努力義務」を果たすために必要な多額の経費負担を勘案して電波利用料を軽減することに制度の目的があると認識しており、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要だと考えております。 電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。
(株)エフエム愛知	放送事業者	「電波利用料の見直しに関する検討会」における審議の結果、「該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。」と報告書に記載されております。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。
山形放送(株)	放送事業者	・放送にかかる特性係数は、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」と「国民への電波利用の普及に係る責務等」の2点を勘案してのものであり、この2つの特性係数は今後とも維持されることを要望します。
(株)高知放送	放送事業者	放送事業者に適用されている2つの特性係数は、国民、県民の知る権利を担保し、また災害時等に生命・財産を守るための責務を考慮されてものです。 また全国をエリアカバーする通信事業者と異なり、地域免許制度のもと、それぞれの地域で免許エリアの隅々まで有益かつ多様な情報を発信する公共的役割も担っていることから、今後も特性係数が維持されることを希望します。一方、テレビでは4K、8Kの推進、AMラジオではワイドFMなど、放送局に対する一層の技術革新、設備投資が求められており、制度の見直しについては、民間放送連盟等の意見も十分に汲み取るよう希望します。
(株)フジテレビジョン	放送事業者	●放送事業者の4分の1の特性係数は法律に定められた「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法の災害放送義務）、「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法のあまねく努力義務）を勘案された適切な措置であり、今後も引き続き維持すべきと考えます。 ●特に「あまねく義務」に基づく軽減措置は放送法92条で基幹放送事業者のみに求められる重い責務を勘案して策定されたものであり、携帯電話事業者には法的義務は課されていません。なお、放送事業者は、この義務を果たすため多大な投資を行っています。
(株)エフエム岐阜	放送事業者	「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」での審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。 その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。 2つの特性係数と現行の乗率（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。 電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 さらに、地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減をお願いします。
西日本放送(株)	放送事業者	放送事業者と通信事業者の電波利用料の負担額の格差が指摘されていますが、用途の範囲が異なる上、そもそも放送と通信とは事業モデルとシステムが異なっています。放送にかかる特性係数は、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法108条）と「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法92条）の2点を勘案してのものであり、放送が果たす社会的責務は制度上も実際上も変化はないことから、この2つの特性係数は今後とも維持されることを要望します。

提出者	分類	提出された意見
(株)鹿児島讀賣テレビ	放送事業者	放送事業者と通信事業者の負担額の格差が指摘されていますが、通信事業者は47都道府県で電波を使用しているのに対して、民放事業者はあくまでも免許を与えられた範囲内でのものです。そもそも放送と通信とでは電波の利用形態は大きく異なるという前提があります。その中で現行制度の枠組みは適切だと思います。 放送にかかる特性係数は、 ①「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法108条：災害放送義務） ②「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法92条：あまねく努力義務） の2点を勘案して規定されたものです。 放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はないことから、この2つの特性係数は今後とも維持されることを要望します。 電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう合わせて要望します。
(株)熊本県民テレビ	放送事業者	放送にかかる特性係数は、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」と「国民への電波利用の普及に係る責務等」の2点を勘案してのものであり、放送が果たす社会的責務は制度上も実際上も変化はないことから、この2つの特性係数は今後とも維持されることを要望します。
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業者	●「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ●地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
(株)熊本放送	放送事業者	放送の電波利用料にかかる特性係数は、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」、「国民への電波利用の普及に掛かる責務等」の2点を勘案して規定されたものである。 民間放送事業者は、災害時のファーストインフォーマーとして、災害発生に際して、放送地域の情報伝達を最優先に考え特別番組等を編成し必要な情報を提供してきた。無線により同一情報を同時に直接受信されるという特徴を活かし、報道機関としての責務を果たす為、時々変化する事象をリアルタイムに取材し、放送エリアに必要な情報を提供している。 また、地上デジタル放送網の構築やFM補完局を新設するなど、経営上かなりの負担を強いられる設備投資を集中的に行ない、エリアへの情報伝達を欠かす事無く、災害放送を含む放送伝達の強靱化を進め、放送の責務を果たしてきた。 以上の点を踏まえ、今後も現行の電波利用料の特性係数を維持して頂きたい。
(株)秋田放送	放送事業者	私たち放送事業者は、国民の共有財産である電波を用いて多様な番組等を地域住民に届ける放送活動を通じ、平和で豊かな社会づくりに寄与することを使命としています。とりわけ非常災害などの緊急時には、電波ならではの情報ライフラインとして、地域住民の生命・財産・安全を守る公共的役割を担い、地方においてもその責務は年々重みを増しています。 今般、今後の電波の有効利用の議論において、電波の経済的価値に基づく利用料の負担等が検討の対象となりましたが、ローカル局の使命・責務等に照らし、以下の意見を申し述べます。 「電波利用料の特性係数」における放送の2つの特性係数については、今後も維持するよう要望します。「電波利用料の特性係数」は「放送法108条（災害放送義務）」並びに「放送法第92条（あまねく努力義務）」の2点の公共的役割を勘案して、電波利用料を軽減することを目的に設けられたものと認識しております。
(株)CBCラジオ	放送事業者	放送法に定められた「災害放送義務」、「あまねく努力義務」の2点を勘案して規定された2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2$）は、放送が果たす社会的責務が制度上も実態上も変わらないため、今後も継続していただきたいと考えます。
(株)エフエム愛媛	放送事業者	●放送の電波利用料にかかる特性係数は、放送法に定められた ①「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法第108条：災害放送義務） ②「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法第92条：あまねく努力義務） の2点を勘案して規定されたものであり、この2つの特性係数（軽減率 $1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持していただきます様要望します。また、放送の特性係数が維持されたとしても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しにより放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ●地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。電波利用料予算の歳出構造の変化を踏まえ、放送事業者の負担をできる限り軽減していただきたいと考えます。

提出者	分類	提出された意見
(株)エフエム山陰	放送事業者	● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
(株)テレビ朝日	放送事業者	・ 「電波利用料の見直しに関する検討会」（2013年）、「電波政策2020懇談会」（2016年）での検討の結果、放送の2つの特性係数はいずれも「維持すべき」と結論付けられており、その後も放送が果たす社会的責務に変化はないことから、2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持されるべきと考えます。
(株)テレビ東京	放送事業者	● 放送事業者は「災害放送義務」と「あまねく努力義務」を果たす為に多額の経費負担をしており、それらを勘案し、電波利用料を軽減することを目的として、特性係数が規定されています。これまで「電波利用料の見直しに関する検討会」「電波政策2020懇談会」で提言されたとおり、放送事業者に対しては現在と同様2つの特性係数、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にも、これまでと同じ特性係数の適用を今後も維持すべきと考えます。
北海道テレビ放送(株)	放送事業者	我々は北海道地域の放送局として、国土の22%という広大なエリアに常に良質な情報を送るため、多くの中継局を建設し、多くの費用をかけ維持運用しております。また災害時にもいち早く情報を発信し、防災減災・地域医療にも積極的に取り組んでおります。 このような中、電波利用料の増額はローカル局にとって経営的にも大きな負担になるもので、制度を安定的に運用することが大切と考えます。 また、電波利用料の特性係数については、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」、「国民への電波利用の普及に係る責務等」を勘案して決められたもので、2020懇談会でも議論され維持すべきとされています。放送局の特性係数は変更せず、維持すべきと考えます。 電波利用料の見直しで放送事業者の負担が大きくならないようにしていただきたいと思います。【再掲】
(株)岩手めんこいテレビ	放送事業者	◆放送の電波利用料に係る特性係数は、法律に定められた①「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法第108条：災害放送義務）②「国民の電波利用の普及に係る責務等」（放送法第92条：あまねく努力義務）、の2点を勘案して規定されているものであり、これは適切な措置と考えます。今後も2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は継続して頂くよう要望します。
(株)大分放送	放送事業者	ローカル局が今後も地域に密着した公共的役割を十全に果たす上での電波利用料制度の負担の適正化、特に特性係数の在り方という観点で、以下の意見を述べます。 ●昨今の大規模地震や豪雨災害などにおいてローカル局に求められる地域に密着した災害報道を行うための経費負担は多額の負担となっています。また、「あまねく努力」義務を果たすための経費負担も多額となっています。このような現状を踏まえ、特に地方局においては電波利用料を軽減する現行の2つの特性係数の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）の維持は大変重要な事と考えます。電波の経済的価値のより一層の反映という考え方により、今後の制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。
(株)テレビ北海道	放送事業者	● 放送事業者に対し、現在の措置と同様の2つの特性係数を適用し、放送局と一体の放送事業用無線局にもこれまでと同じ特性係数を適用することは妥当であると考えます。特に北海道は国土の約22%を占める広大な面積のため、特性係数の根拠となっている「災害努力義務」と「あまねく努力義務」を果たすため多額の経費負担をしており、強くその維持を求めます。
長野エフエム放送(株)	放送事業者	「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
朝日放送(株)	放送事業者	【②について】 ●放送の特性係数は「災害放送義務」と「あまねく努力義務」を果たすために必要な多額の経費負担を勘案して電波利用料を軽減することに目的があると考えます。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）を今後も維持することを要望します。 ●無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要です。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ●地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことを踏まえ、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。

提出者	分類	提出された意見
(株)福岡放送	放送事業者	4. 電波利用料体系の見直し 携帯電話事業者と放送事業者の電波利用料負担の不均衡が指摘されていますが、携帯電話事業者は、割り当てられた周波数を全国で独占的に使用できる一方、放送事業者は免許を与えられた県域内での使用に限られるなど、携帯電話と放送の電波の利用形態が大きく異なるため、単純比較はすべきではありません。放送が果たす社会的責務は制度上も実体的にも変化は無く、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの（放送法108条）」「国民への電波利用の普及に係る責務等（放送法92条）」の2点を勘案した特性係数は、今後も維持されるよう要望します。
(株)エフエム秋田	放送事業者	項目 4. 電波利用料体系の見直し (1) 負担の適正化 2について ● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
(株)テレビ静岡	放送事業者	(1) 負担の適正化 2. 電波利用料の特性係数の在り方について 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた次の2点を勘案して規定されたものである。 「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法第108条：災害放送義務） 「国民への電波利用の普及に係わる責務」（放送法第92条：あまねく努力義務） この2つの特性係数（軽減率 $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）は、適正であり今後も継続すべきと考えます。
四国放送(株)	放送事業者	また、放送局に適用されている2つの特定計数と現行乗率は、放送局の災害放送義務とあまねく努力義務を勘案した適切な措置です。今後も現行の係数で維持するよう要望します。
静岡エフエム放送(株)	放送事業者	【②について】 ● 「電波利用料の見直しに関する検討会」（2013年）、「電波政策2020懇談会」（2016年）における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）は今後も維持するよう要望します。 また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことを踏まえ、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
讀賣テレビ放送(株)	放送事業者	●電波利用負担額の比較から、携帯電話事業者に比べ放送事業者の負担が少ないという意見があります。しかし、携帯電話事業者は利用者に電波利用料を転化しており、膨大な数の携帯電話に課された電波利用料が携帯電話事業者から納付されていることから、携帯電話事業者の負担総額が見かけ上大きくなっています。一方、民間放送事業者は無料広告放送であり、視聴者から電波利用料の対価を徴収することはできず放送事業者自身が負担しています。電波利用料の負担のあり方に関しては、このように事業モデルが全く異なることを踏まえた冷静な検証や議論が行われるべきと考えます。 ●また、民間放送事業者、特にローカル局は携帯電話事業者と比べ、経営規模も利益額も比較にならないほど小さいことから、電波利用料が経営に与える負担は大きなものとなっています。更に民間放送事業者は地域免許制度に基づいて基本的に県域単位で、且つあまねく普及義務に従っており、採算性のみで事業エリアを選択できません。このように事業経営の実態が全く異なっていることから、利用料負担総額の単純比較で公平性は判断できないと考えます。 ●放送にかかる特性係数は、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法 108 条）と「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法92条）の2点を勘案してのものであり、「電波政策2020懇談会」で、有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨の提言がでています。放送が果たす社会的責務は、制度上も実際上も変化はないことから、この2つの特性係数は今後とも維持されることを要望します。 ●放送の特性係数は「災害放送義務」と「あまねく努力義務」を果たすために必要な多額の経費負担を勘案して電波利用料を軽減することに制度の目的があると考えます。放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されないと考えます。制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。
関西テレビ放送(株)	放送事業者	電波政策ビジョン懇談会の報告書（平成28年7月）には、電波利用料特定係数については「現状維持が適当」とあります。国民への電波利用の普及に係る責務等及び国民の生命、財産に著しく寄与するもの、という放送局に適用されている2つの特性係数について、放送における公共性、携帯事業者との電波利用料の負担構造の違いを十分勘案し、将来においても引き続き特性係数が維持されることを要望します。 近來、豪雨や落雷による大規模な被害が相次いでいます。そのような災害の多発する最中であっても地上基幹放送局に課せられた使命である「災害放送義務」と「あまねく努力義務」をこれからも果たしてゆくためには、電波利用料にかかわる現在の特性係数の維持が必要であると考えます。

提出者	分類	提出された意見
北海道文化放送(株)	放送事業者	● 放送に付される2つの特性係数は、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(災害放送義務)と「国民への電波利用の普及に係る責務等」(あまねく努力義務)として設定され、電波利用料制度を見直してきた過去6年前や3年前と現在を比較しても、放送が果たしている2つの社会的責務は制度上も実態上も全く変化しておりません。よって、2つの特性係数と現行の乗率設定($1/2 \times 1/2 = 1/4$)は今後も継続的に維持されるよう要望します。
広島エフエム(株)	放送事業者	● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率($1/2 \times 1/2 = 1/4$)は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
(株)テレビ西日本	放送事業者	○ 「電波利用料の見直しに関する検討会」(2013年)および総務省「電波政策2020懇談会」(2016年)における審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられております。以降、現在までに特段の環境の変化は生じておらず、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。放送局へ2つの特性係数を適用し、さらに放送局と一体の放送事業用無線局についてもこれまでと同様の特性係数を適用することが、今後も維持されるよう要望します。
(株)和歌山放送	放送事業者	放送の電波利用料にかかる特定係数は、法律により定められた次の2点を勘案して規定されています。 ① 「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法第108条:災害放送義務) ② 「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法第92条:あまねく努力義務) 2013年の「電波利用料の見直しに関する検討会」、2016年の「電波政策2020懇談会」の集中的な審議の結果、放送の2つの特定係数はいずれも維持すべきと結論づけられました。その後も放送が果たす社会的責務は制度上も実際上も変化はありません。2つの特定係数(軽減率 $1/2 \times 1/2 = 1/4$)を、今後も維持すべきと考えます。
岡山エフエム放送(株)	放送事業者	● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率($1/2 \times 1/2 = 1/4$)は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう切に要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
(株)長崎国際テレビ	放送事業者	放送事業者と通信事業者の負担額の格差が指摘されますが、民放ローカル局は免許を与えられた範囲内で電波を使っているのに対し、通信事業者は全県に亘って電波を使っています。利用システムが異なる中では現行制度の枠組みは適切であると考えます。 地方ローカル局の使命に常に取り組んでいる事業者としては、放送に係る2つの特性係数は今後とも維持されることを要望します。
(株)静岡第一テレビ	放送事業者	「電波利用料の負担の適正化」の議論の中で、放送事業者と通信事業者の負担額の格差が指摘されますが、そもそも放送と通信とでは事業モデルとシステムが異なるという前提があります。したがって、現行制度の枠組みは適切であると考えます。 また、電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことはなじまないと言えます。 放送にかかる特性係数は、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」と「国民への電波利用の普及に係る責務等」の2点を勘案してのものであり、この2つの特性係数は今後とも維持される事を要望します。
(株)エフエム大分	放送事業者	「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率($1/2 \times 1/2 = 1/4$)は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。
(株)エフエム東京	放送事業者	放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変わらず重要であり、2つの特性係数と現行の乗率($1/2 \times 1/2 = 1/4$)は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。
千葉テレビ放送(株)	放送事業者	放送に求められていく責務を全うしていくうえで、現在の放送に対する特定係数の維持とともに、電波利用料の負担が増額されないよう要望いたします。

提出者	分類	提出された意見
(株)新潟放送	放送事業者	放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法第108条：災害放送義務）、②「国民への電波利用の普及にかかる責務等」（放送法第92条：あまねく努力義務）、の2点を勘案しています。基幹放送事業者は放送法上の責務に則り災害放送を適時適切に実施するためには、各社の放送業務全体において、平常時から非常時を想定した設備投資や体制整備が必要であり、経営上の負担が重くなっています。特に地上民放ラジオ社では、中波放送の一部エリアで発生する難聴の解消や災害対策のため、FM補完中継局の新設も進んでいます。その多くが大規模な送信出力を要するものとなっており、経営環境の厳しいラジオ社にとって、極めて重い負担となっています。現行の特性係数はこれらの責務を勘案した適切な軽減措置と考えますので、2つの特性係数と現行の軽減率（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）を維持していただくよう要望します。
石川テレビ放送(株)	放送事業者	【②について】 ●電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法108条：災害放送義務）、「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法92条：あまねく努力義務）を勘案して規定されたもので、今後も維持すべきです。放送事業者は社会的責務を果たすため、多額の投資を行っています。
(株)TBSラジオ	放送事業者	ラジオ放送は輻輳が無く停電にも強い、大地震、災害時などにおける「ファーストインフォーマー（第一情報提供者）」としての社会的責務を果たしていると考えます。放送事業者については法律に定められた「災害放送義務」と「あまねく努力義務」を遂行することを勘案し、公共性が高い電波利用料の負担軽減がなされていることから、今後も現行の特性係数が維持される事を強く要望いたします。
(株)エフエム青森	放送事業者	●「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ●地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
(株)愛媛朝日テレビ	放送事業者	携帯電話用周波数は割り当てられた携帯事業者が全国で独占的に利用できる専用周波数である一方、テレビ放送用周波数は40チャンネル計240MHzの帯域を全国のNHKと地上民放127社が共同利用していますが、携帯電話と放送では電波の利用形態が大きく異なり、両者の電波利用料額は単純に比較できません。放送法の電波利用料に係る特性係数は、法律に定められた2点（放送法第108条、放送法第92条）を勘案されて規定されています。総務省の「電波利用料の見直しに関する検討会」（2013年）等の審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。今後も維持するよう、要望します。 さらに、この特性係数は、「災害放送義務」と「あまねく努力義務」を果たすために必要な多額の経費負担を勘案して電波利用料を軽減することに制度の目的があると考えます。
(株)宮城テレビ放送	放送事業者	●「電波の経済的価値を踏まえた金額」を競願により価格競争の要素を含めることは、公共的役割を毀損しかねないと考えます。放送に関する特性係数である「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法108条）、「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法92条）は、今後も維持されることを要望します。
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	【②について】 ●放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた次の2点を勘案して規定されたものです。 (1)「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法第108条：災害放送義務） (2)「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法第92条：あまねく努力義務） ●「電波利用料の見直しに関する検討会」（2013年）、前出の「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）は今後も維持するよう要望します。 ●放送の特性係数は「災害放送義務」と「あまねく努力義務」を果たすために必要な多額の経費負担を勘案して電波利用料を軽減することに制度の目的があると考えます。放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。 ●無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要です。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ●地上ラジオ放送（中波放送、短波放送、超短波放送）は、料額が増加してきた経緯があります。使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことを踏まえ、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
日本放送協会	放送事業者	また、制度の見直し等により利用料負担が増大することや放送に支障が出ることがないように要望します。

提出者	分類	提出された意見
(株)エフエム北海道	放送事業者	放送の社会的責務は、制度上も実態上も変更はありません。よって放送の2つの特性係数（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）は、維持すべきと考える。また他制度で放送事業者の負担料額が増えては目的を逸するので、電波利用料が総体で増額にならないことを考慮すべきである。また地上ラジオ放送は料額が増加してきた経緯があり、相対的に負担が重くなっているので軽減を図っていただきたい。
富山エフエム放送(株)	放送事業者	【②について】 ● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
北海道放送(株)	放送事業者	<② について> 電波利用料の特性係数の制度は「放送法第108条：災害放送義務」及び「放送法第92条：あまねく努力義務」の2点の役割を果たすために、多額の経費負担が継続的に必要になることを勘案して「電波利用料を軽減すること」が本旨であると考えます。「電波利用料の見直しに関する検討会」（2013年）や「電波政策2020懇談会」（2016年）でも、この特性係数は維持すべきとの結論が出ています。 一方、この特定係数が維持されても、他の制度が変更されることで放送事業者の負担が増額することは、制度本来の目的が実現されないことになってしまいます。地域住民へ安定した放送を継続的に届けるためには、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）の維持および放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。
(株)エフエム宮崎	放送事業者	【②について】 ● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
長崎放送(株)	放送事業者	4. 電波利用料体系の見直しについて 放送事業に係る電波利用については経済性のみに捉われず、放送の公共性に鑑み、過度な負担にならないよう配慮をお願いしたい。とりわけ弊社放送エリアにおいては、半島や島しょ部に多くの中継局を整備している現状をご理解いただきたい。
(株)エフエム大阪	放送事業者	・ これまで地上ラジオ放送では、電波利用料の料額が大幅に増加してきました。今後は、できる限り負担の軽減を図っていただきたく要望します。 ・ 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率は今後も維持するよう強く要望します。 ・ 放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。
(株)エフエム福島	放送事業者	● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。

提出者	分類	提出された意見
(株)テレビ信州	放送事業者	●通信と放送の電波利用料の負担が不均衡だとの指摘がありますが、携帯電話用周波数は割り当てられた携帯事業者が全国で独占的に利用できる専用周波数である一方、テレビ放送用周波数は40チャンネル計240MHzの帯域を全国のNHKと地上民放127社が共同利用しています。携帯電話と放送は電波の利用形態が大きく異なり、両者の電波利用料額は単純には比較できません。 ●放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた次の2点を勘案して規定されたものです。 (1)「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法第108条：災害放送義務) (2)「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法第92条：あまねく努力義務) 2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持するよう要望します。 ●無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要です。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。
秋田朝日放送	放送事業者	ローカル局が事業を継続していくにあたり何よりも重要なことは、視聴者・地域の皆様から信頼され、地域への責任を果たしていくことであると認識しております。 そのためにも、社会の基本インフラとして放送は、防災情報や災害時に必要とされる生活情報など地域の身近な情報を的確・迅速に伝えること、そして地域の応援団として、地域の課題に向かい合い活性化に資することを使命として、長年にわたり、ローカル局ならではのきめ細かな取材網や経験の蓄積、地域の皆様や関係先との信頼関係の構築に努めてまいりました。 また、県民生活に必要な情報を、いつ何時、非常災害時にも、放送波により、あまねく届けるため、安定した強靱な放送基盤の構築に努めてきており、設備投資にも多くの費用を要してきました。 放送波のデジタル化にあたっては、本社設備や送信所、中継局など、地方局にとっては、年間売上に匹敵する規模の投資となりましたが、この機器が設備更新の時期を迎えています。放送をめぐる経営環境の急激な変化に伴い収益面など厳しさを増す中、新たな設備投資の負担も重くなっています。さらに、今後普及が見込まれる4K等の高度化への対応、若年層を中心とした視聴形態の変化への対応、テレビ放送の情報バリアフリー化など、新たな設備投資が求められる検討課題も多いのが現状で、ローカル局にとって、特性係数の見直しは経営的な厳しさに直結します。 放送の特性係数は「災害放送義務」と「あまねく努力義務」を果たすために必要な多額の経費負担を勘案して電波利用料を軽減することに制度の目的があると認識しており、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要だと考えております。 電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。
(株)エフエム愛知	放送事業者	「電波利用料の見直しに関する検討会」における審議の結果、「該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。」と報告書に記載されております。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。
(株)エフエム岐阜	放送事業者	「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」での審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。 その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。 2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。 電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 さらに、地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減をお願いします。
(株)鹿児島讀賣テレビ	放送事業者	放送事業者と通信事業者の負担額の格差が指摘されていますが、通信事業者は47都道府県で電波を使用しているのに対して、民放事業者はあくまでも免許を与えられた範囲内でのものです。そもそも放送と通信とは電波の利用形態は大きく異なるという前提があります。その中で現行制度の枠組みは適切だと思います。 放送にかかる特性係数は、 ①「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法108条：災害放送義務) ②「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法92条：あまねく努力義務) の2点を勘案して規定されたものです。 放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はないことから、この2つの特性係数は今後とも維持されることを要望します。 電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう合わせて要望します。

提出者	分類	提出された意見
(株)エフエム愛媛	放送事業者	●放送の電波利用料にかかる特性係数は、放送法に定められた ①「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法第108条：災害放送義務） ②「国民への電波利用の普及に係わる責務等」（放送法第92条：あまねく努力義務） の2点を勘案して規定されたものであり、この2つの特性係数（軽減率$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持していただきます様要望します。また、放送の特性係数が維持されたとしても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増え、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しにより放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ●地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。電波利用料予算の歳出構造の変化を踏まえ、放送事業者の負担をできる限り軽減していただきたいと思います。
(株)エフエム山陰	放送事業者	●「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ●地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
(株)テレビ朝日	放送事業者	・通信と放送の電波利用料の負担が不均衡との指摘がありますが、携帯電話用周波数は割当てられた携帯事業者が全国で独占的に利用できる専用周波数であるのに対して、テレビ放送用周波数は40チャンネル計240MHzの帯域を全国のNHKと地上民放127社が共同利用しています。 ・また放送の場合、取材活動などで集めた情報を、エリア内の視聴者に一斉に効率的に届けるため、必然的に広い周波数帯域幅を用いる高出力のシステムが必要となります。 ・携帯電話と放送では電波の利用形態はこんなに大きく異なるため、電波利用料の算定にあたっては、放送事業が持つ公共的な役割に加え、それぞれの事業特性を十分勘案することが重要と考えます。 ・無線局免許人にとって、事業を展開する上で電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要であり、電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないようにすべきです。
北海道テレビ放送(株)	放送事業者	我々は北海道地域の放送局として、国土の2.2%という広大なエリアに常に良質な情報を送るため、多くの中継局を建設し、多くの費用をかけ維持運用しております。また災害時にもいち早く情報を発信し、防災減災・地域医療にも積極的に取り組んでおります。 このような中、電波利用料の増額はローカル局にとって経営的にも大きな負担になるもので、制度を安定的に運用することが大切と考えます。 また、電波利用料の特性係数については、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」、「国民への電波利用の普及に係る責務等」を勘案して決められたもので、2020懇談会でも議論され維持すべきとされています。放送局の特性係数は変更せず、維持すべきと考えます。 電波利用料の見直しで放送事業者の負担が大きくならないようにしていただきたいと思います。
(株)大分放送	放送事業者	ローカル局が今後も地域に密着した公共的役割を十全に果たす上での電波利用料制度の負担の適正化、特に特性係数の在り方という観点で、以下の意見を述べます。 ●昨今の大規模地震や豪雨災害などにおいてローカル局に求められる地域に密着した災害報道を行うための経費負担は多額の負担となっています。また、「あまねく努力」義務を果たすための経費負担も多額となっています。このような現状を踏まえ、特に地方局においては電波利用料を軽減する現行の2つの特性係数の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）の維持は大変重要な事と考えます。電波の経済的価値のより一層の反映という考え方により、今後の制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。
朝日放送(株)	放送事業者	【②について】 ●放送の特性係数は「災害放送義務」と「あまねく努力義務」を果たすために必要な多額の経費負担を勘案して電波利用料を軽減することに目的があると考えます。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）を今後も維持することを要望します。 ●無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要です。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ●地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことを踏まえ、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。

提出者	分類	提出された意見
(株)エフエム秋田	放送事業者	項目 4. 電波利用料体系の見直し (1) 負担の適正化 2について ● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
静岡エフエム放送(株)	放送事業者	【②について】 ● 「電波利用料の見直しに関する検討会」（2013年）、「電波政策2020懇談会」（2016年）における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。 また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことを踏まえ、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
讀賣テレビ放送(株)	放送事業者	●電波利用負担額の比較から、携帯電話事業者に比べ放送事業者の負担が少ないという意見があります。しかし、携帯電話事業者は利用者に電波利用料を転化しており、膨大な数の携帯電話に課された電波利用料が携帯電話事業者から納付されていることから、携帯電話事業者の負担総額が見かけ上大きくなっています。一方、民間放送事業者は無料広告放送であり、視聴者から電波利用料の対価を徴収することはできず放送事業者自身が負担しています。電波利用料の負担のあり方に関しては、このように事業モデルが全く異なることを踏まえた冷静な検証や議論が行われるべきと考えます。 ●また、民間放送事業者、特にローカル局は携帯電話事業者と比べ、経営規模も利益額も比較にならないほど小さいことから、電波利用料が経営に与える負担は大きなものとなっています。更に民間放送事業者は地域免許制度に基づいて基本的に県域単位で、且つあまねく普及義務に従っており、採算性のみで事業エリアを選択できません。このように事業経営の実態が全く異なっていることから、利用料負担総額の単純比較で公平性は判断できないと考えます。 ●放送にかかる特性係数は、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法 108 条）と「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法92条）の2点を勘案してのものであり、「電波政策2020懇談会」で、有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨の提言がでています。放送が果たす社会的責務は、制度上も実際上も変化はないことから、この2つの特性係数は今後とも維持されることを要望します。 ●放送の特性係数は「災害放送義務」と「あまねく努力義務」を果たすために必要な多額の経費負担を勘案して電波利用料を軽減することに制度の目的があると考えます。放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されないと考えます。制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。
広島エフエム(株)	放送事業者	● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
(株)テレビ西日本	放送事業者	○無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要です。大幅な制度変更による過度な電波利用料の増額は、放送事業者の経営への影響も非常に大きなものとなりかねないため、避けるべきだと考えます。
岡山エフエム放送(株)	放送事業者	● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう切に要望します。 ●地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
(株)エフエム大分	放送事業者	「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。

提出者	分類	提出された意見
(株)エフエム 東京	放送事業者	放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変わらず重要であり、2つの特性係数と現行の乗率（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。
石川テレビ放送(株)	放送事業者	制度見直しによって放送事業者が負担する電波利用料が増額にならないことを望みます。
千葉テレビ放送(株)	放送事業者	放送の電波利用料にかかる特定係数は、放送の果たすべき、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」としての災害放送義務と「国民への電波利用の普及にかかわる責務」としてのあまねく普及義務を勘案して規定されているものであり、この放送が果たすべき社会的責務には変化はないものと思料します。これらの社会的責務を果たしていくためには、体制の確保、定期的な設備の更新等に多額な経費負担を必要とします。加えて、災害放送業務のほか、昨今ではミサイル問題等の緊急情報の提供にもこたえるべく、緊急情報連絡システムへの設備面を含めた速やかな対応も不可欠です。また、あまねく放送サービスの享受との関連で、視聴覚障害者への情報アクセス機会の一層の確保を図るための字幕放送等の拡充なども求められています。一方では、放送事業を取り巻く経済的環境には厳しいものがあり、なかんずく県域ローカル放送局にとって経済的負担には重いものがあります。放送に求められていく責務を全うしていくうえで、現在の放送に対する特定係数の維持とともに、電波利用料の負担が増額されないよう要望いたします。
(株)エフエム 石川	放送事業者	● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
(株)エフエム 福岡	放送事業者	● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
(株)エフエム 香川	放送事業者	● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
(株)エフエム 青森	放送事業者	● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
東海テレビ放送(株)	放送事業者	テレビ放送事業者は視聴者の皆様に安定し正確な情報を恒久的・継続的に伝えることができるよう、日々放送設備の点検・保守・交換・更新を行うとともに、人材の確保・育成に取り組んでいます。今後もこの体制を維持していくことが国民の利益にかなうものと考えます。ひいては、放送事業者が負担する電波利用料が今後も増額とならないよう要望します。そのためにも「電波利用料の見直しに関する検討会」（2013年）、の「電波政策2020懇談会」における2つの特性係数と現行の乗率（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）が今後も維持されることは不可欠と考えます。
(株)エフエム ラジオ新潟	放送事業者	● 「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。

提出者	分類	提出された意見
(株)愛媛朝日テレビ	放送事業者	無線免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性と安定性はきわめて重要です。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう、要望します。
長野エフエム放送(株)	放送事業者	「電波利用料の見直しに関する検討会」、「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	● 通信と放送の電波利用料の負担が不均衡だとの指摘がありますが、総務省「電波政策2020懇談会」報告書（2016年7月）は電波利用料の公平な負担の在り方について、「免許人等の受益と負担の公平性は保たれている」と結論付けており、現在までに特段の状況変化はないものと考えます。携帯電話用周波数は割り当てられた携帯事業者が全国で独占的に利用できる専用周波数である一方、テレビ放送用周波数は40チャンネル計240MHzの帯域を全国のNHKと地上民放127社が共同利用しています。携帯電話と放送は電波の利用形態が大きく異なり、両者の電波利用料額は単純には比較できません。
日本テレビ放送網(株)	放送事業者	「電波利用料の負担の適正化」の議論の中で、放送事業者と通信事業者の負担額の格差が指摘されますが、通信事業者は47都道府県で電波を使っているのに対して、民放事業者はあくまでも免許を与えられた範囲内（キー局では1都6県）でのもので、使途の範囲が異なる上、そもそも放送と通信とは事業モデルとシステムが異なるという前提があります。したがって、現行制度の枠組みは適切であると考えます。
(株)テレビ岩手	放送事業者	「電波利用料の負担の適正化」の議論の中で、放送事業者と通信事業者の負担額の格差が指摘されていますが、通信事業者は47都道府県で電波を使っているのに対して、弊社などの民放事業者はあくまでも免許を与えられた1県の範囲でしか電波を利用していません。使途の範囲が異なる上、放送と通信は事業モデルが違うという前提があります。したがって、現行制度の枠組みは適切であると考えます。
(株)テレビ大分	放送事業者	放送事業者と通信事業者の負担額の格差が度々指摘されますが、通信事業者は全国で電波を用いて事業を行っているのに対し、我々民放事業者はあくまでも免許を与えられた範囲内（主に県域）での利用となっています。範囲が異なる上、そもそも放送と通信とはビジネスモデルや仕組みが異なることから、現行制度の枠組みは理に適っていると考えます。
(株)宮城テレビ放送	放送事業者	「電波利用料体系の見直し」について、我々放送事業者は、割り当てられた電波を共同利用をしているものであり、放送と通信では、サービス範囲が異なることを鑑みると、現行制度の枠組みは妥当なものと考えます。
北海道放送(株)	放送事業者	<① について> 放送と通信の電波利用料の負担割合が不均衡との指摘がありますが、携帯電話周波数は携帯事業者が独占的に利用できる専用周波数ですが、テレビ放送用周波数は民放とNHKが共同で利用しているものです。このように携帯電話と放送は電波の利用形態が異なるもので、両者の電波利用料は単純には比較できないものと考えます。
山口放送(株)	放送事業者	● 通信と放送の電波利用料の負担が不均衡だとの指摘がありますが、通信事業者は47都道府県で電波を使っているのに対して、我々民間放送局はあくまでも免許を与えられた範囲内でのもので、使用範囲が異なる上、そもそも放送と通信とは事業モデルとシステムが違います。したがって、現行制度の枠組みは適切であると考えます。 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことや、今後AM放送とFM補完放送の電波利用料が二重負担となってくることなどを踏まえ、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
(株)テレビ新潟放送網	放送事業者	「電波利用料の負担の適正化」の議論の中で、放送事業者と通信事業者の負担額の格差が指摘されていますが、携帯電話は双方向通信で携帯電話利用者の端末も無線局として電波利用料を負担し通信事業者の割合に含まれています。一方、放送は放送局側のみが免許人で電波利用料を負担し、テレビ等の視聴者側は負担することはありません。これは放送と通信でシステムが異なることによるもので、これにより電波利用料の負担額を同一の基準で論ずるべきものではないと考えます。現行制度の枠組みは適切であり維持すべきものと考えます。

提出者	分類	提出された意見
(株) テレビ信州	放送事業者	●通信と放送の電波利用料の負担が不均衡だとの指摘がありますが、携帯電話用周波数は割り当てられた携帯事業者が全国で独占的に利用できる専用周波数である一方、テレビ放送用周波数は40チャンネル計240MHzの帯域を全国のNHKと地上民放127社が共同利用しています。携帯電話と放送は電波の利用形態が大きく異なり、両者の電波利用料額は単純には比較できません。 ●放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた次の2点を勘案して規定されたものです。 (1)「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法第108条：災害放送義務） (2)「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法第92条：あまねく努力義務） 2つの特性係数と現行の乗率（$1/2 \times 1/2 = 1/4$）は今後も維持するよう要望します。 ●無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要です。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。
(株) 山梨放送	放送事業者	「電波利用料負担の適正化」の議論の中で、放送事業者と通信事業者の負担額の格差が言われていますが、県域免許制度のもとで周波数を割り当てられている放送事業者と、全国を営業エリアとする携帯電話事業者とは、事業モデルがまったく異なります。特性係数を含め現制度下での枠組みが適正と考えます。
山形放送(株)	放送事業者	・放送事業者と通信事業者の負担額の格差が指摘されますが、そもそも放送と通信とは事業モデルとシステムが異なるという前提があります。したがって、現行制度の枠組みは適切であると考えます。
(株) 鹿児島読売テレビ	放送事業者	放送事業者と通信事業者の負担額の格差が指摘されていますが、通信事業者は47都道府県で電波を使用しているのに対して、民放事業者はあくまでも免許を与えられた範囲内でのものです。そもそも放送と通信とは電波の利用形態は大きく異なるという前提があります。その中で現行制度の枠組みは適切だと思います。 放送にかかる特性係数は、 ①「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法108条：災害放送義務） ②「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法92条：あまねく努力義務） の2点を勘案して規定されたものです。 放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はないことから、この2つの特性係数は今後とも維持されることを要望します。 電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう合わせて要望します。
(株) 熊本県民テレビ	放送事業者	放送事業者と通信事業者の負担額の格差が指摘されますが、そもそも放送と通信とは事業モデルとシステムが異なるという前提があります。したがって、現行制度の枠組みは適切であると考えます。
(株) テレビ朝日	放送事業者	・通信と放送の電波利用料の負担が不均衡との指摘がありますが、携帯電話用周波数は割り当てられた携帯事業者が全国で独占的に利用できる専用周波数であるのに対して、テレビ放送用周波数は40チャンネル計240MHzの帯域を全国のNHKと地上民放127社が共同利用しています。 ・また放送の場合、取材活動などで集めた情報を、エリア内の視聴者に一斉に効率的に届けるため、必然的に広い周波数帯域幅を用いる高出力のシステムが必要となります。 ・携帯電話と放送では電波の利用形態はこうに大きく異なるため、電波利用料の算定にあたっては、放送事業が持つ公共的な役割に加え、それぞれの事業特性を十分勘案することが重要と考えます。 ・無線局免許人にとって、事業を展開する上で電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要であり、電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないようにすべきです。
読売テレビ放送(株)	放送事業者	●電波利用負担額の比較から、携帯電話事業者に比べ放送事業者の負担が少ないという意見があります。しかし、携帯電話事業者は利用者に電波利用料を転化しており、膨大な数の携帯電話に課された電波利用料が携帯電話事業者から納付されていることから、携帯電話事業者の負担総額が見かけ上大きくなっています。一方、民間放送事業者は無料広告放送であり、視聴者から電波利用料の対価を徴収することはできず放送事業者自身が負担しています。電波利用料の負担のあり方に関しては、このように事業モデルが全く異なることを踏まえた冷静な検証や議論が行われるべきと考えます。 ●また、民間放送事業者、特にローカル局は携帯電話事業者と比べ、経営規模も利益額も比較にならないほど小さいことから、電波利用料が経営に与える負担は大きなものとなっています。更に民間放送事業者は地域免許制度に基づいて基本的に県域単位で、且つあまねく普及義務に従っており、採算性のみで事業エリアを選択できません。このように事業経営の実態が全く異なっていることから、利用料負担総額の単純比較で公平性は判断できないと考えます。 ●放送にかかる特性係数は、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法108条）と「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法92条）の2点を勘案してのものであり、「電波政策2020懇談会」で、有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨の提言がでています。放送が果たす社会的責務は、制度上も実際上も変化はないことから、この2つの特性係数は今後とも維持されることを要望します。 ●放送の特性係数は「災害放送義務」と「あまねく努力義務」を果たすために必要な多額の経費負担を勘案して電波利用料を軽減することに制度の目的があると考えます。放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されないと考えます。制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。

提出者	分類	提出された意見
(株)福岡放送	放送事業者	4. 電波利用料体系の見直し 携帯電話事業者と放送事業者の電波利用料負担の不均衡が指摘されていますが、携帯電話事業者は、割り当てられた周波数を全国で独占的に使用できる一方、放送事業者は免許を与えられた県域内での使用に限られるなど、携帯電話と放送の電波の利用形態が大きく異なるため、単純比較はすべきではありません。放送が果たす社会的責務は制度上も実体的にも変化は無く、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの（放送法108条）」「国民への電波利用の普及に係る責務等（放送法92条）」の2点を勘案した特性係数は、今後も維持されるよう要望します。
(株)長崎国際テレビ	放送事業者	放送事業者と通信事業者の負担額の格差が指摘されますが、民放ローカル局は免許を与えられた範囲内で電波を使っているのに対し、通信事業者は全県に亘って電波を使っています。利用システムが異なる中では現行制度の枠組みは適切であると考えます。 地方ローカル局の使命に常に取り組んでいる事業者としては、放送に係る2点の特性係数は今後とも維持されることを要望します。
(株)静岡第一テレビ	放送事業者	「電波利用料の負担の適正化」の議論の中で、放送事業者と通信事業者の負担額の格差が指摘されますが、そもそも放送と通信とでは事業モデルとシステムが異なるという前提があります。したがって、現行制度の枠組みは適切であると考えます。 また、電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことはなじまないと言えます。
(株)テレビ金沢	放送事業者	放送事業者と通信事業者の負担額に差があると指摘されますが、大前提として、放送と通信とは、使途の範囲が異なる上、ビジネスモデルやシステムが全く違います。そのことから、現行制度の枠組みは適切だと考えます。
日本海テレビジョン放送(株)	放送事業者	放送事業者と通信事業者の負担が不均衡との指摘がありますが、通信事業者は47都道府県で電波を使っているのに対して、民放事業者はあくまでも免許を与えられた範囲内でのもので、使途の範囲が異なる上、そもそも放送と通信とでは事業モデルとシステムが異なるという前提があります。したがって、現行制度の枠組みは適切であると考えます。
青森放送(株)	放送事業者	「電波利用料の負担の適正化」の議論の中で、放送事業者と通信事業者の負担額の格差が指摘されますが、通信事業者は47都道府県で電波を使っているのに対して、民放事業者はあくまでも免許を与えられた範囲内（県域）でのもので、使途の範囲が異なる上、そもそも放送と通信とでは事業モデルとシステムが異なるという前提があります。したがって、現行制度の枠組みは適切であると考えます。
四国放送(株)	放送事業者	基幹放送局は、存続基盤である地域に対して途切れることなく情報発信しているほか、非常時には住民の安心安全を確保するための災害報道が求められています。 また、地域情報の発信は、ローカル局に期待される役割の一つです。 通信事業者と放送事業者の電波利用料の負担割合が不公平との指摘があるようですが、そもそも携帯電話事業と放送事業は、国民が電波を利用する形態が異なり、現行制度の考え方は適切ととらえています。
札幌テレビ放送(株)	放送事業者	「電波利用料の負担の適正化」の議論の中で、放送事業者と通信事業者の負担額の格差が指摘されますが、通信事業者は47都道府県で電波を使っているのに対して、民放事業者はあくまでも免許を与えられた範囲内でのもので、使途の範囲が異なる上、そもそも放送と通信とでは事業モデルとシステムが異なるという前提があります。したがって、現行制度の枠組みは適切であると考えます。 ローカル放送局は、全国放送では伝えきれない地域向けの情報をはじめ、災害時には地域住民に詳細かつ必要な情報を伝達することを第一に、日々の業務に取り組んでいる所です。 特に当社が免許を受けている北海道地域は、国土面積の約5分の1という広さと山間部が多く占める地形の特色から、放送電波をあまねく届けるための送信所設置数が他府県域局と比較して突出しており、その保守・更新にかかる費用は経営に大きな影響を及ぼしております。当社の地上デジタル放送開始から11年半りが経過した現在、今後の送信所設備の維持・更新は大きな経営上の課題となっています。 また電波利用料の負担額においても、北海道地区の放送局は東京・大阪・名古屋地区に次ぐ金額となっており、それら地区のマーケット規模と比して電波利用料の割合が高い地域です。このような状況下、価格競争が導入されていった場合、今後の放送収入の動向如何によっては、企業努力の継続は当然の事ながらも、将来的に事業の継続性が危ぶまれる可能性も孕んでいます。
(株)秋田放送	放送事業者	現行制度の枠組みが適切であると考えます。 「電波の利用に関する負担の適正化」をめぐる、放送事業者と通信事業者の利用料額の格差を指摘する声がありますが、そもそも放送と通信では事業形態、電波の利用形態が異なることから単純に比較はできないものと考えます。 加えて、ローカル局において電波利用料の安定・継続性は極めて重要です。電波利用料に経済的価値を反映させた場合、ローカル局の経営にまで影響を及ぼし、公共的使命を安定的に果たせなくなることを危惧いたします。

提出者	分類	提出された意見
西日本放送 (株)	放送事業者	放送事業者と通信事業者の電波利用料の負担額の格差が指摘されていますが、用途の範囲が異なる上、そもそも放送と通信とでは事業モデルとシステムが異なっています。放送にかかる特性係数は、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法108条）と「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法92条）の2点を勘案してのものであり、放送が果たす社会的責務は制度上も実際上も変化はないことから、この2つの特性係数は今後とも維持されることを要望します。
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	【②について】 ● 地上ラジオ放送（中波放送、短波放送、超短波放送）は、料額が増加してきた経緯があります。使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことを踏まえ、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
(株)エフエム北海道	放送事業者	放送の社会的責務は、制度上も実態上も変更はありません。よって放送の2つの特性係数（ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ）は、維持すべきと考える。また他制度で放送事業者の負担料額が増えては目的を逸するので、電波利用料が総体で増額にならないことを考慮すべきである。また地上ラジオ放送は料額が増加してきた経緯があり、相対的に負担が重くなっているので軽減を図っていただきたい。
富山エフエム放送(株)	放送事業者	【②について】 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
(株)エフエム宮崎	放送事業者	【②について】 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
(株)エフエム大阪	放送事業者	・ これまで地上ラジオ放送では、電波利用料の料額が大幅に増加してきました。今後は、できる限り負担の軽減を図っていただきたく要望します。
(株)エフエム福島	放送事業者	● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
山口放送(株)	放送事業者	● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことや、今後AM放送とFM補完放送の電波利用料が二重負担となってくることなどを踏まえ、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
(株)エフエム石川	放送事業者	● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
(株)エフエム福岡	放送事業者	● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
(株)エフエム香川	放送事業者	● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
(株)エフエム愛知	放送事業者	地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。激変緩和措置を適用していただいておりますが、定期的な料額増加は経営的に負担が増えております。使用帯域の利用状況に著しい変化がないことを踏まえ、できる限り負担の軽減を図るよう要望します。
(株)エフエム岐阜	放送事業者	さらに、地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減をお願いします。
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業者	● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
三重エフエム放送(株)	放送事業者	【負担の適正化について】 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。
(株)CBCラジオ	放送事業者	・ AM放送のFM補完局は、大規模な送信出力を要します。弊社の場合、電波利用料は、AM放送親局の約1.7倍と非常に大きな負担となっており、電波利用料のさらなる軽減措置を要望いたします。 ・ AMラジオ局の放送設備は老朽化が進んでおり、設備更新に至っては広大な土地の確保が必要となる等大きな負担になっております。またAM放送とFM放送の両方を安定して維持継続するには二重のコストがかかります。経営環境の厳しいAMラジオ局においては電波利用料の負担は大きいため、電波利用供益事務の範疇を越える施策等によりさらに負担が増加することは承知いたしかねます。また歳出規模も抑制的にすべきであり、電波利用料の負担をできる限り軽減していただきますよう要望いたします。
(株)エフエム愛媛	放送事業者	● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。電波利用料予算の歳出構造の変化を踏まえ、放送事業者の負担をできる限り軽減していただきたいと思います。

提出者	分類	提出された意見
(株)エフエム山陰	放送事業者	● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
長野エフエム放送(株)	放送事業者	地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
朝日放送(株)	放送事業者	【②について】 ● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことを踏まえ、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
(株)エフエム秋田	放送事業者	● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
広島エフエム(株)	放送事業者	● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
岡山エフエム放送(株)	放送事業者	● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
静岡エフエム放送(株)	放送事業者	● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことを踏まえ、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
(株)TBSラジオ	放送事業者	・ 地上ラジオ放送の電波利用料は電波利用料額改定で増額してきた経緯があります。一方で、AM放送で使用されている中波帯域は放送以外の利用も含め需要は低いものと考えられ、経済原則の観点からも利用料につきまちは可能な限り負担の軽減措置を要望いたします。
(株)エフエム青森	放送事業者	● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業者	● 地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
(株)エフエム大分	放送事業者	地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
(株)エフエム東京	放送事業者	地上ラジオ放送は、料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
(株)毎日放送	放送事業者	電波利用料体系の策定に当たっては、これまでも放送の持つ公共性に最大限の配慮がなされてきたことを高く評価したいと思います。 民間放送事業は、あまねく地域での放送へ努力を重ね、なおかつ、字幕放送の拡大等、社会的弱者が利用しやすい環境作りを続けているところです。また、その収益構造は無料広告放送を基本としており、これら地域的ユニバーサルサービス、公共福祉的ユニバーサルサービスの実現も多くはその財源から賄われています。しかし、一方で、近年はインターネット等競合メディアの進展で、民間放送事業の根幹の財源である広告費のネットへの遷移が言われています。 特にラジオ放送については、その広告市場規模の減少が著しい一方で、電波利用料については引き上げが続き、多くの事業者が苦しい経営を余儀なくされています。 これらの情勢を鑑みた時、放送の持つ公共性に配慮した電波利用料体系の議論・見直しが行われることを強く要望します。
(株)エフエム栃木	放送事業者	● 地域社会に存立基盤を持つローカル局は、当該地域の文化の多様性や特色を活かした地域情報発信の担い手として活動しており、「地方創生」にも大きく貢献しています。今後も引き続き公共的役割を果たすため、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。
RKB毎日放送(株)	放送事業者	● テレビ局は（移動受信を考慮していない固定受信向けの）テレビ放送サービスをあまねく人口密度の低いエリアに対して行っており、また2016年の熊本地震、2017年の九州北部豪雨時の報道対応で実証されたように大規模災害や設備障害発生時にも災害情報を送出できるようインフラを構築し、放送対応できるようにしていることが考慮されるべきであると考えます。 ● ローカルテレビ局やラジオ局では電波利用料は大きな負担となっている局もあり、特性係数の維持が必要と考えます。また、中波と同時に同じ番組を放送する災害対策で整備したFM補完放送の電波利用料については考慮されるべきだと考えます。 ● FM同期放送やSFN等周波数の有効利用を行っている放送局に対する電波利用料の減免措置を希望します。
スカパーJSAT(株)	放送事業者	稠密度により電波の経済的価値を測る場合、技術特性により稠密度を高めることができないシステムもありますので、特性係数等によりそういった特性を考慮すべきと考えます。

提出者	分類	提出された意見
③免許不要局からの電波利用料の徴収の在り方		
KDDI (株)	電気通信事業者	③ 免許不要局の性質や意義を踏まえた検討が必要であると考えます。 ・ 免許不要局からの電波利用料徴収については、電波利用の発展を阻害することのないような配慮が必要であると考えます。 ・ 仮に徴収を行う場合には、利用者から直接徴収することは困難であると考えられ、市場に出回るタイミングが適当であることから、機器製造者や販売者からの徴収が適当であると考えます。
ソフトバンク (株)	電気通信事業者	・ 受益者に対する負担の公平性を図るという観点からは、免許不要局からの電波利用料の徴収は一定の合理性はあるものの、徴収方法や管理上の課題も多く、徴収は不要ではないかと考えます。
RKB毎日放送 (株)	放送事業者	●免許不要帯域を利用した無線局が今後大幅に増加していくと考えられますが、それらの製品にも出荷時に一定の電波利用料を付加する等し、適切な運用と電波の有効活用に役立てることを希望します。
(株)中国放送	放送事業者	また、免許不要局からの電波利用料の徴収については、電波の監理費用の上からも必要と考えます
スカパーJSAT (株)	放送事業者	今後免許不要局やそのための周波数需要が増大すると予想されますので、負担の公平性の観点から、免許不要局についても電波利用料の徴収対象とすべきと考えます。
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	【③について】 ● 免許不要局も適切に監理すべきです。監理には費用がかかるため、免許不要局からも電波利用料を徴収することの検討が必要と考えます。
石川テレビ放送 (株)	放送事業者	【③について】 免許不要局も管理の対象となるべきで、その費用として、免許不要局からも電波利用料を徴収することを検討すべきではないでしょうか。
山口放送 (株)	放送事業者	● 免許不要局も適切に監理すべきです。監理には費用がかかるため、免許不要局からも電波利用料を徴収することの検討が必要と考えます。
(株)CBCラジオ	放送事業者	IOTの普及などにより免許不要局の数やその利用範囲の拡大が見込まれます。運用監視・管理事務や周波数共用などの技術開発事務も増加すると予想されることから、免許不要局からも電波利用料を徴収する方策の検討が必要と考えます。
朝日放送 (株)	放送事業者	【③について】 ●免許不要局も適切に監理すべきであり、免許不要局からも、個々の電波利用システムの特性や役割を十分に勘案した上で、電波利用料を徴収することの検討が必要と考えます。
(株)CBCテレビ	放送事業者	・ IOT普及で免許不要局の数やその利用範囲の拡大が見込まれる中、運用監視や周波数共用などの技術開発にかかる事務経費の増加分を免許不要局も負担する方策を検討する時期に来ていると考えます。
(株)愛媛朝日テレビ	放送事業者	免許不要局も適切に監理すべきで、電波利用料を徴収する事を検討すべきと考えます。
無線LANビジネス推進連絡会	その他	免許不要局からの電波利用料の徴収は、免許不要帯域を利用する市場への参入障壁となり、国際競争力の低下に繋がる危険性があるため基本的に反対致します。また、免許不要局からの電波利用料の徴収については、現状の免許人等に課せられる制度から抜本的な見直しが必要であり、受益者の定義及び電波利用料の用途を慎重且つ公明に議論する必要があると考えます。
トヨタ自動車 (株)	メーカー	昨今の自動車業界では、自動運転技術の進展、Connected Car社会の実現、MaaS (Mobility as a Service) 等、新たな局面を迎えており、通信に対する期待はますます高まっていくと予想されます。こうした通信は、その公共性や今後の普及等を鑑みた制度設計がなされることを期待します。また免許不要局については、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがほとんどなく、排他的権利も有さず、受益は間接的である等の理由から、従来通り非徴収とするべきであると考えます。

提出者	分類	提出された意見
④その他		
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	・ 電波の共益事務における負担を免許人全体で負担するという現在の電波利用料体系のスキームについては、今後も維持すべきです。 ・ 他方、電波利用料の徴収方法や負担総額の按分方法については、今の利用状況に応じた見直しが必要です。
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	● 電波利用共益事務（無線局全体の受益を直接の目的として行う事務）の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。
石川テレビ放送(株)	放送事業者	【全般】 ●電波利用の公益事務費用について、電波を利用するすべての無線局が応分の負担をする現行の制度は適切であると考えます。
(株)テレビ信州	放送事業者	●電波利用共益事務（無線局全体の受益を直接の目的として行う事務）の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。
(株)TBSテレビ	放送事業者	受益者である無線局免許人が、利用料を公平負担する現在の電波利用料制度の趣旨から、電波利用共益事務の費用を無線局免許人が負担する現行制度の枠組み自体は適切であると考えます。
(株)CBCラジオ	放送事業者	・ 受益者である無線局免許人が電波利用共益事務費用に充てるための電波利用料を公平に負担する現行制度の枠組みは適切。
(株)テレビ朝日	放送事業者	・ 無線局全体の受益を目的とした電波利用共益事務の費用を賄うため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求める現行制度は適切と考えます。
朝日放送(株)	放送事業者	●電波利用共益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。
静岡エフエム放送(株)	放送事業者	● 電波利用共益事務（無線局全体の受益を直接の目的として行う事務）の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。
(株)フジテレビジョン	放送事業者	●電波を利用する全ての無線局が共益費（管理費）として応分の負担をするという電波利用料制度制定時の考え方は適切です。【再掲】
楽天(株)	電気通信事業者	広域専用電波を使用する携帯電話端末等の包括免許の無線局に関して、無線局数が多く、稠密な電波利用を行っている場合には電波利用料に上限額が設定されています。しかしながら、新規参入MNOにおいて当初は同設定の効用を受けられないことから、新規参入による電波の有効利用を促す目的で、新規参入MNOに対する負担軽減措置の導入も検討されるべきと考えます。
(株)テレビ東京	放送事業者	● 無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額は経営基盤、経営方針に影響を与えかねない要素である為、その継続性、安定性は非常に重要です。3年ごとの見直しにより制度の内容が大きく変化し、電波利用料の料額が増大することは、経営上の大きな不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。 ● やむを得ず料額が増加する場合は前回の改定と同様、上限値を設定して、上昇率を低く抑える措置を講ずることは、無線局免許人の負担軽減策としては妥当であり、これは今後の改定においても維持、または更なる上昇率の低減を行うべきものと考えます。
(株)テレビ北海道	放送事業者	● 無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額は経営基盤、経営方針に影響を与えかねない要素であるため、その継続性、安定性はとても重要です。3年ごとの見直しにより制度の内容が大きく変化し、電波利用料の料額が増大することは、経営上の大きな不確定要素となりかねないため、料額の維持または低減を強く希望します。
テレビ大阪(株)	放送事業者	無線局免許人とりわけローカル放送局にとって電波利用料体系が安定していること、継続性があることが重要です。想定外の料額増加につながる変更は、経営上の不確定要素となり、激しく変化する環境の中では特に放送の社会的責務の遂行の妨げになりかねないため、慎重なご対応を強く要望致します。
(株)フジテレビジョン	放送事業者	電波利用料の区分別収納済入額の推移によると、基幹放送局の電波利用料は制度導入時と比較して約13倍となり、負担が増大しています。現状の「現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準（概ね20%程度）にとどめる」措置は妥当であり、料額の大幅増額による各事業者の経営に与える影響を一定程度に抑えるためにも今後も継続すべきと考えます。
(株)テレビ西日本	放送事業者	○無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要です。大幅な制度変更による過度な電波利用料の増額は、放送事業者の経営への影響も非常に大きなものとなりかねないため、避けるべきだと考えます。

提出者	分類	提出された意見
四国放送(株)	放送事業者	無線局の免許人にとって電波利用料の継続性と安定性は経営基盤にとってきわめて重要です。短期間での制度変更、大幅な増額は、免許人の経営に大きな影響を及ぼしかねません。電波料利用料制度の見直しにより電波利用料が増額とならないように希望します。
日本テレビ放送網(株)	放送事業者	電波利用料制度は、「少なくとも3年に一度の見直し」がなされる制度で、現在の制度は、2017年度より適用されています。日本テレビは、放送事業者の安定した経営に向けて、電波利用料の短期間における変動は好ましくないとの観点から、これまでのパブリックコメントにおいても「3年ごとという原則を維持」するよう要望してきております。今回の議論の結果、短期間での制度変更、料額の変更とならないよう改めて要望します。 電波利用料制度は、1993年の制度導入以来、総務省と、放送事業者や通信事業者など関係事業者との長い議論と各種調整の上に築き上げられてきた制度です。今回のパブリックコメントは、昨年行われた内閣府「規制改革推進会議」における議論の流れを受けたものと考えられますが、電波利用料の議論はあくまで、この25年の議論に立脚したものであるべきであり、これまでの議論が反故にされてはなりません。 さらに、電波利用料の大きな使途の1つである「地上デジタル放送の後年度負担」はすでに終了しています。今こそ、電波利用料制度の「趣旨」と、これまで積み上げてきた関係者との議論という2つを立脚点にして、議論がなされるべきであると考えます。
(株)テレビ大分	放送事業者	電波利用料制度は、1993年の導入以来、総務省と放送事業者や通信事業者など関係事業者との長い議論と各種調整の上に築き上げられてきた制度です。今回の意見募集は、昨年行われた内閣府の「規制改革推進会議」における議論の流れを受けたものと思われませんが、電波利用料の議論はあくまで、この25年の議論を踏まえたものであるべきで、これまでの議論を反故にしてはならないと考えます。
日本海テレビジョン放送(株)	放送事業者	電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要最低限のものに留めるべきであり、電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。 電波利用料制度は、「少なくとも3年に一度の見直し」がなされる制度で、現在の制度は、2017年度より適用されています。今回の議論の結果、短期間での制度変更、料額の変更とならないよう改めて要望します。 電波利用料制度は、1993年の制度導入以来、総務省と、放送事業者や通信事業者など関係事業者との長い議論と各種調整の上に築き上げられてきた制度です。これまでの議論を反故にせず、この25年の議論に立脚したものであるべきと考えます。 さらに、電波利用料の大きな使途の1つである「地上デジタル放送の後年度負担」はすでに終了しています。今こそ、電波利用料制度の「趣旨」と、これまで積み上げてきた関係者との議論という2つを立脚点にして、議論がなされるべきであると考えます。
青森放送(株)	放送事業者	電波利用料制度は、「少なくとも3年に一度の見直し」がなされる制度で、現在の制度は、2017年度より適用されています。日本テレビは、放送事業者の安定した経営に向けて、電波利用料の短期間における変動は好ましくないとの観点から、これまでのパブリックコメントにおいても「3年ごとという原則を維持」するよう要望してきております。今回の議論の結果、短期間での制度変更、料額の変更とならないよう改めて要望します。 電波利用料制度は、1993年の制度導入以来、総務省と、放送事業者や通信事業者など関係事業者との長い議論と各種調整の上に築き上げられてきた制度です。今回のパブリックコメントは、昨年行われた内閣府「規制改革推進会議」における議論の流れを受けたものと考えられますが、電波利用料の議論はあくまで、この25年の議論に立脚したものであるべきであり、これまでの議論が反故にされてはなりません。 さらに、電波利用料の大きな使途の1つである「地上デジタル放送の後年度負担」はすでに終了しています。今こそ、電波利用料制度の「趣旨」と、これまで積み上げてきた関係者との議論という2つを立脚点にして、議論がなされるべきであると考えます。
(株)テレビ宮崎	放送事業者	電波利用料制度は、「少なくとも3年に一度の見直し」がなされる制度で、現在の制度は、2017年度から適用になっております。我々放送事業者の安定的経営に向けて、電波利用料を短期間で変動させるのは好ましくありません。 今回の議論の結果、短期間での制度、料金の変更にならないことを要望いたします。 電波利用料制度は、1993年の制度導入以来、総務省と放送事業者や通信事業者などと長い議論と各種調整の上、作られてきた制度です。この電波利用料の議論はあくまでこの25年の議論を踏まえたものであるべきでこれまでの議論を反故にしてはならないと考えます。
札幌テレビ放送(株)	放送事業者	電波利用料制度は、「少なくとも3年に一度の見直し」がなされる制度で、現在の制度は、2017年度より適用されています。今回の議論の結果、短期間での制度変更、料額の変更とならないよう要望します。 電波利用料制度は、1993年の制度導入以来、総務省と、放送事業者や通信事業者など関係事業者との長い議論と各種調整の上に築き上げられてきた制度です。今回のパブリックコメントは、昨年行われた内閣府「規制改革推進会議」における議論の流れを受けたものと考えられますが、電波利用料の議論はあくまで、この25年の議論に立脚したものであるべきであり、これまでの議論が反故にされてはなりません。 さらに、電波利用料の大きな使途の1つである「地上デジタル放送の後年度負担」はすでに終了しています。今こそ、電波利用料制度の「趣旨」と、これまで積み上げてきた関係者との議論という2つを立脚点にして、議論がなされるべきであると考えます。
(株)テレビ新潟放送網	放送事業者	電波利用料制度は、電波法の規定により「少なくとも3年ごとに見直しを行うこと」とされており、現行制度は平成29年の改定となっております。放送事業者の安定した経営を継続するためにも、今回の論議の結果、短期間で制度変更、料額の変更とならないように要望します。

提出者	分類	提出された意見
山形放送(株)	放送事業者	・短期間での制度変更、料額の変更とならないよう改めて要望します。電波利用料制度の趣旨と、これまで積み上げてきた関係者との議論という2つを立脚点にして、議論がなされるべきであると考えます。
西日本放送(株)	放送事業者	電波利用料制度は、「少なくとも3年に一度の見直し」が行われる制度で、今回の議論の結果、短期間での制度変更、料額の変更がおこらないように要望します。今こそ、電波利用料制度の「趣旨」と、これまで積み上げてきた関係者との議論の2つをベースにして、議論をお願い致します。
(株)熊本県民テレビ	放送事業者	また、短期間における電波利用料の変動は放送事業者の安定経営に対して好ましくありません。引き続き短期間での制度変更や料額の変更がないよう改めて要望します。
(株)静岡第一テレビ	放送事業者	電波利用料制度は、「少なくとも3年に一度の見直し」がなされる制度で、現在の制度は、2017年度より適用されています。電波利用料については安定した経営のため、これまでの通り「3年ごとという原則を維持」すべきと考えます。今回の議論の結果、短期間での制度変更、料額の変更とならないよう改めて要望します。電波利用料制度は、1993年の制度導入以来、総務省と、放送事業者や通信事業者など関係事業者との長い議論と各種調整の上に築き上げられてきた制度です。この25年の議論を無駄にすべきではないと考えます。電波利用料制度の「趣旨」と、これまで積み上げてきた議論という2つの観点から議論がなされるべきであると考えます。
南海放送(株)	放送事業者	電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。 キー局等都市部の放送局と比較して規模や安定性で劣るローカル放送局にとって、電波利用料の短期間での変更や増額は経営の根幹に関わる重大な問題と認識しており、今回の議論の結果、短期間での制度変更、料額の変更とならないよう要望します。
(株)テレビ金沢	放送事業者	今回の議論により、短期間での制度変更や料額の変更がなされないように、あらためて要望します。

4. 電波利用料体系の見直し-（2）公共用無線局からの電波利用料の徴収

提出者	分類	提出された意見
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	・ 現在、公共用周波数については、「公共用周波数等WG」において、「見える化」等の具体的検討が進められていますが、本会合での検討状況を踏まえ、電波利用や公共システムのより一層の効率化等に資するのであれば、公共用周波数から電波利用料を徴収することも検討すべきではないかと考えます。
KDDI(株)	電気通信事業者	・ 各公共用無線の特性を踏まえた利用状況の妥当性評価が必要であると考えます。 ・ 公共用無線には、それぞれ役割や非常時の利用等の用途や目的に違いがあるものと考えられることから、各無線局の特性を踏まえた利用状況の妥当性評価が必要であると考えます。 ・ その上で、電波利用料の徴収により電波の有効利用に対するインセンティブが働く性質のものかの評価が必要であると考えます。 ・ また、無線局の性質・特性に加え、利用している周波数帯の利用価値や利用ニーズを踏まえ、無線局の統廃合、周波数移行等の必要性を議論すべきと考えます。
在日米国商工会議所	その他	電波は有限な国民共有の財産であるという観点から、電波利用料制度はその効率的な利用を促すものであるべきであると考えます。電波利用料については、各周波数帯ごとの経済的価値を反映させて利用料額を設定するとともに、公共用無線局の割当を受けている政府部門に対しても、電波の有効利用のインセンティブを与えるため、経済的価値を勘案した電波利用料を徴収するべきであると考えます。
北日本放送(株)	放送事業者	公共用無線局からの電波利用料の徴収については、国等が免許人になっているから徴収しないという理屈は成り立たず、不要な無線局の安易な継続を見直す意味からも徴収すべきである。

4. 電波利用料体系の見直し-（3）電波利用料の使途等の見直し

提出者	分類	提出された意見
①電波の利用状況のより精緻な把握のために取り組むべきこと（電波の発射状況調査の在り方を含む）		
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	・ 電波利用料の使途としては、以下のような使途が望ましい。 ・ 電波監視業務の充実： 周波数共用が当たり前の時代になれば、干渉問題が頻発する可能性が高くなると想定されるため、早期に電波監視業務をより充実・拡大しておく必要がある。国による電波監視業務の充実に活用するべきであるが、国での対応に限界があるのであれば、民間事業者を積極的に活用するのはどうか（電波監視の民間委託、補助金創設）。
日本電気(株)	メーカー	■電波の見える化及び電波発射状況測定等のための環境整備について 電波の発射状況は、現在アンケート調査が3年毎に実施されていますが、周波数の逼迫が進むなかで、より公正かつ効率的な周波数割当を迅速に実現するために、実際の電波発射を詳細に測定し、利用実態を正確に把握するための調査が必要だと考えます。 また、電波発射を測定するようなシステムは、免許人の電波発射状況を実測するだけでなく、リアルタイムに当該地域の電波の発射状況を詳細に把握することが可能になることから、将来周波数共用の実現範囲を広げていくための基盤としても利用可能と考えます。 そのため電波発射測定のための環境を、必要な地域へ迅速に整備することを要望します。
(株)テレビ東京	放送事業者	電波の有効利用の為に、電波の発射状況調査を行って利用状況のより精緻な把握を行うことは重要ですが、利用時間数だけではその回線の重要性が判断出来ない場合もある為、適切な判断基準を設定することが必要です。放送事業者には「災害放送義務」があり、放送事業用無線のFPUなどは、常時、電波を発射していませんが、災害発生時などの緊急報道時にはフルに使う為、いつでも妨害を受けずに電波を発射出来ることが重要です。利用回数だけではなく、緊急時の備えとしての役割を考慮した適切な判断基準が必要と考えます。
朝日放送(株)	放送事業者	電波の利用状況調査においては、電波を常時発射していない無線システムは有効活用していない、という単純な評価は適切ではありません。たとえば放送事業用無線のFPUなどは、常時、電波を発射していませんが、震災などの緊急報道時にフルに使うため、いつでも妨害を受けずに電波を発射することが必要です。使用回数だけでなく、いざという緊急時の備えとしての役割などを総合的に判断できる適切な判断基準（利用時間数、無線局の数などの尺度以外の評価基準）が必要と考えます。
日本テレビ放送網(株)	放送事業者	電波の利用状況把握のための取り組みは必要ですが、調査システムを構築する前に導入の目的を明確にし、利用状況の評価方法等の課題をあらかじめ解決してから進めるべきです。
青森放送(株)	放送事業者	電波の利用状況把握のための取り組みは必要ですが、調査システムを構築する前に導入の目的を明確にし、利用状況の評価方法等の課題をあらかじめ解決してから進めるべきです。
山口放送(株)	放送事業者	電波の利用状況の評価方法などの課題をあらかじめ解決してから進めるべきです。
札幌テレビ放送(株)	放送事業者	電波の利用状況把握のための取り組みは必要ですが、調査システムを構築する前に導入の目的を明確にし、利用状況の評価方法等の課題をあらかじめ解決してから進めるべきです。
南海放送(株)	放送事業者	・「公益費としての概念」を踏まえるならば、そもそも、電波利用料の使途は、電波利用料を納めている既存免許人が関与する事項に限定すべきであって、新たな参入者を前提とした、帯域確保のための調査などに使用されるべきではないと考えます。
日本テレビ放送網(株)	放送事業者	今回の意見募集の「別添」（3/3）の「4. 電波利用料体系の見直し」の（1）「負担の適正化」において、総務省は「受益者である無線局免許人が公平に利用料を負担するという現在の電波利用料制度の趣旨を踏まえ」と記述しています。このような「趣旨」、すなわち「公益費としての概念」を踏まえるならば、そもそも、電波利用料の使途は、電波利用料を納めている既存免許人が関与する事項に限定すべきであって、新たな参入者を前提とした、帯域確保のための調査などに使用されるべきではないと考えます。

提出者	分類	提出された意見
(株)テレビ金沢	放送事業者	電波利用料について、「公平に利用料を負担するという共益費的な概念」を踏まえるならば、そもそも、電波利用料の用途は、電波利用料を納めている既存放送局などが関与する事項に限定すべきであり、新規参入者を前提とした帯域確保のための調査などに使用されるべきではないと考えます。今回の議論により、短期間で制度変更や料額の変更がなされないように、あらためて要望します。
(株)宮城テレビ放送	放送事業者	また、電波利用料を「共益費としての概念」ととらえるならば、電波利用料の用途は、電波利用料を納めている既存事業者が関与する事案に限定すべきであり新規参入者を前提とした帯域確保のための調査に使用すべきではないと考えます。
青森放送(株)	放送事業者	今回の意見募集の「別添」(3/3)の「4. 電波利用料体系の見直し」の(1)「負担の適正化」において、総務省は「受益者である無線局免許人が公平に利用料を負担するという現在の電波利用料制度の趣旨を踏まえ」と記述しています。このような「趣旨」、すなわち「共益費としての概念」を踏まえるならば、そもそも、電波利用料の用途は、電波利用料を納めている既存免許人が関与する事項に限定すべきであって、新たな参入者を前提とした、帯域確保のための調査などに使用されるべきではないと考えます。
札幌テレビ放送(株)	放送事業者	今回の意見募集の「別添」(3/3)の「4. 電波利用料体系の見直し」の(1)「負担の適正化」において、総務省は「受益者である無線局免許人が公平に利用料を負担するという現在の電波利用料制度の趣旨を踏まえ」と記述しています。このような「趣旨」、すなわち「共益費としての概念」を踏まえるならば、そもそも、電波利用料の用途は、電波利用料を納めている既存免許人が関与する事項に限定すべきであって、新たな参入者を前提とした、帯域確保のための調査などに使用されるべきではないと考えます。
山形放送(株)	放送事業者	・「共益費としての概念」を踏まえるならば、そもそも、電波利用料の用途は、電波利用料を納めている既存免許人が関与する事項に限定すべきであって、新たな参入者を前提とした、帯域確保のための調査などに使用されるべきではないと考えます。
(株)静岡第一テレビ	放送事業者	そもそも、電波利用料の用途は、電波利用料を納めている既存免許人が関与する事項に限定すべきであって、新たな参入者を前提とした、帯域確保のための調査などに使用されるべきではないと考えます。
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	●電波の利用状況調査においては、電波を常時発射していない無線システムは有効活用していない、という単純な評価は適切ではありません。たとえば放送事業用無線のFPUなどは、常時、電波を発射していなくても、震災などの緊急報道時にフルに使うため、いつでも妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。使用回数だけでなく、いざという緊急時の備えとしての役割などを総合的に判断できる適切な判断基準(利用時間数、無線局の数などの尺度以外の評価基準)が必要と考えます。
石川テレビ放送(株)	放送事業者	●放送局が運用しているFPUなどの無線システムは、ニュース報道などにおいてなくてはならないものです。これらの無線システムは、常時運用されていなくても、緊急時には妨害を受けずに電波を発射することが必要です。利用状況調査においては、無線システムの役割や利用目的なども十分に考慮する必要があります。
(株)中国放送	放送事業者	電波の利用状況の調査においては、電波の使用回数、利用時間、無線局数等の単純な尺度ではなく、緊急時の備えとしての役割など総合的に判断出来る適切な判断基準が必要と考えます。
(株)フジテレビジョン	放送事業者	FPU等、放送局が運用している無線システムは、番組制作、報道等において欠くことの出来ないものです。そのため、これらの無線システムは、常時運用されていなくても、災害など緊急報道時には、妨害を受けずに通信出来る事が必要です。従って、利用状況調査においては、無線システムの役割、利用目的なども十分に考慮する必要があると考えます。
長野エフエム放送(株)	放送事業者	電波の利用状況調査においては、電波を常時発射していない無線システムは有効活用していない、という単純な評価は適切ではありません。たとえば放送事業用無線などは常時電波を発射していなくても、緊急対応時等に活用するため、いつでも妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。使用回数だけでなくいざという緊急時の備えとしての役割などを総合的に判断できる適切な判断基準が必要と考えます。
関西テレビ放送(株)	放送事業者	放送における電波利用の有効性は、使用頻度だけで判断するのではなく、災害時にも速やかに報道して視聴者への情報提供を行うために一体的に支障なく運用できることも含めた総合的な価値判断が必要であると考えます。
(株)テレビ西日本	放送事業者	電波の利用状況の把握において、電波を常時発射していない無線局が、直ちに電波を有効活用していないという評価とならないよう要望いたします。例えばFPUや業務用連絡無線などの放送事業用無線は、番組制作や報道用途で使用しているため、電波を常時発射していません。しかしながら、これらの無線局が大規模災害時発生時などの緊急報道の際に妨害を受けずに電波を発射できることは、国民の生命、財産の保護に大いに寄与するものと考えます。利用時間や使用回数だけに寄らず、無線局の持つ公共的役割などを総合して評価する判断基準が必要と考えます。

提出者	分類	提出された意見
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	● 「有効利用の度合い」を客観的に比較して合理的な周波数再編等の計画を策定するため、利用状況調査および発射状況調査の対象は一部の電波利用システムに偏らないことが不可欠です。
在日米国商工会議所	その他	電波利用状況調査については、現行の利用しているか利用していないかという自己申告による定性的な指標に加え、どれくらいの利用がなされているかというような定量的な指標を導入して調査を行うべきであると考えます。そのような定量的な指標に基づいて、有効利用に関してより具体的な評価が行われ、その結果が公表されるよう要望します。また、調査の実効性を担保するために、免許人に対する聞き取り調査に加え、独立した第三者による調査を導入するべきであると考えます。
電気事業連合会	その他	電波の利用状況調査方法を現状から見直す場合、見直し後の調査方法によっては、追加投資や回答のための作業量が大幅に増加するなどが考えられますので、免許人に過度な負担とならないよう、効率的な調査の実現にご配慮願います。
スカパーJSAT(株)	放送事業者	利用状況の精緻な把握については、その目的を明確にするとともに、取得に係る免許人等の負荷や、取得後の情報管理等についても慎重な検討が必要と考えます。
②周波数移行の促進のために取り組むべきこと		
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	移行促進のため、①電波の利用状況調査の充実、②周波数移行や電波の再編が行われうることを国民に広く啓発するための事業、③迅速に移行させるための補助金やインセンティブへの充当、等
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	③ 周波数移行、周波数の共用、混信対策(受信設備含む)等、携帯用周波数の確保に資する対策
スカパーJSAT(株)	放送事業者	周波数の有効利用及び周波数移行を促進する上での技術的・経済的な課題を解消するために電波利用料を充てることは適当と考えます。
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	移行促進のため、①電波の利用状況調査の充実、②周波数移行や電波の再編が行われうることを国民に広く啓発するための事業、③迅速に移行させるための補助金やインセンティブへの充当、等【再掲】
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	・ 安全運転支援や自動走行に向けたV2X通信用周波数として世界的に検討が行われている5.9GHz帯を考慮したグローバルハーモナイズが必要（周波数移行のための費用は電波利用料で補うことを検討すべき） （３）周波数共用時代に適した電波監理手法の確立 ・ 複数の業務で周波数を共用している状態でも十分な品質を確保できるような技術開発の導入に加え、混信防止を実現する適切な電波監理手法の早期実現が必要。
③ホワイトスペースの利用促進のために取り組むべきこと		
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	有限希少な周波数資源を有効活用するため周波数共用を図ることは有意義であり、具体的な検討にあたっては混信防止を確実に担保しながら慎重に進めることが必要です。 テレビ周波数のホワイトスペースの利用促進は、電波干渉によってテレビ放送の受信に障害が発生しないように無線局の利用形態や送信諸元などを踏まえて共用条件を設定することが不可欠です。
(株)テレビ朝日	放送事業者	周波数資源を有効活用するため周波数の共用を図ることは有意義であり、混信防止に努めながら具体的な検討を進めることが重要です。テレビ周波数のホワイトスペース利用においては、電波干渉によってテレビ放送の受信に障害が発生しないよう、無線局の利用形態などを踏まえて共用条件を設定することが不可欠です。
(株)テレビ東京	放送事業者	限りある周波数資源を有効活用する為には、周波数共用を図ることは大変有意義ではありますが、具体的な検討に際しては、既存のシステム、設備に対して影響を与えないことを確実に担保しながら進めることが必要です。テレビ周波数のホワイトスペースの利用促進に関しては、電波干渉によってテレビ放送の受信に障害が発生しないことを大前提として、共用条件を設定することが必要不可欠であると考えます。

提出者	分類	提出された意見
朝日放送(株)	放送事業者	有限希少な周波数資源を有効活用するため周波数共用を図ることは有意義であり、具体的な検討にあたっては混信防止を確実に担保しながら慎重に進めることが必要です。 テレビ周波数のホワイトスペースの利用促進は、電波干渉によってテレビ放送の受信に障害が発生しないように無線局の利用形態や送信諸元などを踏まえて共用条件を設定することが不可欠です。
(株)愛媛朝日テレビ	放送事業者	周波数の共用を図ることは有意義であり、具体的な検討にあたっては混信防止を確実に担保しながら慎重に進める事が必要です。テレビ周波数のホワイトスペースの利用促進は、電波干渉によってテレビ放送の受信に障害が発生しないよう、無線局の利用形態や送信諸元などを踏まえて共用条件を設定する事が不可欠です。
(株)中国放送	放送事業者	ホワイトスペースの利用促進については慎重な対応を希望します。既存の電波利用に障害が出ては意味がないので、無線局の利用形態や送信諸元などを踏まえて共用条件を設定することが不可欠と考えます。
(株)フジテレビジョン	放送事業者	地上放送用のホワイトスペースの利用については、現在、二次業務としてラジオマイクやエリア放送が運用されています。これを共用とするには、既存の地上放送に妨害を与えないように十分慎重な検討が必要です。これを前提に、周波数有効利用の観点から、周波数共用や干渉回避技術の高度化を新たな使途として検討する事は有益と考えます。
石川テレビ放送(株)	放送事業者	ホワイトスペースの利用については、電波干渉によって既存の地上放送の受信に影響が出ないよう慎重な検討が必要です。
日本テレビ放送網(株)	放送事業者	ホワイトスペースの利用促進については、地デジ受信者の保護が大前提ですが、まずは利用ニーズの有無を調査することが重要です。
青森放送(株)	放送事業者	ホワイトスペースの利用促進については、地デジ受信者の保護が大前提ですが、まずは利用ニーズの有無を調査することが重要です。
山口放送(株)	放送事業者	ホワイトスペースの利用促進については、地デジ受信者の保護が大前提ですが、まずは利用ニーズの有無を調査することが大切です。
札幌テレビ放送(株)	放送事業者	ホワイトスペースの利用促進については、地デジ受信者の保護が大前提ですが、まずは利用ニーズの有無を調査することが重要です。
個人4	個人	【再掲】 今後広く普及が見込まれるIoT(Internet of Things)用途に関わるセンサネットワークでは、小電力で長距離の伝送が期待できるUHF帯におけるコグニティブ無線技術を活用したホワイトスペースの利用は、将来予想されるセンサネットワーク向けの無線周波数の不足を補うのに有効と考えられます。 平成25年1月に公表された「ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み最終とりまとめ」において、センサネットワークについては、「技術的検討を行った後に、制度整備を行う予定である」とされています。これはTV放送など優先順位の高い無線システムを保護するための事前調整を元にしたホワイトスペース利用と考えられますが、IoT向けには極めて多数の無線機器の普及が予想され、事前調整には限界があるものと思われれます。 ホワイトスペース利用のためのコグニティブ無線技術の研究は大学関係者を中心に継続的に研究が進められており、電波利用料による研究開発も行われています[1]。一方IEEE802.15.4mなどTVホワイトスペースを利用したセンサネットワークの国際標準規格も策定されてきています。これらを踏まえ、ホワイトスペースのより機動的な利用を進めるために、特に（無線局の位置情報に基づく）データベースによる時間領域における一時的なホワイトスペース利用に向けて必要となる技術的条件や制度設計などの検討を促進すべきと考えます。 またホワイトスペース利用を含めた周波数共用は、周波数の有効利用を図る上で必須と考えますが、それに関わる技術的検討と制度設計は、時には国際法への働きかけを含めた長期的な取り組みを必要とするため、単なる短期的な規制緩和の次元にとどまらず、長期的な制度設計と取り組みを支える継続的かつ着実な検討及び技術面での研究開発を進められることを要望します。
④異なる無線システム間の周波数共用・干渉回避技術の高度化のために取り組むべきこと		
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	5G高度化、周波数共用・干渉回避技術の高度化等の推進： 5Gの更なる高度化や、自律的周波数共用を高精度で実現するための研究開発、技術試験事務等の充実。
スカパーJSAT(株)	放送事業者	異なる無線システム間の周波数共用・干渉回避技術の高度化については、許容干渉規格の策定や、複数の免許人の情報を扱ったりデータベース化できたりする干渉検討機関の設立・維持に使用することが適当と考えます。
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	混信防止を確実に担保する観点から、電波利用料の新たな使途として周波数共用や干渉回避技術の高度化に取り組むことは有益であると考えます。

提出者	分類	提出された意見
石川テレビ放送(株)	放送事業者	周波数有効利用の観点から、周波数共用や干渉回避技術の高度化に取り組む事は有益と考えます。
(株)テレビ朝日	放送事業者	・ 電波利用料の新たな使途として、混信防止を防ぐため、周波数共用や干渉回避技術の高度化に取り組むことも有益であると考えます。
朝日放送(株)	放送事業者	電波利用料の新たな使途として、混信防止を確実に担保しながら運用調整の負担をできるだけ減らすことができる、周波数共用や干渉回避技術の高度化に取り組むことは有益であると考えます。
四国放送(株)	放送事業者	異なる無線システム間で周波数を共用する場合や干渉を回避させる技術の確立のために電波利用料を使途することは有効と考えます。実際に運用する際には、調整連絡会や混信発生時の連絡体制を備えておくことのためにも電波利用料の利用が考えられます。
(株)愛媛朝日テレビ	放送事業者	これらの観点に立って、利用料の新たな使途として周波数共用や干渉回避技術の高度化に取り組むべきと考えます。
(株)ジュピターテレコム	電気通信事業者	電波利用料の使途において、異なる無線システム間の周波数共用・干渉回避技術の高度化のための取り組みに充てることの議論を検討されているということです。が、無線間だけではなく、有線と無線の間の干渉回避についても議論に取り入れていただくことを要望します。 平成29年10月の「周波数再編アクションプラン」の見直しに係る意見募集の際にも意見を提出しましたが、空中を伝搬する電波と有線路上の通信（放送を含む）の間では特段の規程は無く、有線放送伝送路からの漏えい電界強度が限定的に定められているのみと理解しています。 電波と有線の間の干渉問題につきましては、これまでその周波数を利用する事業者、又は事業者団体とケーブルテレビを含め関係事業者が当事者同士にて調整を図り、解決に取り組んでまいりました。 具体的には、マルチメディア放送や700MHz帯の携帯電話利用が開始される際に、一般のテレビ受信機への飛び込みの可能性が指摘され、事前の実地調査や対策協議を行っております。また、直近でも4K8K放送の開始にあたり、携帯電話と同軸ケーブル内のBS/CS-IF信号の共用についても検討が進められていると存じます。 しかしながら、干渉の発生は机上で予想できる場合ばかりではなく、万一発生すれば、その対策検討、事業者間の調整には時間を要することがございます。 また、有線の側もケーブルテレビ事業者が回線を接続しサービスを提供する集合住宅のみならず、いずれの事業者とも接続がなされていない集合住宅や個人宅の伝送路など多様な場合が想定される他、棟内宅内の施工の状況も様々であり、事前の調整や対応は事業者間のみでは対処しきれないケースもあると考えます。 更に、今後、IoTの進展により、家庭内での更なる電波利用が進むことで、有無線間の干渉の可能性も増加し、また、複雑化していくことが予想されます。 干渉問題の未然防止のためには、無線と有線路上の干渉について、周波数割り当て時にこれらの検討実験を行うなどの事前の対応も重要と考えられます。 このため、無線間だけではなく、有線と無線の間の干渉回避についても検討の対象とすることを改めて要望する次第です。

提出者	分類	提出された意見
ソニー(株)	メーカー	周波数の国際分配では、ほとんどの帯域で複数の一次業務に分配されている現状や、今後予想されるトラヒックの増大を考えると、個別の周波数を一つの業務が全国全地域かつ24時間365日ずっと占有することは電波の有効利用の観点から非効率です。従って、割り当てを受けた事業者（一次利用者）がその周波数を占有するのではなく、不利用地域、時間、周波数に応じて他の利用者（二次利用者）が電波を利用できるフレキシブルな共用を前提とした周波数の割り当ても可能とすることが有用であると考えます。 そこで、割り当てを受けた事業者を一次利用者とし、国際分配で一次業務として指定されている業務を行う他の事業者を二次利用者としたフレキシブルな共用を導入したらどうでしょうか。総務省またはその依頼機関による周波数管理者を設け、その管理者は、当該周波数の未使用地域、時間、周波数帯域を、一次利用者の不利用通知、各地域の電波状況のデータベース、センシングノードなどにより把握した上で、一次利用者の保護を確実にしながら二次利用者に不利用電波の利用を許可する仕組みです。 二次利用者は、使用した帯域、時間、地域に応じた電波利用料を支払い、一方、一次利用者は、あらかじめ定められた電波利用料を支払いますが、二次利用が生じた場合は二次利用者が収めた利用料分が還付されれば一次利用者にとってもメリットとなります。 このような、ダイナミックな周波数割当を実現するには、データベースの構築、必要に応じて、電波状況を把握するためのセンシングノードの設置、及びシステム全体の運用費等の諸費用が必要になりますが、これには競願手続や電波利用料で得られた収入を使用することが考えられます。 一例として、A MHz - B MHz - C MHz - D MHz (A < B < C < D) の連続する周波数帯の国際分配が、固定、移動、無線標定を一次業務とし、アマチュアを二次業務としていて、B - C MHzがすでに事業者1に割り当てられている場合を記します。この周波数を新たな事業者2に割り当てる場合、すでに事業者1に割り当てられているB - C MHzを除く他の周波数 (A - B MHz, C - D MHz) を事業者2に割り当て、競願手続によって割り当てられたこの事業者2を一次利用者とし、それ以外を二次利用者とします。こうすることで、例えばA - B MHzとC - D MHzの一次利用者の事業者2が、いずれも特定の時間に関して特定の地区では利用しない場合で、B - C MHzを割り当てられた事業者1がA - B MHzとC - D MHzの二次利用者にも割り当てられていた場合は、その特定の条件においては、二次利用帯域も含めて A - D MHzの連続した周波数帯域を使用できる可能性が出てきます。逆にB - C MHzの一次利用者の事業者1がいずれも特定の時間に関して特定の地区では利用しない場合で、A - B MHzとC - D MHzを割り当てられた事業者2がB - C MHzの二次利用者にも割り当てられていた場合は、その特定の条件においては、二次利用帯域も含めて A - D MHz の連続した周波数帯域を使用できる可能性もあります。また、これらの周波数帯で一次利用者及び二次利用者共に利用者が居ない地域、時間帯、周波数が生じた場合は、国際分配の二次業務（この帯域ではアマチュア）に無償で割り振りふることも考えられます。 このような仕組みの導入は、一次利用者に新たな負担を課すことなく様々な事業者が簡易に電波を利用することを可能とするため、産業界の活性化につながると同時に、エンドユーザーの国民にとっても広帯域無線による接続の利便性が増す効果が期待できます。また、データベースに接続することによって、一次利用者も二次利用者も利用していない時間や場所では、免許不要な個人利用者での利用やIoTで利用する狭帯域で短時間での電波利用に開放することも不可能ではありません。【再掲】
⑤その他、電波の更なる有効利用を推進するために電波利用料の使途として取り組むべきこと		
(一社)情報通信ネットワーク産業協会	その他	⑤ IoT機器の電波監視
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	・ 電波利用料の使途としては、以下のような使途が望ましい。 ・ 電波監視業務の充実： 周波数共用が当たり前の時代になれば、干渉問題が頻発する可能性が高くなると想定されるため、早期に電波監視業務をより充実・拡大しておく必要がある。国による電波監視業務の充実に活用するべきであるが、国での対応に限界があるのであれば、民間事業者を積極的に活用するのはどうか(電波監視の民間委託、補助金創設)。【再掲】
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	5G高度化、周波数共用・干渉回避技術の高度化等の推進： 5Gの更なる高度化や、自律的周波数共用を高精度で実現するための研究開発、技術試験事務等の充実。【再掲】

提出者	分類	提出された意見
日本電気(株)	メーカー	■将来を見据えた研究開発の推進 これからの社会においては、電波システムの必要性がますます高くなることに併せて、電波システム全体の利用価値（利用者の安心安全といった便益）を高めるために電波利用料を活用していく必要があると考えます。 高齢化社会等、日本が抱える課題を考えると、その課題解決のために最先端の無線通信等の研究開発の推進に加え、無線に関係するプロトコル、AI、アプリケーションや有無線一体の研究開発、さらにはセキュリティの研究開発など対象の範囲を拡大することも必要と考えます。
(一社)情報通信ネットワーク産業協会	その他	③ IoT分野におけるサイバー攻撃防御やセキュリティ技術の研究開発と早期実用化
KDDI(株)	電気通信事業者	・地震等の災害時において、最も身近な情報通信手段である携帯電話の重要性が高まっていることから、全国民の安心・安全を確保することを目的とした、災害時の有効な通信手段確保に繋がる関連技術の開発・検証とシステムの整備等への活用を希望します。
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	●電波利用料を財源とした施策は、電波利用共益事務の範囲内でおこなうべきと考えます。 ●これまで放送分野においては、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは免許人全体に便益をもたらし、国民視聴者の利益にも適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。具体的には、(i)地デジの円滑な普及の一環として老朽化する中継局の更新支援、(ii)新4K8K衛星放送の普及推進、(iii)民放ラジオ難視聴解消支援事業の継続・拡充と、FMラジオの難聴地域でのギャップフィラー設置支援、(iv)地上4K放送などの放送サービスの高度化推進に関する研究開発、などが挙げられます。
(株)テレビ朝日	放送事業者	放送分野においては地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など電波の効率的利用に資する施策が電波利用料財源で賄われてきましたが、これらは国民視聴者の利益にも適うものであり、新4K8K衛星放送の普及推進、地上4K放送など放送サービスの一層の高度化推進に関する研究開発などにもその用途を拡充すべきと考えます。
朝日放送(株)	放送事業者	電波利用料を財源とした施策は、電波利用共益事務の範囲内でおこなうべきと考えます。 これまで放送分野においては、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは免許人全体に便益をもたらし、国民視聴者の利益にも適うものであり、 ・地デジの円滑な普及の一環として老朽化する中継局の更新支援 ・民放ラジオ難視聴解消支援事業の継続・拡充と、FMラジオの難聴地域でのギャップフィラー設置支援 ・地上4K放送などの放送サービスの高度化推進に関する研究開発 などの諸施策について継続・拡充をしていただきたいと思います。
讀賣テレビ放送(株)	放送事業者	これまで放送分野においては、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。 この主旨から、地上波4K放送を含めた放送の高度化に関する研究開発の拡充や、国民の安全安心の確保に資する放送設備充実のために活用されることを要望します。
関西テレビ放送(株)	放送事業者	新4K8K衛星放送が平成30年にスタートしますが、今後、地上波放送における次世代放送の可能性を探ることは大きな課題と認識しており、新たな電波利用料の用途として次世代地上波放送における研究開発、実証実験等に重点をおくことを検討すべきと考えます。
東海テレビ放送(株)	放送事業者	また、4K・8K、SFNの更なる研究等、地上放送高度化実験に取り組むことも有効と考えます。
日本テレビ放送網(株)	放送事業者	今後「放送を巡る諸課題に関する検討会」では、「放送事業の未来像」の検討が進められることとなりますが、次世代放送における電波の有効利用に資する先端技術の開発や規格策定に向けた検討にも、電波利用料を活用することを要望します。
青森放送(株)	放送事業者	今後「放送を巡る諸課題に関する検討会」では、「放送事業の未来像」の検討が進められることとなりますが、次世代放送における電波の有効利用に資する先端技術の開発や規格策定に向けた検討にも、電波利用料を活用することを要望します。
札幌テレビ放送(株)	放送事業者	今後「放送を巡る諸課題に関する検討会」では、「放送事業の未来像」の検討が進められることとなりますが、次世代放送における電波の有効利用に資する先端技術の開発や規格策定に向けた検討にも、電波利用料を活用することを要望します。

提出者	分類	提出された意見
南海放送(株)	放送事業者	・次世代放送における電波の有効利用に資する先端技術の開発や規格策定に向けた検討にも、電波利用料を活用することを要望します。
(株)テレビ信州	放送事業者	●電波利用料を財源とした施策は、電波利用共益事務の範囲内でおこなうべきと考えます。 ●これまで放送分野においては、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用を図ることは免許人全体に便益をもたらし、視聴者の利益にも適うものであります。次世代放送における電波の有効利用に資する先端技術の開発や規格策定に向けた検討にも、電波利用料を活用することを要望します。
名古屋テレビ放送(株)	放送事業者	歳出は、電波利用共益目的以外の用途に充当せず、例えば、放送においては、国の施策として進める次世代放送サービスの推進に充当する等、免許人、及び国民の利益に資する取り組みへの充当をお願い致します。
東海テレビ放送(株)	放送事業者	電波利用料の新たな使途としてホワイトスペースの有効利用、周波数共用や干渉回避技術の高度化に取り組むことは有益であると考えます。その際、既存のテレビ放送に影響を与えないよう、隣接周波数および隣接エリアとの混信も十分考慮すべきと考えます。
(株)フジテレビジョン	放送事業者	地上放送用のホワイトスペースの利用については、現在、二次業務としてラジオマイクやエリア放送が運用されています。これを共用とするには、既存の地上放送に妨害を与えないように十分慎重な検討が必要です。これを前提に、周波数有効利用の観点から、周波数共用や干渉回避技術の高度化を新たな使途として検討する事は有益と考えます。【再掲】
富士通(株)	メーカー	また、国民がメリット(例えば、安心・安全、地域格差解消等)を享受できる電波利用料の有効利用に向けた柔軟な方策と使途の検討が重要であり、そのためには、中・長期的な設備投資・運用が必要な公共サービスインフラ分野で、継続的で安定的な技術開発と設備投資・運用が可能になる枠組みの醸成が重要であると考えます。
(国研)情報通信研究機構(NICT)	その他	円滑な周波数の返上や移行、新たな周波数の割当てなど、電波有効利用を進めるためには、所要の技術的な対応や研究開発等に着実に取り組むことが重要ではないかと考えます。 またこのような観点から、電波利用料の使途等の見直しの議論では、以下についても電波利用料の使途の対象として検討されることが望ましいと考えます。 ○現在、電波の監視、人体等への影響調査、標準電波の発射等に必要な費用は対象となっているが、それに加えて、これら業務の効率化・高度化を図るための研究開発の実施
(国研)情報通信研究機構(NICT)	その他	○無線設備適合証明、電波の伝わり方についての観測、予報・警報の送信、無線設備の機器の試験・校正など、電波の適正な利用の確保の実現に資する業務及びこれら業務を効率的に行うための研究開発の実施
(一社)情報通信ネットワーク産業協会	その他	⑧ 周波数を効率的に利用する新技術や周波数の共同利用を促進する新技術の研究開発の促進
YRP研究開発推進協会	その他	これからの電波有効利用は、電波システム全体にわたり周波数帯域の利用価値を高めることと考えるべきである。電波の利用価値とは、個人、団体、機関などの利用者に与える便益であり、それを高める技術の研究開発が必要である。 したがって、電波利用料をこれまでの未利用周波数帯の開拓、周波数共用技術、狭帯域化技術に限らず、幅広く電波の利用価値を高める研究開発に支弁できるようにする必要がある。
KDDI(株)	電気通信事業者	・日本の国際競争力強化のためには、従前の技術開発等の強化に加え、新たな無線通信技術の基礎研究等のチャレンジングな研究開発や、自由な発想による研究開発等の推進が不可欠であり、日本の技術発展に寄与する取り組みに対し継続的かつ柔軟に電波利用料を活用する仕組みを設けることが肝要と考えます。
日本電気(株)	メーカー	■将来を見据えた研究開発の推進 これからの社会においては、電波システムの必要性がますます高くなることに併せて、電波システム全体の利用価値(利用者の安心安全といった便益)を高めるために電波利用料を活用していく必要があると考えます。 高齢化社会等、日本が抱える課題を考えると、その課題解決のために最先端の無線通信等の研究開発の推進に加え、無線に関係するプロトコル、AI、アプリケーションや有無線一体の研究開発、さらにはセキュリティの研究開発など対象の範囲を拡大することも必要と考えます。【再掲】
(国研)情報通信研究機構(NICT)	その他	○電波の有効利用や技術開発等に関わる人材育成やコンテスト、長期的な基礎研究、産学官の連携など新たな手段の導入

提出者	分類	提出された意見
KDDI (株)	電気通信事業者	・ IoTや5Gの導入により、無線局の利用者や利用方法が多様となることを踏まえ、IoTや5Gによる電波の有効利用と電波産業の更なる発展のため、機器開発や実証を行うためのテストフィールド拡大・拡充へ電波利用料を活用することが適当であると考えます。
日本電気(株)	メーカー	■実証環境の拡大 5G利活用の活性化のためには、様々な業種の方が気軽に実証及びビジネスマッチングできるような環境が必要です。 そのためには、多様な業種の新しいアプリケーションや遅延を含めたシステム全体の検証が行えるような、電波だけの実証環境だけでなく、有無線一体の多角的なテストベッドの構築が必要と考えます。
日本電気(株)	メーカー	また、技術条件の策定目的以外で、電波システムのアプリケーション動作確認やデータ収集などを目的とした実証についても、電波利用料での実施の検討が必要と考えます。
YRP研究開発推進協会	その他	また、電波基礎技術が設備や装置への実装に至るまでの技術課題を克服して利用に供されるようにする実証や研究開発も電波の有効利用に資するものである。その他、電波有効利用を促進する人材育成などの諸活動を進めていく必要がある。 ○研究開発の範囲の拡大 免許不要局の高度化技術、ワイヤレス電力伝送技術、アプリケーション、プラットフォーム、AIやBDを活用した通信プロトコル、電波基礎基盤技術などの分野にも支弁されることが望まれる。 ○技術実装や実装に向けた実証 高度な電波利用技術が広く使われることが電波の有効利用につながることから、電波利用料がそのような技術の実装や実装に向けた実証に支弁されることは合理的である。 ○電波有効利用のための研究開発環境（フィールド）の拠点整備 基礎技術からアプリケーションに至る電波有効利用のための研究開発を効果的に進めるためには、特定の地域における研究開発環境やフィールドの整備と提供が求められる。
(一社)情報通信ネットワーク産業協会	その他	スマートフォンやIoTの普及・拡大にともなって、電波の利用は、その用途が拡大し、国民生活の隅々にまで浸透しています。電波利用料は、電波を中心とする情報通信産業の健全な発展を通して、電波を利用した新たなサービスや製品の普及拡大による豊かな国民生活実現のために使われることが基本と考えています。 今や電波を中心としたICT基盤は国民の重要な生活インフラとしての役割を担っており、違法電波対策、更に近年急激に増加しているサイバー攻撃対策は大きな課題です。 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を成功させる点においても、ICTの利用者が、安心してサービスを使うことができる環境を整備することは必須です。 さらに、Society 5.0の実現に向けた電波利用に関する技術開発を進めていくことも重要で、今後、IoT機器が爆発的に増加することにより、逼迫する周波数に対する周波数利用効率を上げる技術、電波の共用化を実現する技術は不可欠です。 また、情報通信産業のグローバル競争が激化している中で、日本の国際競争力を強化していくことが重要です。同時に、国際社会の中で日本が貢献を果たしていくためにも、諸外国が認める日本の安全・安心な技術の展開をはかっていくことが必要です。 以上の電波利用料の使途の基本的考え方を踏まえ、具体的には以下のような使途が考えられます。 ① 5Gシステムの総合実証実験の加速、充実
(一社)情報通信ネットワーク産業協会	その他	⑩ 防災・減災に関連したICT基盤のグローバル展開の支援
日本電気(株)	メーカー	■電波に関する人材育成とリテラシー向上の取組み強化について 周波数共用やIoT利用、5G利用など電波利用の多様化により、今後電波を取り巻く環境は変化していくと考えます。 この環境の変化に対して、周波数共用や干渉回避を考える上で電波を見える化した情報の正しい活用や、混信・干渉を意識した運用は重要であると考えます。 周波数共用・干渉回避技術の高度化に向けては、電波のスペシャリストの輩出を目指した人材育成の取組みの強化とともに、新しく無線機器を扱う人が正しく取り扱えるように理解しやすい電波に関する教育コンテンツを充実させるなどのリテラシー向上の取組み強化が必要と考えます。
(国研)情報通信研究機構(NICT)	その他	○電波の有効利用や技術開発等に関わる人材育成やコンテスト、長期的な基礎研究、産学官の連携など新たな手段の導入

提出者	分類	提出された意見
YRP研究開発推進協会	その他	○人材育成、電波有効利用促進策 現行の人材育成のための事業に加えて、人材育成課程、電波利用アプリケーションに関するアイデアコンテストやハッカソン、セミナー（一部既に実施）、シンポジウム、展示会なども必要である。 研究開発の範囲の拡大、技術実装や実装に向けた実証、研究開発環境、人材育成、電波有効利用促進策の具体的な想定例は以下のとおり。 【研究開発の範囲の拡大】 1) AI、ビッグデータ、ブロックチェーンなどの技術を活用した新しい電波システム（次世代LPWA、6G） 2) 無線サイバーテロ対策やIoTシステムのためのセキュリティ（情報漏洩、妨害の防止） 3) 陸海空をカバーするマルチ・スマート&コネクテッド・モビリティ（ワイヤレス電力伝送、ロボットを含む） 4) 超小型衛星群によるサイバーフィジカルシステム（衛星群の分散データアーカイブ機能など） 5) 電波基礎基盤技術の先導的な研究開発（テラヘルツ波、量子波の通信方式、デバイス） 【技術実装や実装に向けた実証、研究開発環境】 6) 国際共同実証プロジェクト、技術実装・新ビジネス創出に向けた分野・業種を超えた実証プロジェクト 7) 一定の地域であらゆる電波システムが自由に使える研究開発環境の整備 8) ユーザー、アプリケーション、プラットフォームなどを含めた大規模なコネクテッド・モビリティ実証フィールド 【人材育成、電波有効利用促進策】 9) IoT時代を担う人づくりのためのワイヤレス社会デザインスクール（仮称）の創設 10) 電波利用アプリケーションに関するアイデアコンテストやハッカソン、シンポジウム、展示会
(一社)情報通信ネットワーク産業協会	その他	⑨ 5G関連の標準化活動に従事する人材育成と活動の支援
(一社)情報通信ネットワーク産業協会	その他	⑦ IoTにおける電波利用に関する、人材育成、リテラシー向上に向けた周知啓発事業
(株)エフエム福島	放送事業者	また、情報伝達において通信化が進み、現在は電波による放送受信者利用が縮小されている傾向にあります。世代によって電波は通信だけ（スマホ等）のものと認識している人も出てくるかもしれません。これからの世代の人たちへ放送電波も公共機関の一つであり、災害時等は大切な情報伝達手段であることをより知っていただく為、教育機関等への受信者を対象とした電波認知広報促進支援活動のご検討をお願い致します。
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	・ 条件不利地域等への補助、支援の拡大： 携帯電話等エリア整備事業/電波遮へい対策事業をはじめとする予算措置における国の負担割合の更なる拡大、電波の有効利用促進を図る方式や設備の導入への更なる支援拡大、人の住んでいない山間部や道路等のエリア整備における電源の確保、地域振興のためのインフラ整備、等。
KDDI(株)	電気通信事業者	・ 人が居住していない場所であっても、安心・安全の確保や利便性の観点からエリア整備が望まれる観光地等への動線（道路等）や山岳地帯の対策への適用を希望します。なお、そのような場所については、公共の福祉の観点から、先行する事業者への支援に限定せず、対策する事業者が活用出来る仕組みを設けることを希望します。
KDDI(株)	電気通信事業者	・ また、鉄道や道路等についても事業者単独でのエリア化が難しい環境については、安心・安全の確保や利便性の観点等から電波遮へい対策等の公共の福祉に供するエリア整備と同様に適用範囲の拡大や補助率の見直しを希望します。
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	② エリア整備/遮へい対策事業(将来的な5G対応含む)
(一社)情報通信ネットワーク産業協会	その他	② 無料公衆無線LANサービスの整備促進
スカパーJSAT(株)	放送事業者	中でも、BSと110度CSによる4K・8K放送の電波漏洩対策や、新たに開始される左旋円偏波4K・8K放送の受信環境整備は喫緊の課題となっており、電波利用料を用いた積極的推進をお願いいたします。

提出者	分類	提出された意見
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	● 電波利用料を財源とした施策は、電波利用共益事務の範囲内でおこなうべきと考えます。 ● これまで放送分野においては、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは免許人全体に便益をもたらし、国民視聴者の利益にも適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。具体的には、（i）地デジの円滑な普及の一環として老朽化する中継局の更新支援、（ii）新4K8K衛星放送の普及推進、（iii）民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充と、FＭラジオの難聴地域でのギャップフィルター設置支援、（iv）地上4K放送などの放送サービスの高度化推進に関する研究開発、などが挙げられます。【再掲】
(株)中国放送	放送事業者	電波利用料につきましては、国民が平等に電波の有効利用に伴う利益を更に享受するために、地デジ化を短期間で進めました。今後、それら中継局の更新が集中して行われるため、「地デジの円滑な普及の一環として老朽化する中継局の更新の支援」さらには、「民放ラジオ難聴解消支援事業」の継続・拡充に取り組んでいただくことを要望します。
(株)熊本県民テレビ	放送事業者	当県では地上デジタル放送のスタートから11年が経ち、中継局の老朽化対策が課題になっています。放送ネットワークの維持は、地デジの円滑な普及の一環として国民視聴者の利益に適うもので、中継局の更新支援を要望します。
朝日放送(株)	放送事業者	電波利用料を財源とした施策は、電波利用共益事務の範囲内でおこなうべきと考えます。 これまで放送分野においては、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは免許人全体に便益をもたらし、国民視聴者の利益にも適うものであり、 ・地デジの円滑な普及の一環として老朽化する中継局の更新支援 ・民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充と、FＭラジオの難聴地域でのギャップフィルター設置支援 ・地上4K放送などの放送サービスの高度化推進に関する研究開発 などの諸施策について継続・拡充をしていただきたいと思います。【再掲】
(株)鹿児島讀賣テレビ	放送事業者	これまで放送分野において、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは国民視聴者の利益に適うものであり、地デジの円滑な普及の一環として老朽化する中継局の更新支援や、地上4K放送などの放送サービスの高度化推進に関する研究開発など継続、拡充していただきたいと思います。
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	● 電波利用料を財源とした施策は、電波利用共益事務の範囲内でおこなうべきと考えます。 ● これまで放送分野においては、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは免許人全体に便益をもたらし、国民視聴者の利益にも適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。具体的には、（i）地デジの円滑な普及の一環として老朽化する中継局の更新支援、（ii）新4K8K衛星放送の普及推進、（iii）民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充と、FＭラジオの難聴地域でのギャップフィルター設置支援、（iv）地上4K放送などの放送サービスの高度化推進に関する研究開発、などが挙げられます。【再々掲】
朝日放送(株)	放送事業者	電波利用料を財源とした施策は、電波利用共益事務の範囲内でおこなうべきと考えます。 これまで放送分野においては、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは免許人全体に便益をもたらし、国民視聴者の利益にも適うものであり、 ・地デジの円滑な普及の一環として老朽化する中継局の更新支援 ・民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充と、FＭラジオの難聴地域でのギャップフィルター設置支援 ・地上4K放送などの放送サービスの高度化推進に関する研究開発 などの諸施策について継続・拡充をしていただきたいと思います。【再々掲】
富山エフエム放送(株)	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において現在、加古川市と実証実験を行っているほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィルター設置支援などの支援事業を新設して頂きたいをお願い致します。

提出者	分類	提出された意見
(株)エフエム宮崎	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において現在、加古川市と実証実験を行っているほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいをお願い致します。
(株)エフエム福島	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において現在、加古川市と実証実験を行っているほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいをお願い致します。
(株)エフエム香川	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいをお願い致します。
(株)エフエム青森	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において現在、加古川市と実証実験を行っているほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいをお願い致します。
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいをお願い致します。
(株)エフエム愛媛	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいをお願い致します。
(株)エフエム栃木	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、今後も継続・拡充をしていただきたいと思います。特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加え、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送について、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設していただきたいと思います。

提出者	分類	提出された意見
静岡エフエム放送(株)	放送事業者	電波利用料を財源とした施策は、電波利用共益事務の範囲内でおこなうべきと考えます。 これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充と、FMラジオの難聴地域でのギャップフィラー設置支援などは非常災害時のライフラインとして国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担っています。
広島エフエム(株)	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、都市部での都市型に加え、中山間地域での地理的・地形的な難聴地区を多く抱えるローカル局にとって、早急な難聴地区の解消が難しい状況にあります。民放ラジオ難聴解消支援事業の継続及び更なる拡充をして頂きたいお願い致します。
岡山エフエム放送(株)	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいお願い致します。
(株)エフエム大分	放送事業者	特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいお願い致します。
(株)エフエム東京	放送事業者	これまで放送分野においては、諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において現在、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいお願い致します。
(株)エフエム石川	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において現在、加古川市と実証実験を行っているほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいお願い致します。
中国・四国マルチメディア放送(株)	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいお願い致します。
(株)エフエム秋田	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいお願い致します。

提出者	分類	提出された意見
富山エフエム放送(株)	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において現在、加古川市と実証実験を行っているほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいお願い致します。【再掲】
(株)エフエム宮崎	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において現在、加古川市と実証実験を行っているほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいお願い致します。【再掲】
(株)エフエム福島	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において現在、加古川市と実証実験を行っているほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいお願い致します。【再掲】
(株)エフエム香川	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいお願い致します。【再掲】
(株)エフエム青森	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において現在、加古川市と実証実験を行っているほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいお願い致します。【再掲】
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいお願い致します。【再掲】
(株)エフエム愛媛	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいお願い致します。【再掲】

提出者	分類	提出された意見
(株)エフエム 栃木	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、今後も継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加え、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送について、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設していただきたくお願いいたします。【再掲】
岡山エフエム 放送(株)	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたくお願い致します。【再掲】
(株)エフエム 大分	放送事業者	特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたくお願い致します。【再掲】
(株)エフエム 東京	放送事業者	これまで放送分野においては、諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において現在、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたくお願い致します。【再掲】
(株)エフエム 石川	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において現在、加古川市と実証実験を行っているほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたくお願い致します。
中国・四国マ ルチメディア 放送(株)	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたくお願い致します。【再掲】
(株)エフエム 秋田	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたくお願い致します。【再掲】
(株)エフエム 北海道	放送事業者	これまで、放送の高度化、難視聴対策などの電波の効率利用、確実な放送実施に等に、資する施策に電波利用料財源を充ててきた。これは、国民の利益に適うものであり継続、拡充の方向で考えていただきたい。

提出者	分類	提出された意見
(株)エフエム大阪	放送事業者	放送分野ではこれまでも、放送の高度化や難視聴解消など、電波の効率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。
(株)エフエム福岡	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。
(株)エフエム山陰	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の効率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。
(株)エフエム大分	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。
讀賣テレビ放送(株)	放送事業者	これまで放送分野においては、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。この主旨から、地上波4K放送を含めた放送の高度化に関する研究開発の拡充や、国民の安全安心の確保に資する放送設備充実のために活用されることを要望します。【再掲】
(株)テレビ朝日	放送事業者	放送分野においては地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など電波の効率的利用に資する施策が電波利用料財源で賄われてきましたが、これらは国民視聴者の利益にも適うものであり、新4K8K衛星放送の普及推進、地上4K放送など放送サービスの一層の高度化推進に関する研究開発などにもその用途を拡充すべきと考えます。【再掲】
(株)鹿児島讀賣テレビ	放送事業者	これまで放送分野において、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは国民視聴者の利益に適うものであり、地デジの円滑な普及の一環として老朽化する中継局の更新支援や、地上4K放送などの放送サービスの高度化推進に関する研究開発など継続、拡充していただきたいと思います。【再掲】
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	● 電波利用料を財源とした施策は、電波利用共益事務の範囲内でおこなうべきと考えます。 ● これまで放送分野においては、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは免許人全体に便益をもたらし、国民視聴者の利益にも適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。具体的には、(i)地デジの円滑な普及の一環として老朽化する中継局の更新支援、(ii)新4K8K衛星放送の普及推進、(iii)民放ラジオ難視聴解消支援事業の継続・拡充と、FMラジオの難聴地域でのギャップフィラー設置支援、(iv)地上4K放送などの放送サービスの高度化推進に関する研究開発、などが挙げられます。【再々々掲】
(株)テレビ朝日	放送事業者	放送分野においては地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など電波の効率的利用に資する施策が電波利用料財源で賄われてきましたが、これらは国民視聴者の利益にも適うものであり、新4K8K衛星放送の普及推進、地上4K放送など放送サービスの一層の高度化推進に関する研究開発などにもその用途を拡充すべきと考えます。【再々掲】
スカパーJSAT(株)	放送事業者	中でも、BSと110度CSによる4K・8K放送の電波漏洩対策や、新たに開始される左旋円偏波4K・8K放送の受信環境整備は喫緊の課題となっており、電波利用料を用いた積極的推進をお願いいたします。【再掲】
讀賣テレビ放送(株)	放送事業者	これまで放送分野においては、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。この主旨から、地上波4K放送を含めた放送の高度化に関する研究開発の拡充や、国民の安全安心の確保に資する放送設備充実のために活用されることを要望します。【再々掲】
東日本電信電話(株)	電気通信事業者	【再掲】 ・ 本格的な人口減少と少子高齢化の時代を迎え、地域においても、暮らしを支える労働力の不足、地域経済の縮小等の克服すべき多くの社会的な課題が顕在化しており、こうした課題の解決にはICTの利活用が不可欠であると考えます。 ・ 現在でも教育・医療・観光・農業等の分野で遠隔授業や遠隔医療といったアプリケーションやソリューション等、幅広いサービスが無線・固定を問わず様々な技術で提供されており、今後もICTサービス・技術の発展が進むものと考えられます。 ・ 自治体等がICT利活用を促進し、社会的課題解決を図るにあたり、多様化するICTサービスを円滑に導入できるよう、有限な電波を効率的に利用することや、電波利用料を有効的に活用することが重要であると考えます。

提出者	分類	提出された意見
西日本電信電話(株)	電気通信事業者	【再掲】 ・ 本格的な人口減少と少子高齢化の時代を迎え、地域においても、暮らしを支える労働力の不足、地域経済の縮小等の克服すべき多くの社会的な課題が顕在化しており、こうした課題の解決にはＩＣＴの利活用が不可欠であると考えます。 ・ 現在でも教育・医療・観光・農業等の分野で遠隔授業や遠隔医療といったアプリケーションやソリューション等、幅広いサービスが無線・固定を問わず様々な技術で提供されており、今後もＩＣＴサービス・技術の発展が進むものと考えられます。 ・ 自治体等がＩＣＴ利活用を促進し、社会的課題解決を図るにあたり、多様化するＩＣＴサービスを円滑に導入できるよう、有限な電波を効率的に利用することや、電波利用料を有効的に活用することが重要であると考えます。
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	電波利用料の使途については、従来どおり共益事務の範囲に限定した上で、電波の能率的な利用に資するものとして、例えば、以下の使途を充実化することを要望します。 ① 光ファイバ敷設事業(地方、離島等)
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	・ 条件不利地域等への補助、支援の拡大： 携帯電話等エリア整備事業/電波遮へい対策事業をはじめとする予算措置における国の負担割合の更なる拡大、電波の有効利用促進を図る方式や設備の導入への更なる支援拡大、人の住んでいない山間部や道路等のエリア整備における電源の確保、地域振興のためのインフラ整備、等。【再掲】
KDDI(株)	電気通信事業者	・ 社会課題解決実現のため、5Gによる地方創生への取り組みを早期に推進する施策への支援を希望します。
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	④ 5G等、次世代通信における電波利用環境の整備
KDDI(株)	電気通信事業者	・ 地震等の災害時において、最も身近な情報通信手段である携帯電話の重要性が高まっていることから、全国民の安心・安全を確保することを目的とした、災害時の有効な通信手段確保に繋がる関連技術の開発・検証とシステムの整備等への活用を希望します。【再掲】
山口放送(株)	放送事業者	山口放送ではFM補完局の整備に当たって、高精度のデジタルFM変調器を開発して同期放送に取り組み、山口県内を2つの周波数でカバーするなど周波数の有効利用に努めているところです。FM補完を更に進めるためにもワイドFM対応受信機の更なる普及のために周知、広報対策をお願いします。
(一社)日本ケーブルテレビ連盟	放送事業者	無線需要の急激な拡大により、有線へのオフロードが増大しており、有線トラヒックも増大の一途を辿っています。総務省殿調査(2017年8月発表)によれば、移動通信及びブロードバンドの総ダウンロードトラヒックはいずれも年率40%弱で増加、米CISCO社の調査によれば無線トラヒックのオフロード比率は2016年時点で約60%(世界平均)に達しています。このように、無線の発展は有線と一体的に捉える必要があり、有線があるからこそ、電波の有効利用が図られ、消費者はその便益を享受することができるものと考えられます。 急増する無線トラヒックとオフロードに対応するためには、単にデータセンターやキャッシュサーバーを設置するだけでは不十分であり、無線と有線を一体とした安定的なトラヒック流通と高度なネットワーク運用を実現することが重要と考えます。今後の5G時代に向けて、超大容量・大量接続・低遅延等の多様な通信特性によって、無線需要がさらに拡大するとともに、様々なニーズに対応したサービス・アプリケーションが実現することが予想されます。そのため、全国的な利用に限らず、地域に閉じた通信需要が拡大し、トラヒックやそれを支える有線ネットワークの設計の考え方が大きく変わることが予想されます。 具体的な対策としては、地域単位のトラヒック需要の規模に応じて、地域でのデータセンターやキャッシュサーバーを設置し連携するとともに、エッジコンピューティング技術を実装していく必要があると想定されます。さらには、CMTS(Cable Modem Termination System)やOLT(Optical Line Terminal)などの終端装置の高度化や増改築も求められます。 これらの理由から、電波有効利用の観点から、有線ネットワークの整備に対しても、電波利用料の使途とするべきと考えます。
富士通(株)	メーカー	また、国民がメリット(例えば、安心・安全、地域格差解消等)を享受できる電波利用料の有効利用に向けた柔軟な方策と使途の検討が重要であり、そのためには、中・長期的な設備投資・運用が必要な公共サービスインフラ分野で、継続的で安定的な技術開発と設備投資・運用が可能になる枠組みの醸成が重要であると考えます。【再掲】
(一社)情報通信ネットワーク産業協会	その他	④ 無線通信を活用した公共ネットワークの高度化
(一社)情報通信ネットワーク産業協会	その他	⑥ 条件不利地域での情報通信サービスの整備

提出者	分類	提出された意見
日本電気(株)	メーカー	■地域利用への支援について 自治体の無線システムを構築する場合、その運用維持の費用が負担になると聞いています。 自治体で運用する無線システムの多くが、住民の安心安全や地方創生に関連した公的なものであることから、公共目的で必然性が認められる無線システムについては、適切な運用を維持するため、電波利用料での継続的な運用支援の検討が必要と考えます。
高知県	地方公共団体	県内の一部地域においては、電波を都市部と同様に活用することができないことによる情報通信格差が、生活やビジネス環境の質の差につながっており、その解消のため至急の対応が必要な状況となっている。 例えば、南海トラフ地震等の災害時、Wi-Fi整備に必要な光ファイバが未整備である地域では、住民の通信手段として携帯電話網への依存が大きく、携帯電話網のトラフィックの過密により通信が不安定になるリスクが大きい。平時においても、光ファイバが未整備の中山間地域では、都会であれば無線LANを併用できるためあまり気にしなくてよい携帯電話のデータ容量制限にすぐに到達してしまうという課題がある。 また、本県では、平成28年7月に「高知県IoT推進ラボ運営委員会」を立ち上げ、農林水産業の生産性向上や医療・福祉現場の負担軽減など、地域の課題を解決するIoTの活用に向けた取組を進めているが、通信基盤となる伝送路の光ファイバが未整備である地域では、取組に制約が生じてしまう。 このように、地域住民の課題解決に繋がるLPWAやWi-Fi等の電波利用のためには前提となる光ファイバが必要だが、自治体自ら光ファイバを整備することは、運用に係る職員・予算の不足のため困難である。そのため、事業者が採算性の低い地域において民設民営によって整備する場合について、電波利用料を活用した国からの支援をお願いしたい。
鹿児島県	地方公共団体	情報通信基盤や革新的技術を活用したIoTや遠隔診療、テレワークなどのサービスが登場し、高齢化や人口減少等による地域課題の解決に向けた取組が進んできており、特に26の有人離島や多くの過疎地域を抱えている当県でも、それらの活用による地域活性化への期待が高まっているが、当該サービスの伝送路となる光ファイバは未整備の地域が多く、当該サービスの積極的な利用が困難な状況にある。 また、当県には、世界自然遺産や温泉などの観光地が存在し、外国人も含め多くの観光客を受け入れているが、観光客向けのWi-Fiサービスの前提となる光ファイバが未整備のため、当該サービスの提供を受けることができず、観光客が携帯電話の通信容量制限に容易に到達してしまうなど、必要な情報通信に支障を来す状況が生じている。 こうした理由から、当県においては、地域住民がSociety5.0を実現するためのIoTサービスや情報へのアクセスが限定的で、電波利用の不公平による情報通信格差が生活やビジネス環境の質の差につながっており、その解消のため至急の対応が必要な状況となっている。 この状況を打破するためには、地域住民の課題解決に繋がる電波利用（LPWA、Wi-Fi等）の前提となる「光ファイバの整備」が必要であるが、自治体自らによる整備は、運用に係る職員・予算が不足しており困難である。 ついては、離島や過疎地域など条件不利地域における光ファイバ整備を進めるため、民間事業者による整備も対象とするなど、電波利用料を活用した国庫補助制度の充実をお願いしたい。
愛媛県西条市	その他	本市では、市内の一部地域において、自治体自ら光ファイバ網を整備していますが、今後、当該地域のネットワークの再整備のあり方について検討していく必要があります。また、本市では現在ICTを活用して地域課題の解決を図るまちづくりの検討を進めていますが、IoT時代において導入が期待されるスマート農業等の電波（LPWA、Wi-Fi等）を利用した地域課題の解決や生産性向上に資する新たな情報通信サービスの創出は、地域の稼ぐ力を高めていく上で重要な要素となると考えています。 このような中、電波の有効利用のための方策として電波利用の前提となる光ファイバの整備方法に関して、従来のように自治体自らが整備する方法に限らず、民間事業者による光ファイバの整備の可能性も含めて選択肢の幅が広がることは、地域における情報通信インフラの高度化や関連産業の活性化に寄与することが期待されます。しかしながら、大都市圏と異なり地域においては民間事業者が100%自己資金で光ファイバを整備する経営判断を行うことは容易ではないことも想定されます。以上のことから、電波利用料の用途拡大の検討におきまして、民間事業者が光ファイバを整備する場合についても対象とする国の補助制度が創設されることを期待します。
新潟県魚沼市	地方公共団体	都市部などの人口過密地や住宅密集地において一般的となっている高速情報通信サービスであるが、地方の過疎地や自然環境豊かな景勝地（観光地）においては、採算性の問題から民間事業者によるインフラ整備とサービス参入が見込まれない状況にある。 こうした中において、通信端末の主体がスマートフォンに移り変わった現在、観光立国をめざす我が国にあっては、国内旅行者だけでなくインバウンド拡大に向けた積極的なサービス対応が必須となっている。 特に、尾瀬の入口である本市では、尾瀬の他にも奥只見、銀山などの観光名所を有しており、旅行者や観光事業者からもサービス供給に向けて強い要望をいただいているところである。 また、こうした地域で居住又は営業活動を行う市民にとっては通信手段が限られている現状にあり、市内・国内の他地域との情報格差の是正と公平性の確保が求められるところである。 以上の課題に対処するためには、地方自治体による光伝送路の整備と併せた公衆無線LANサービスの環境整備が欠かせないものとなるが、小規模自治体にとっては財政面での負担が重く、単独での対応が極めて困難であることから、民間事業者の参入促進策の検討とともに国庫補助制度の拡充をお願いしたい。

提出者	分類	提出された意見
愛知県蒲郡市	地方公共団体	【要旨】防災行政無線について、地方公共団体は、災害が発生した場合、災害の規模、災害現場の位置や状況を把握し、いち早く正確な災害情報を地域の住民に伝達する責務を負っています。老朽化やスプリアス規格への対応などの課題があるため、防災行政無線の更新をメインターゲットとする「防災・減災事業債制度」（または、「防災・減災事業補助制度」）の創設を検討してください。 電波利用料は非常に公共性の高いものであり、災害時等における電波法の役割として、法第74条には非常における通信の確保が定められていることから、防災行政無線の更新をメインターゲットとする事業債及び補助制度を創設することは、電波利用料の機動的な再配分に資するものであると考えます。
千葉県市原市	地方公共団体	「周波数再編アクションプラン」（平成29 年11 月改定版）の「第3 章 各周波数区分の再編方針」において、アナログ防災行政無線（60MHz 帯及び150MHz 帯並びに400MHz 帯）については、デジタル方式への移行を推進するよう記載されております。 本市においては、上記方針に従い60MHz 帯の防災行政無線のデジタル化（親局及び子局）を推進しており、また今後400MHz 帯についてもデジタル化するよう計画しているところですが、整備費が多額なことからその予算化に苦慮しているところです。 さらに、本市14,000世帯に有償配布（市が購入費の2/3を補助）済みのアナログ式戸別受信機の、デジタル化に伴う再整備費（購入費）についても同様の問題に直面しているところです。 つきましては、デジタル式無線機整備費及び戸別受信機の購入費について、電波利用料を財源とする全ての自治体が活用できる補助金交付制度の創設をお願いいたします。
KDDI(株)	電気通信事業者	・ 電波利用による国民の利便性向上、国内産業発展等に寄与する取り組みに電波利用料を有効に活用することを希望します。
KDDI(株)	電気通信事業者	・ 国民の利便性に繋がる周波数移行については、無線局に限らず、例えば放送の受信機器の手当等にも電波利用料を活用する仕組みを設けることを希望します。
個人6	個人	情報通信技術の発達に伴い、データ通信網をはじめとする電波利用環境基盤は社会インフラであると考えられますが、地理的条件の厳しい山間地域等の通信環境の整備は進んでいない状況にあります。過疎化・高齢化が進行し地域の活力の低下が懸念されるこのような地域にこそ通信環境が必要であり、電波の有効利用による住民福祉の向上、観光振興などによる地域の活性化、自然環境や国土の維持保全を図るべきと考えます。 このような中、地域の通信環境として、光ファイバ等の固定系通信網に加え、LTEや5G等の移動系通信網が進展しており、また、IoTの基盤となるLPWA網についても同様であります。電波利用は、地形が複雑で広範囲に分布する山間地域等の通信に不可欠であり、デジタルディバイドの解消に向けて、国・自治体及び通信事業者が連携して対策に取り組むべきと考えられます。 そこで、山間地域等の条件不利地域における電波利用に必要となる光ファイバ等の整備については、経済力が脆弱で採算性が厳しい地方の事情を鑑み、地方自治体に加え民間通信事業者が進める整備事業に対しても国が国費助成を行い、我が国全域でICT・データ利活用が図られる環境づくりを積極的に進めてほしいと願うものであります。
⑥その他、電波利用料の在り方		
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	● 電波利用料を財源とした施策は、電波利用公益事務の範囲内でおこなうべきと考えます。 ● これまで放送分野においては、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは免許人全体に便益をもたらし、国民視聴者の利益にも適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと考えます。具体的には、（i）地デジの円滑な普及の一環として老朽化する中継局の更新支援、（ii）新4K8K衛星放送の普及推進、（iii）民放ラジオ難視聴解消支援事業の継続・拡充と、FMラジオの難聴地域でのギャップフィラー設置支援、（iv）地上4K放送などの放送サービスの高度化推進に関する研究開発、などが挙げられます。【再々々々掲】
朝日放送(株)	放送事業者	電波利用料を財源とした施策は、電波利用公益事務の範囲内でおこなうべきと考えます。 これまで放送分野においては、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは免許人全体に便益をもたらし、国民視聴者の利益にも適うものであり、 ・地デジの円滑な普及の一環として老朽化する中継局の更新支援 ・民放ラジオ難視聴解消支援事業の継続・拡充と、FMラジオの難聴地域でのギャップフィラー設置支援 ・地上4K放送などの放送サービスの高度化推進に関する研究開発 などの諸施策について継続・拡充をしていただきたい と考えます。【再々々掲】

提出者	分類	提出された意見
(株)テレビ信州	放送事業者	●電波利用料を財源とした施策は、電波利用共益事務の範囲内でおこなうべきと考えます。 ●これまで放送分野においては、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用を図ることは免許人全体に便益をもたらし、視聴者の利益にも適うものであります。次世代放送における電波の有効利用に資する先端技術の開発や規格策定に向けた検討にも、電波利用料を活用することを要望します。【再掲】
(株)鹿児島讀賣テレビ	放送事業者	これまで放送分野において、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは国民視聴者の利益に適うものであり、地デジの円滑な普及の一環として老朽化する中継局の更新支援や、地上４Ｋ放送などの放送サービスの高度化推進に関する研究開発など継続、拡充していただきたいと思います。【再掲】
富山エフエム放送(株)	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において現在、加古川市と実証実験を行っているほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいとお願い致します。【再々掲】
(株)エフエム宮崎	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において現在、加古川市と実証実験を行っているほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいとお願い致します。【再々掲】
(株)エフエム福島	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において現在、加古川市と実証実験を行っているほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいとお願い致します。【再々掲】
(株)エフエム香川	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が発行した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいとお願い致します。【再々掲】
(株)エフエム青森	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において現在、加古川市と実証実験を行っているほか、国土交通省と高速道路会社が発行した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいとお願い致します。
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が発行した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいとお願い致します。【再々掲】

提出者	分類	提出された意見
(株)エフエム愛媛	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいとお願い致します。【再々掲】
(株)エフエム栃木	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、今後も継続・拡充をしていただきたいと思います。特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加え、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送について、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設していただきたくお願いいたします。【再々掲】
静岡エフエム放送(株)	放送事業者	電波利用料を財源とした施策は、電波利用共益事務の範囲内でおこなうべきと考えます。これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。特に民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充と、FMラジオの難聴地域でのギャップフィラー設置支援などは非常災害時のライフラインとして国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担っています。【再々掲】
広島エフエム(株)	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。特に、都市部での都市型に加え、中山間地域での地理的・地形的な難聴地区を多く抱えるローカル局にとって、早急な難聴地区の解消が難しい状況にあります。民放ラジオ難聴解消支援事業の継続及び更なる拡充をして頂きたいとお願い致します。【再掲】
岡山エフエム放送(株)	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいとお願い致します。
(株)エフエム東京	放送事業者	これまで放送分野においては、諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において現在、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいとお願い致します。【再々掲】
(株)エフエム石川	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思います。特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において現在、加古川市と実証実験を行っているほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップフィラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいとお願い致します。【再々掲】

提出者	分類	提出された意見
中国・四国マルチメディア放送(株)	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思いますと考えます。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップファイラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいお願い致します。【再々掲】
(株)エフエム秋田	放送事業者	これまで放送分野においては、放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思いますと考えます。 特に、民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充に加えて、次世代の放送としてサービスエリア拡大を行っておりますV-Lowマルチメディア放送についても、通常番組の放送のみならず、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化」実証事業において、加古川市で実証実験が行われたほか、国土交通省と高速道路会社が公募した「高速道路逆走対策技術実証実験」に選定され実験を実施するなど、国民の安心安全に多面的に貢献すべく取り組んでいることなどを踏まえ、都市型難聴（屋内減衰、ビル陰、トンネル内など）地域でのギャップファイラー設置支援などの支援事業を新設して頂きたいお願い致します。【再々掲】
三重エフエム放送(株)	放送事業者	国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは、国民の利益に適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと思いますと考えます。
日本テレビ放送網(株)	放送事業者	電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。
青森放送(株)	放送事業者	電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。
山口放送(株)	放送事業者	●電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきで、電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。電波の利用状況の評価方法などの課題をあらかじめ解決してから進めるべきです。
(株)テレビ金沢	放送事業者	電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大は、すべきではないと考えます。次世代放送における電波の有効利用に関する先端技術の開発や規格策定に向けた検討にも、電波利用料を活用することを希望します。
(株)テレビ宮崎	放送事業者	電波利用料の使途について、電波の有効利用のために必要最低限にとどめるべきであり電波利用料収入の維持や増加を目的とした利用はすべきではないと思います。
山形放送(株)	放送事業者	・電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。
西日本放送(株)	放送事業者	電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。 「共益費としての概念」を踏まえるならば、そもそも、電波利用料の使途は、電波利用料を納めている既存免許人が関与する事項に限定すべきだといと考えます。
(株)福島中央テレビ	放送事業者	民間放送局は国民の生命財産の保護と電波利用普及の責務を考慮して特性係数を認めていただいております。その公共性を鑑みると、電波利用料体系の見直しは、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきで、電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。
(株)静岡第一テレビ	放送事業者	電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。
札幌テレビ放送(株)	放送事業者	電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。
北日本放送(株)	放送事業者	電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、電波利用料の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきでない

提出者	分類	提出された意見
南海放送(株)	放送事業者	電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。 キー局等都市部の放送局と比較して規模や安定性で劣るローカル放送局にとって、電波利用料の短期間での変更や増額は経営の根幹に関わる重大な問題と認識しており、今回の議論の結果、短期間での制度変更、料額の変更とならないよう要望します。
(株)宮城テレビ放送	放送事業者	なお、電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。
(株)鹿児島讀賣テレビ	放送事業者	電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきでないと考えます。
讀賣テレビ放送(株)	放送事業者	電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要最低限のものに留めるべきであり、電波利用料の使途は厳格に精査し、歳出と歳入が抑制的な方向で一致するよう、要望します。
(株)山梨放送	放送事業者	電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきと考えます。総務省が示す「受益者である無線局免許人が公平に利用料を負担する」という電波利用料の趣旨についての考え方に賛成します。 また、電波利用料を技術開発の為に活用し、結果として空いた周波数を新たな使途のために利用することが国民全体の利益につながると考えます。
(株)長崎国際テレビ	放送事業者	電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、「電波の有効利用とは何か？」についての議論を先に行うべきと考えます。
スカパーJSAT(株)	放送事業者	受益者である無線局免許人が公平に利用料を負担するという制度であるがゆえに、その使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであると考えます。
日本放送協会	放送事業者	電波利用料を財源として、放送の普及発展に資する施策や研究開発を行うことは、有効かつ適切と考えます。また、将来の新しい放送の実用化には、新たな周波数帯の確保が必要であり、これらの周波数帯の確保に係る経費を電波利用料から負担することは適切と考えます。
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	電波利用料の歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。行政は引き続き、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう、強く要望します。
札幌テレビ放送(株)	放送事業者	電波利用料の歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。行政は引き続き、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう、強く要望します。
(株)長崎国際テレビ	放送事業者	電波利用料の歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。行政は引き続き、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、免許人の負担をできる限り軽減するよう強く要望します。
山口放送(株)	放送事業者	電波利用料の歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。行政は引き続き、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、放送局側の負担をできる限り軽減するよう、強く要望します。
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業者	電波利用料の歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。行政は引き続き、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担を出来る限り軽減するようお願いいたします。
(株)愛媛朝日テレビ	放送事業者	また、電波利用料の歳入、歳出の規模は抑制的にすべきで、歳入と歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。行政は引き続き、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担を出来る限り軽減するよう、強く、望みます。
朝日放送(株)	放送事業者	●電波利用料の歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。行政は引き続き、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう、強く要望します。
静岡エフエム放送(株)	放送事業者	電波利用料の歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。行政は引き続き、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう、強く要望します。

提出者	分類	提出された意見
(株) テレビ信 州	放送事業者	●電波利用料の歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。行政は引き続き、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう、強く要望します。 ●電波利用料制度は、1993年の制度導入以来、総務省と、放送事業者や通信事業者など関係事業者との長い議論と各種調整の上に築き上げられてきた制度です。電波利用料の議論は、この25年の議論に立脚したものであるべき、と考えます。
東海テレビ放 送(株)	放送事業者	電波利用料の歳入、歳出の規模は抑制的にすべきです。歳入、歳出それぞれの総額は同額となるよう予算立てすべきと考えます。無線局免許人の負担をできる限り軽減いただきますよう要望します。
(株) 熊本県民 テレビ	放送事業者	電波利用料の歳出、歳入の規模は抑制的にすべきであり、歳出、歳入それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。
(株) テレビ朝 日	放送事業者	・電波利用料の歳入、歳出の規模は抑制した上で、それぞれの総額が一致するように設計すべきです。行政は引き続き、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう要望します。
石川テレビ放 送(株)	放送事業者	電波利用料の歳入と歳出は一致させるべきで、総額抑制にも努めていただきたいと考えます。電波利用関係の各事業の効率化や必要性の検証を徹底して行い、無線局の負担を少しでも軽減するよう求めます。
読賣テレビ放 送(株)	放送事業者	電波利用料の用途については、電波の有効利用のために必要最低限のものに留めるべきであり、電波利用料の用途は厳格に精査し、歳出と歳入が抑制的な方向で一致するよう、要望します。【再掲】
名古屋テレビ 放送(株)	放送事業者	電波利用料制度の共益費用としての位置付けを勘案すれば、歳入予算額と歳出予算額は一致させると共に、歳入、歳出規模共に抑制的にし、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底すべきと考えます。
(株) テレビ東 京	放送事業者	「電波政策2020懇談会」報告書（平成28年7月）で提言された通り、電波利用料の各年度の歳入と歳出の関係を一致させると共に、電波利用共益事務の内容については適合性の担保、効率化や必要性の検証を徹底することによって歳入・歳出規模を出来る限り縮小し、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。
(株) フジテレ ビジョン	放送事業者	電波利用料の総額については、平成5年の制度開始以降、歳入額が10倍以上に拡大しています。やみくもな歳出規模の拡大を前提とせず、総額抑制に努めていただきたいと考えます。平成28年度の電波利用料の歳入では、携帯電話事業者の負担額約450億円のうち約6割の約260億円が端末にかかる負担額であり、ユーザーに負担を求めざるを得ないしくみになっています。総額が減れば、こうしたユーザー負担の軽減にもつながり、国民の利益にも合致します。電波利用料の歳入・歳出決算の推移グラフから収支差累積額が400億円程度に上ると推測されますが、歳入と歳出は一致させるべきです。やむを得ず収支差額が生じた場合は、次年度の規模抑制のために活用できるよう制度の見直しの検討を求めます。
(株) テレビ静 岡	放送事業者	電波利用料は、電波利用共益事務の範疇とし、歳入と歳出を一致させ、歳出規模の抑制に努めるべきと考えます。
(株) TBSテレ ビ	放送事業者	しかしながら、今回の議論では、電波の経済的価値のより一層の反映を謳い、予算規模や用途を拡大していく方針を示しているように見受けられます。電波利用料の歳入・歳出の規模は抑制的にすべきで、これを財源とした施策は、電波利用共益事務の範囲内でおこない、むやみに拡大すべきではありません。昨今の電波利用料予算の歳出状況を踏まえ、無線局免許人の負担をできる限り軽減し、抑制的に進めるべきものと考えます。
RKB毎日放 送(株)	放送事業者	電波利用料を財源とした施策は、電波利用共益事務の範囲内でおこなうべきと考えます。 電波利用料の歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう要望します。
(株) CBCテレ ビ	放送事業者	電波利用共益事務費用を無線局免許人が電波利用料として負担する現行制度の枠組みは適切ですが、共益事務の範囲の拡大は慎重に判断し歳出規模の総額は抑制的であるべきと考えます。 ローカルのテレビ局の経営にとって固定的に支出する電波利用料の負担感は大きいため、増額とならないよう要望します。
(一社) 日本民 間放送連盟	放送事業者	●上記を前提としたうえで、余剰金が発生した場合は次年度以降の電波利用共益事務経費に充当できる基金のような制度の創設を検討することも考えられます。
(株) 愛媛朝日 テレビ	放送事業者	上記を前提とした上で、余剰金が発生した場合は次年度の電波利用共益事務経費に充当できる基金のような制度の創設を検討することも考えられるところです。
朝日放送(株)	放送事業者	●上記を前提としたうえで、余剰金が発生した場合は次年度以降の電波利用共益事務経費に充当できる基金のような制度の創設を検討することも考えられます。
(株) テレビ東 京	放送事業者	併せて、余剰金が発生した場合は次年度以降の電波利用共益事務経費に充当できるよう制度の見直しを行うべきと考えます。

提出者	分類	提出された意見
(株) テレビ朝日	放送事業者	また余剰金が発生した場合は次年度以降の電波利用共益事務経費に充当できる制度も検討すべきと考えます。
(株) エフエムラジオ新潟	放送事業者	上記を前提とした上で、余剰金が発生した場合は、次年度以降の電波利用共益事務経費に充当できる基金のような制度の創設を検討いただければと思います。
東海テレビ放送(株)	放送事業者	また、余剰金が発生する場合、次年度へ繰り越せる体制を整えていただくよう要望します。
中日本マルチメディア放送(株)	放送事業者	新たな地域メディアとして創設されたV-Lowマルチメディア放送は放送波を活用した防災情報システム「V-ALERT」の導入を推進しています。兵庫県加古川市は総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化実証事業」に取組み、避難所の迅速な解錠や非常灯の点灯、サイネージの起動など「V-ALERTの高度利用」を実証しました。福島県喜多方市でも「V-ALERT」導入が進められていると聞いております。 しかしながら、住民の安心安全等に自治体が「V-ALERT」を活用するためには、そのエリアをカバーする中継局が存在することが必要であります。一方事業性の観点からハード事業者が自治体の要請通りに置局することが簡単ではありません。 自然災害による被害を受けやすい自治体は社会インフラが十分に整備されている人口集中地よりも、過疎や高齢化の進む地方に多く、過疎債や合併債、緊急防災減災事業債などを使って自治体自ら送信所を建設、「公設民営」としてハード事業者が無償で貸し出すことを構想する自治体は多いものの適用要件などの面で苦慮しているので実態のようです。 これら地域の市町村が単体あるいは広域連合による共同事業として、中継所やギャップフィラーを建設するのに活用し易い財政支援措置を創設し地域の諸課題解決に電波を有効利用することを促進頂きたくお願い致します。
九州・沖縄マルチメディア放送(株)	放送事業者	新たな地域メディアとしてスタートした「V-Lowマルチメディア放送」は、放送波を活用した防災情報システム「V-ALERT」の導入を推進しています。その中で、兵庫県加古川市は総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化実証事業」に取組み、避難所の迅速な解錠や非常灯の点灯、サイネージの起動など「V-ALERTの高度利用」を実証しました。 但し、自治体が住民の安心安全のために「V-ALERT」の導入を図るには、その自治体エリアをカバーする中継局が存在することが必要です。しかも災害被害を受けやすい自治体は、社会インフラが整備されている人口集中地よりも、過疎や高齢化の進む地方に多く存在します。しかしながら事業性の観点から、所謂ハード事業者が自治体の要請通りに置局することは簡単には出来ません。 自治体自ら送信所を建設し、「公設民営」としてハード事業者が無償で貸し出すことを構想する自治体は多いと思いますが、適用要件などの面で苦慮しているのが実態のようです。 これらの市町村が単体あるいは広域連合による共同事業として、中継局やギャップフィラーを建設するのに活用し易い財政支援措置を創設し、地域の諸課題解決に電波を有効利用することを促進頂きたくお願い致します。 併せて、地域の防災情報システムの一端を担う形で電波利用を行っている「V-Lowマルチメディア放送」に対しても、放送設備などに対する財政支援措置の構築を要望致します。
大阪マルチメディア放送(株)	放送事業者	新たな地域メディア「移動受信用地上基幹放送」として創設されたV-Lowマルチメディア放送を活用した防災情報システム「V-ALERT」の導入検討を進める自治体が全国に拡がりつつあります。兵庫県加古川市では、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化実証事業」において、同放送を利用しての、避難所の迅速な解錠や非常誘導灯の点灯、サイネージの起動などが実証されました。住民の安心安全等に自治体がV-Lowマルチメディア放送を活用するためには、近傍に同放送の中継局が存在することが必要ですが、事業性の観点からは、所謂ハード事業者が自治体の要請通りに置局することが難しい場合が多く存在します。集中豪雨、豪雪、台風、津波、竜巻など自然災害による被害を受けやすい自治体は社会インフラが十分に整備されている人口集中地よりも、過疎や高齢化の進む地方に多く存在します。過疎債や合併債、緊急防災減災事業債などを使って自治体自ら送信所を建設、「公設民営」としてハード事業者が無償で貸し出すことを構想する自治体は多いものの、適用要件などの面で苦慮しているのが実態です。これら地域の市町村が、単体あるいは広域連合による共同事業として、中継所やギャップフィラーを建設するのに活用し易い財政支援措置を創設し、地域の諸課題解決に電波を有効利用することを促進頂きたくお願い致します。
個人 2	個人	アナログからデジタルへの転換を終えて、電波利用料の役割を終えた。廃止する。電波利用料は②、③に記したように一本化していい。仮に不正監視のようなコストが必要であれば総務省予算に計上すればいい。
(株) 静岡第一テレビ	放送事業者	電波利用料制度は、「少なくとも3年に一度の見直し」がなされる制度で、現在の制度は、2017年度より適用されています。電波利用料については安定した経営のため、これまでの通り「3年ごとという原則を維持」すべきと考えます。今回の議論の結果、短期間での制度変更、料額の変更とならないよう改めて要望します。 電波利用料制度は、1993年の制度導入以来、総務省と、放送事業者や通信事業者との長い議論と各種調整の上に築き上げられてきた制度です。この25年の議論を無駄にすべきではないと考えます。電波利用料制度の「趣旨」と、これまで積み上げてきた議論という2つの観点から議論がなされるべきであると考えます。
北海道文化放送(株)	放送事業者	広大な放送区域を抱える北海道の地上基幹放送事業者である当社は、157局の非常に多くの放送用無線中継局を運用し、放送ネットワーク維持にかかる負担や電波利用料の負担も多額で重いため、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性が、その事業継続に与える影響は極めて重大です。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。

提出者	分類	提出された意見
(株)ＴＢＳラジオ	放送事業者	・地上ラジオ放送の電波利用料は電波利用料額改定で増額してきた経緯があります。一方で、ＡＭ放送で使用されている中波帯域は放送以外の利用も含め需要は低いものと考えられ、経済原則の観点からも利用料につきましては可能な限り負担の軽減措置を要望いたします。
(株)岩手めんこいテレビ	放送事業者	◆電波利用料の使途については、「電波利用共益事務」の範疇を超えないことが前提と思います。

5. その他

意見主	分類	提出された意見
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	(1) 周波数割当て幅について ・ モバイルデータトラフィックの継続的な増加傾向と5Gでの利用シーンの拡大を踏まえると、2030年代に向けた新たな周波数割当て目標の設定が必要と考える※1。 ・ ITU-Rでは、WRC-19に向けてIMT追加周波数割当てのための検討を行っており、その中で、様々な手法により将来需要の検討も行われている※2。 ・ 周波数需要は、国によって事情が異なるため、一概には言えないが、仮に、5Gの目標性能である20Gbpsを達成するためには、少なくとも1事業者あたり1～2GHz幅が必要となる※3。 ・ 5G時代には周波数共用が前提とすると、事業者は、共用条件(離隔距離の確保等)を踏まえて、5Gサービスエリアを複数の周波数帯でカバーする方向性になっていくと考えられる。 ・ 我が国全体では、1～2GHz×N※4が必要となるのではないかと。 ※1 現行の周波数割当て目標値は、無線LANも含めて合計2.7GHz幅(出典：平成27年度版情報通信白書、電波政策2020懇談会最終報告書) ※2 Document 5-1/36-E Attachment1では、様々な手法により予測が行われ、数GHz～数十GHz幅が必要とされている。 ※3 20Gbps達成には、4×4MIMOで1.6GHz幅、8×8MIMOで800MHz幅が必要 ※4 N=周波数バンド数 and/or 事業者数
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	(2) 今後の周波数割当てにおいて考慮すべき事項 ・ 装置調達、サービス機能拡張、保守運用の容易性、利用者の利便性等を踏まえると、我が国においてグローバルバンドを適切に運用できるように環境整備をすることが極めて重要である。 ・ 例えば、以下の割当てに向けた検討を加速する必要がある。 ・ 5Gは、ミリ波等の高い周波数帯とSub6GHzの双方を有効に活用できるシステムであり、5Gの本格導入に向けて、国内で現状利用されていない3GPPのグローバルバンドの割当てに加え、WRC-19検討結果を踏まえた新たなバンドの早期割当てが必要
地域BWA推進協議会	その他	地域BWA推進協議会で普及促進を進める「地域BWA」は、平成24年度(2014年度)の制度整備による高度化によりAXGPやWiMAX R2.1といったTD-LTE互換方式が利用可能となった以降、ケーブルテレビ事業者を中心として、急速に普及が進んでおります。初期のWiMAX方式と比べて「SIMフリーなど利用できる端末が豊富」「世界標準のLTEで機器が扱いやすい」「コア事業者により参入が容易」等が背景にあり、今年から来年にかけて引き続き増加が見込まれております。 また、地域BWAの更なる高度化にも取り組んでおり、2017年にはLPWAサービス向けのeMTC規格、2018年にはカバレッジを拡張するHPUEの導入が見込まれると共に、今後も継続して高度化に関わることで地域BWAの市場成長が図れるものと期待しております。 一方で、地域BWAの利活用をまとめた事例集を定期的に発行し、APPLIC等と連携して自治体等への訴求にも努めておりますが、徐々に自治体から直接の問合せも増えてきております。その中には、ケーブルテレビ事業者のない地域もあり、自治体自らが免許人となるケースや地域ISPを紹介するケースまで、事業参入について幅広く支援活動をしております。 また最近では、自営LTEの制度化や海外で普及が進むプライベートLTE、PS-LTE等の話題が活発化しておりますが、免許制度としては異なるものの、利用シーンとしては重なる点もあり、そうした需要の取り込みやサービスの連携等にも期待をしております。 私ども地域BWA推進協議会では、以上のように今後ますます地域利用の増加が見込まれる地域BWAサービスの拡大に向けて、引き続き、普及促進活動に努めてまいります。
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	・ また、あわせて本格的な5Gの導入前に、BWAに係る規制・制度の在り方を検討すべきです。具体的には、現行BWAにおいて「音声利用への拡大」及び「全国BWAにおける資本規制の緩和」を行うことにより、より一層の電波の有効活用を図るべきと考えます。
東京ケーブルネットワーク(株)	放送事業者	現状、地域BWA事業者間のローミング及び地域BWA事業者が全国事業者の帯域を利用するローミングは認められていますが、全国事業者が地域BWA事業者の帯域を利用するローミングは認められていません。公共の福祉に供すべき公共サービスの品質向上とサービス提供ドメインの拡張及び収益拡大による地域BWA事業継続力向上の観点から、自治体等への公共サービスに支障とならない場合には、全国事業者等のトラフィックを地域BWA事業者が受け入れるローミングを認め、相互ローミングを可能とすべきであると考えます。

意見主	分類	提出された意見
(一社)日本 ケーブルテレ ビ連盟	放送事業者	地域BWAは、地方創生、防災減災、高齢者や学童の安心安全、地域医療・福祉、教育などの観点からも維持すべきと考えております。 ケーブルテレビ業界では、既存地域BWA免許を保有する事業者のうち高度化システムの導入を推進する事業者や、新たに高度化システムの基地局免許を取得して参入する事業者が着々と増加しており、エリアのカバレッジや整備基地局数の拡大が進展しております。また、インターネット接続サービスに留まらず、地域ニーズ等に対応した多様なアプリケーション・サービスが提供されつつあり、今後とも業界としてより一層の利用促進に向けて取り組んでいく所存です。 このように、地域BWAは「デジタル・ディバイドの解消及び地域の公共サービスの向上等当該地域の公共の福祉の増進に寄与すること」との当初の制度趣旨に則り、着実にその役目を果たしてきています。これに伴い、従来のデータ通信に特化したサービスから「音声サービス」を含む総合的な通信基盤としてのニーズが高まっており、5Gとの連携を見据え、今後も顕在化していくトレンドと考えます。そのため、音声機能の提供に係る技術的検証を行うとともに、必要な制度的措置について検討すべきと考えます。
(一社)日本 ケーブルテレ ビ連盟	放送事業者	地域BWA及び5Gなど、今後地域事業者が自前の無線インフラを整備し、音声サービス及びデータ通信サービスを提供するにあたって、利用者の利便性向上の観点からは、当該地域事業者のエリア外においてもシームレスなサービス提供が必要です。 エリア外でのカバレッジを担保するためには全国事業者とのローミングが必要となります。そのため、地域事業者が全国携帯事業者へのローミングを依頼した際に、価格面・技術面において、スムーズに実現できるような制度的手当について検討すべきと考えます。
(一社)日本 ケーブルテレ ビ連盟	放送事業者	地域WiMAXが全国的な普及に苦戦した大きな阻害要因として、端末の流動化が不十分だった点が挙げられます。具体的には、国際標準や全国サービス等との互換性がない端末に限定され、少ない端末種別で価格も高止まりしていました。地域BWAでは、国際協調バンド・方式である2.5GHz帯TD-LTE方式が採用されたことで、ユーザが選択できる対応端末が増え、サービスの普及が加速しています。このように、通信サービスの普及にあたって、端末の対応が極めて重要です。こうした実態に鑑み、規模の経済性を確保するとともに、利用者の利便性を高めるため、全国事業者の端末についてそのまま地域事業者が使用可能となるよう技術基準等含めた制度的手当が必要と考えます。
① (株)愛媛 CATV ② (株)ZTV ③ (株)ちゅピ COMふれあい ④ 阪神ケーブル リンク(株) ⑤ BAN-BANネット ワークス(株) ⑥ 姫路ケーブル テレビ(株) ⑦ (株)ペイコ コミュニケーションズ	電気通信事業者	タイトル：地域BWAの普及促進にあたっての意見 既存免許制度についても電波の有効利用を促進したく意見します。地域の公共サービスの向上やデジタル・ディバイドの解消等、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とした地域BWAについては、現在、各地で続々と免許が取得されていますが、今後、更に有効利用が進むよう意見いたします。 ① 自治体への認知度の向上 既にいろいろとご支援を頂いておりますが、まだ認知度が低い状況です。先行事例も増えつつありますので、その紹介等で引き続き認知度向上のご支援を希望します。 ② 初期費の支援について 人口密度が低い地域でも活用を促進させるためには、初期費の支援が必要だと思われます。総務省の補助事業「地域のICT 基盤整備」の対象にすることや、情報伝達手段を多層化するものとして「防災行政無線整備」の補助対象にすることを希望します。 ③ IoT端末の地域BWA周波数帯域への対応 IoT端末について、全国キャリアの周波数帯域だけでなく、地域BWA周波数帯域も対応されるようご支援を希望します。
(株)NTTドコモ	電気通信事業者	・ 安全運転支援や自動走行に向けたV2X通信用周波数として世界的に検討が行われている5.9GHz帯を考慮したグローバルハーモナイズが必要（周波数移行のための費用は電波利用料で補うことを検討すべき） （３）周波数共用時代に適した電波監理手法の確立 ・ 複数の業務で周波数を共用している状態でも十分な品質を確保できるような技術開発の導入に加え、混信防止を実現する適切な電波監理手法の早期実現が必要。
クアルコム ジャパン(株)	メーカー	周波数アクションプランの重点的な取り組みとして、5.8 GHz帯を対象にITS高度化があげられております。これは現在の周波数割り当ての中で検討していくものとしては非常に重要であり、着実に取り組みを進める必要があると考えます。しかしながら、5.8 GHzはETCやITS Spotが運用されており、それらのシステムとの共用を考慮すると、限られた周波数しかITS高度化に対応できないことが想定されます。一方、ITS高度化については3GPPや5GAA、NGNM、C-ITSなど国際的にも様々な議論が活発に行われており、新しいユースケースが出てくることが期待されています。それに伴い、必要な周波数帯域も広がることが予想されます。日本以外の主要地域では5.9 GHzがITS用に割り当てられておりますが、それらの帯域幅と比べると日本では十分な帯域が確保されているとは言えません。今後成長が期待されるコネクティッドカー関連の産業が、十分な周波数がないために発展が阻害されることは避けなければなりません。周波数の国際協調、および産業の国際競争力確保の観点から5.9 GHzをITS帯域に再編する検討を早期に開始することを希望いたします。
在日米商工 会議所	その他	電波は有限な国民共有の財産であり、各周波数の効果的な利用がなされているかどうかについて、政府は国民に対して広く説明するという責任を果たすべきであると考えます。このような観点から、公共周波数については、利用する行政機関及びその用途が公表されることを要望します。

意見主	分類	提出された意見
在日米国商工会議所	その他	総務省電波有効利用成長戦略懇談会では、公共用周波数の利用についてヒアリングが行われたとのことですが、政府として電波という国民共有の財産の有効活用について説明責任を果たすという観点から、ヒアリング結果についてはできる限り公にする必要があるものと考えます。
在日米国商工会議所	その他	電波法第25条第1項は、情報公開の適用除外を省令において定めることとしていますが、どのような無線局を情報公開の例外にするかについて、その要件を追記するとともに総務省施行令第11条の2については、当該要件に該当するかどうか厳正に判断のうえ規定するべきであると考えます。
日本電気(株)	メーカー	■ 自営用LTEの推進 公共分野や地域向けでも円滑なデータ通信の必要性が高まる中、周波数を効率的に利用できるようなLTE方式を利用した自営の無線システムを導入することが適当だと考えます。 この方式を使用すれば災害発生時の現場画像送付による的確な状況判断や、設備監視といった用途も実現可能です。 加えて通信秘匿性も担保されることから、官官・官民などの共同利用も可能となるため、このような共同利用可能な自営用LTEシステムの導入推進を要望します。 また、このシステムが、将来的にはグローバルへのインフラ輸出につながることを期待します。
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	・ 電波を安全かつ有効的に活用するためには、利用システム間の干渉・混信を抑止するためのルール作りが重要ですが、他免許人に干渉・混信を及ぼす恐れのない個別免許人に広域に割当てられた周波数利用については制限を緩和し、より柔軟な運用を認めるべきと考えます。 例) 気球無線局・移動基地局車の申請制、等
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	・ IoT、5G等により携帯電話システムの基地局及び陸上移動局が、膨大な数へと膨れ上がることが想定される中、包括免許の在り方についても、技術の進展及び利用形態の多様化等にあった規制緩和が必要だと考えます。 ① 今後、携帯電話システムにおいては、通信規格の増加のみならず、無線局を変えずに通信規格を切り替えるような使い方が想定され、規格の組み合わせ等に応じて包括免許を付与する今の法制度は、手続きが煩瑣になり、実態に合わないものになっていくことが考えられます。したがって、より効率的な免許管理という観点も含め、陸上移動局の包括免許を一本化すべきと考えます。 ② 陸上移動局の包括免許では、収容可能数と最大運用数が求められていますが、昨年5月に携帯電話のNB-IoT及びeMTCにおいては収容可能数が廃止されました。本制度は、IoT時代(利用形態が多様化し台数で一律で表せない)にあったものと考えていますが、今後の動向を考慮すると、さらに最大運用数についても同様に廃止し、かつ、NB-IoT及びeMTCだけでなく、携帯電話全てについて、収容可能数及び最大運用数の記載を不要とすべきと考えます。 ③ 携帯電話における今後の周波数利用においては周波数共用が今後多くなることが見込まれます。免許手続きの簡素化の方策として、共用帯域についても包括免許化ができるよう要望します。 例えば、3.5GHz帯の基地局の免許申請において、現在検討されている第三者機関による共用調整のスキームの活用を検討、もしくは免許人間において、混信防止等の事前調整が不要なエリアとして合意した場合は、包括免許の適用を認める等の規制緩和をすべきと考えます。 なお、制度整備にあたっては、すでに検討を開始されている共用調整スキームとリンクするよう、遅くとも2018年度中には議論を開始すべきと考えます。
ソフトバンク(株)	電気通信事業者	・ 周波数有効活用の観点から、2.6GHz帯のN-STARを早期に携帯向けに割当てをすべきと考えます。 ・ 2.6GHz帯の周波数のうち衛星携帯電話サービスとして割当てられている帯域は国際標準バンドの3GPP Band41であることから、これらの周波数帯は時機を逸することなく携帯電話向けに拡大すべきです。 ・ 同帯域は、3GPPの国際標準バンドとして国際的に広く携帯電話で利用されており、携帯電話用の帯域としての利用価値が高いこと ・ 2.5GHz帯の広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)では、100MHz幅で5,000万以上のユーザ(2017年9月時点)に有効利用されている一方で、衛星携帯電話サービスは、60MHz幅にガードバンド25MHz幅を加え合計85MHz幅での利用が2014年度で約4万ユーザーに留まっており、有効利用の促進に課題があること ・ 本同周波数帯における以上のような状況を踏まえると、既存無線システムの使用状況に応じ、早期に携帯電話向けに割当てを進めるべきです。

意見主	分類	提出された意見
スカパー JSAT(株)	放送事業者	宇宙産業においては、小型衛星・光通信等の人工衛星に関する技術革新、ビッグデータ・AIの活用による衛星観測データの利用が進んでおり、我が国においても宇宙産業の市場規模拡大が期待されております。斯かる環境においては、人工衛星毎に地球局を開設するよりも、複数機関で共用の方がコスト的にも優れ、他国（特に極地方に位置する国）では、地球局を共同利用させることがビジネスとして実際に成立しております。一方、我が国においては、以下に述べる免許制度上の制約により、前述の共同利用等ができず、国際的な競争上も不利になっております。したがって、衛星データへのアクセス改善により、宇宙利用の裾野を拡大し、宇宙産業を発展させるため、宇宙運用業務や地球探査衛星業務用の地球局を共同利用できるようにするための方策等について検討すべきと考えます。 1. 周波数割当計画の見直し 人工衛星の管制や地球観測データの送受に利用可能な周波数帯は“一般業務”、“公共業務”の利用に限定されているため、我が国の現行法制下では、人工衛星局と地球局の免許人が一致していなければならないと、また、地球局を他人の通信を媒介することに使うことができません。したがって、当該周波数帯を“電気通信業務”用無線局に割当可能にするといった方策について検討いただきたく、お願い致します。 2. 受信局の保護 電波法第2条によると受信のみを目的とするものは無線局に含まれず、これらを干渉から保護するには電波法第56条に基づき総務大臣による指定を受けなければなりません。それには電波法施行規則に規定される条件（公共の福祉のために必要な業務を行うもの、等）を満たす必要が生じるため、衛星観測データ等を受信する無線設備を干渉から保護することができません。したがって、宇宙無線通信の受信設備については、登録することにより干渉からの保護を受けられるようにするといった方策について検討いただきたく、お願い致します。 3. 他事業者との調整スキームの確立 宇宙運用業務や地球探査衛星業務に分配されている周波数帯では公共業務用無線局も運用されており、国内における事業者間調整が必要になるものと理解しておりますが、これら周波数帯の民間による有効活用のため、調整を促進するための施策が必要と考えます。具体的には、国際的な手続きを経ている外国衛星網にアクセスする地球局の扱いの明確化、周波数共用基準の策定、事業者間調整のための機能の構築等についてご検討をお願い致します。
(株)テレ・ポーズ	メーカー	弊社が製造した携帯電話等抑止装置は、全国のコンサートホールをはじめ、ATM（振込め詐欺対策）や運転免許試験場（不正受験対策）、オークション会場（不正対策）等で導入されており、静謐の確保、犯罪防止、不正対策に役立てられているところです。 携帯電話等抑止装置が実験試験局として認可されてから、まもなく20年が経過しようとしているところですが、抑止の効果、他システムへの影響等について既に十分な知見が得られており、なおかつ、携帯電話等抑止装置の社会的必要性も十分認められることから、携帯電話等抑止装置の実用局化に向けてご検討いただくことを要望します。
クアルコム ジャパン(株)	メーカー	3GPPでは、5G NRを免許帯域だけでなく、免許不要帯域や共用周波数帯でも運用が出来るよう仕様開発が行われております。日本では免許帯域用の周波数帯が特定され、技術的条件の策定が進められているところですが、さまざまなユースケースに柔軟に対応できる5Gの技術を有効に活用するため、将来的には免許不要帯域や共用周波数帯への適用、さらには免許帯域と免許不要帯域の同時運用も検討していくべきと考えます。
在日米商工 会議所	その他	グローバル化が進む中、周波数の国際調和はこれまで以上に重要な観点となっています。無線局の免許の申請審査や免許の更新に際しては、各周波数の利用について国際調和への影響を加味して判断がなされるべきであると考えます。

意見主	分類	提出された意見
ローバンド拡大促進協会	その他	国際慣行から逸脱している我が国のアマチュア業務に割り当てられている周波数帯の電波（1.8MHz帯及び3.5MHz帯並びに3.8MHz帯の周波数の電波に限る）の有効利用のため割り当ての拡大についての検討をお願いしたい。 1 1.8MHz帯の周波数の電波について 【現状】 1.8MHz帯の周波数の電波は条約（憲章）及び無線通信規則（RR）に基づき、電波法令により無線標識局（ロランA）、無線標定移動局（漁業用ラジオ・ブイ）、アマチュア局で共用し使うよう割り当てられています。ロランAは1997年に廃止されましたが、指定周波数の1800kHzと1850kHzは現在に至るも新たな割当はありません。また漁業用ラジオ・ブイは1800kHz～1860kHzにおける無線局免許数はわずか2局（資料1）に過ぎませんし、運用されているのかどうかも不明です。それに比しこの周波数帯（1.810kHzから1.825kHzまでのわずか15kHzと1.907.5kHzから1.912.5kHzまでのわずか5kHzの帯域）で免許を受けている日本のアマチュア局は95,000局を超えていることから（資料2）いわゆる過密状態であると共に国際慣行から外れた周波数の割当となっていることで外国のアマチュア局と通信を行う場合に支障を来しています。（資料3） 1.8MHz帯の周波数の電波は全世界的にアマチュア局用として割り当てられ使われているにも関わらず、我が国では20数年以上も空き周波数になっていることは周波数の有効利用となっていないのではと考えます。 【検討して頂きたい事項】 この周波数帯域、具体的には1800kHz～1860kHz までの周波数の電波を連続してアマチュア業務に使うことが出来るよう検討して頂きたい。 2 3.5MHz帯及び3.8MHz帯の周波数の電波について この周波数帯の電波は自衛隊、海上保安庁、その他各種公用局、海岸局、船舶局、アマチュア無線局に割り当てられています。この周波数帯の電波の伝わり方は昼夜の時間や季節によって大きく変化するため甚だ不安定であることやソールス通信（電波の型式はA1A）が主流であることなどから、アマチュア局以外の無線局はVHF帯での通信やインマルサットなどの衛星通信に次々に移行し、現在はあまり使われなくなっているようです。資料4私達会員が行った調査結果です。 この周波数帯の電波を割り当てられていた海上保安庁、警察庁、気象庁、航空局、地方自治体等の公用局、NHK、NTT、航空会社、電源開発会社等が続々と免許を返上したことで生じていた空き周波数の電波を、総務省は2008年にアマチュア業務用として割り当てを拡大することを決定しました（資料5）。これはアマチュア無線界にとって大変な朗報だったのですが、拡大された周波数の電波が「飛び飛びの虫食い状態になって割り当てられている」とともに、それぞれの周波数の電波の帯域が狭く、運用の際には周波数を逸脱してしまう（電波法令違反になる）のではないかと細心の注意を払う必要があること。又、1.8MHz帯と同様に外国のアマチュア局と通信を行う場合支障を来す等甚だ使い勝手が悪い状態です（資料3）。この周波数帯の電波が飛び飛びながらも拡大されてから既に10年が経過しました。衛星通信技術の進歩等から2008年以降もこの周波数帯での運用を停止、又は廃止している公共局があるものと思われます。（自衛隊、警察庁、海上保安庁、航空局など公用無線局の周波数情報は非公開のため裏付資料は入手不可でした） これらのことから3.5MHz帯及び3.8MHz帯の周波数の電波は1.8MHz帯の周波数の電波と同様に有効利用になっていないものと思われます。 【検討して頂きたい事項】 この周波数帯におけるアマチュア業務の「飛び飛びの虫食い状態で割り当てられている周波数の解消」及びアマチュア局用周波数帯の拡大についての検討をお願いしたい。その際、全世界的にはアマチュア無線専用周波数となっている3.5MHz帯～3.8MHz帯に数多く存在する自衛隊の周波数をアマチュア無線との共用にすることの検討をお願いしたい。
(一社)日本民間放送連盟	放送事業者	● 電波は有限希少な国民共有の財産であり、その有効利用方策を「国民の利益」に照らして検討すべきであることは論を俟ちません。IoT、ワイヤレス給電などの革新的な製品・サービスの実現と、放送や携帯電話、公共無線といった重要な社会インフラの維持・向上の両立こそが、電波の有効利用によって「国民の利益」を拡大する最善の方策です。 ● 今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や社会的課題の解決といった視座から、多様な無線システムの社会的意義を踏まえたバランスのとれた議論をお願いします。 ● 社会インフラの一翼を担う基幹放送は、電波を利用して24時間・365日、途切れることなく番組や情報を送り届けています。国民・視聴者の知る権利に応え、健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時にはライフラインとして国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担っています。地域社会に存立基盤を持つローカル局は、映像・音声による地域情報発信の担い手として、「地方創生」に貢献すべく活動しています。 ● 基幹放送やローカル局が今後も公共的役割を十全に果たすうえでの電波制度のあり方という観点で、以下の意見を述べます。電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。

意見主	分類	提出された意見
日本テレビ放送網(株)	放送事業者	電波は国民が共有している貴重で希少な資産であることは言うまでもなく、電波を有効利用することは国民全体の利益に資することであり、また様々な技術革新によって電波をより一層有効利用し、さらに豊かで安全な国民生活に寄与することは放送事業者にとっての使命でもあると考えます。 我々放送事業者は、地域免許制度のもとで割り当てられた周波数を使い、それぞれの地域に根差し、多様で豊かな放送番組を放送エリアのすみずみまで広くあまねく届けています。また放送は、非常災害時に国民の生命・財産・安全を守るライフラインとして、極めて重要な公共的役割を果たしています。 一方、内閣府の規制改革推進会議等での議論では、「電波の経済的価値」が盛んに強調されていましたが、経済的価値を過度に反映させることは電波の公共的役割を毀損しかねず、結果的に国民の不利益につながることを懸念されます。 規制改革推進会議での議論ではまた、放送事業者が放送用に割り当てられた電波を有効活用していないという指摘がありましたが、大規模な非常災害など緊急時に利用できるよう確保している帯域（例：災害現場などからの中継映像を伝送するFPUなど）がなくなれば、災害時に必要な情報を届けることが不可能となり、国民の生命・財産を守る上で、きわめて深刻な影響が出ることを予想されます。このように報道機関として非常に重要な情報インフラを担っている放送局の持つ公共的役割を脇に置いて、ただ「有効利用」の度合いのみを論じることは慎むべきと考えます。 仮に有効利用のために放送用帯域を縮減・返上させた場合、チャンネル移行（リバック）が必須となり、その際に混信による受信障害が発生するなど、国民・視聴者に加えて電波を利用している他の事業者にも、多大な負担を強いることとなります。視聴者保護の観点に加えて、ホワイトスペースを含めて実際にどのようなニーズ・用途があるのか、有効活用するにはきめ細かな対策が必要となると考えます。 また、放送用帯域のさらなる有効利用が可能という指摘の際に、イギリスの例を引き合いに出し、伝達する情報量が多いHD放送が主流の日本と、それよりも伝達情報量が少ないSD放送が主流のイギリスを比較していました。しかし、日本の場合は、放送事業者は、政府の「4K・8K推進のためのロードマップ」（2015年6月30日閣議決定）に従って、放送のさらなる高精細度化を進めており、画質を落としてでもさらに有効利用すべきという主張は、そうした国のこれまでの方針にも矛盾します。 一方、規制改革推進会議等での議論では、「放送」を「電波ではなく、ネット配信やケーブルテレビ網によって肩代わりさせれば、電波が空く」という主張も見受けられました。 しかし、電波を利用した「放送」の特長の1つは、ネット配信上で多くの利用者が殺到した時に起きる輻輳という問題がなく、受信者側から見れば、受信機さえあれば極めて低いコストで情報を安定的に入手できるシステムであるという点にあります。 放送事業者としては、放送に課せられた使命・責任をより一層果たし国民生活に寄与することこそが、電波の有効利用そのものだと考えます。今後の検討におかれましては、国民各層、専門家や、放送事業者等の関係事業者の意見を十分に聴取しつつ、精緻かつ冷静な議論が行われるよう要望します。
青森放送(株)	放送事業者	電波は国民が共有している貴重で希少な資産であることは言うまでもなく、電波を有効利用することは国民全体の利益に資することであり、また様々な技術革新によって電波をより一層有効利用し、さらに豊かで安全な国民生活に寄与することは放送事業者にとっての使命でもあると考えます。 我々放送事業者は、地域免許制度のもとで割り当てられた周波数を使い、それぞれの地域に根差し、多様で豊かな放送番組を放送エリアのすみずみまで広くあまねく届けています。また放送は、非常災害時に国民の生命・財産・安全を守るライフラインとして、極めて重要な公共的役割を果たしています。 一方、内閣府の規制改革推進会議等での議論では、「電波の経済的価値」が盛んに強調されていましたが、経済的価値を過度に反映させることは電波の公共的役割を毀損しかねず、結果的に国民の不利益につながることを懸念されます。 規制改革推進会議での議論ではまた、放送事業者が放送用に割り当てられた電波を有効活用していないという指摘がありましたが、大規模な非常災害など緊急時に利用できるよう確保している帯域（例：災害現場などからの中継映像を伝送するFPUなど）がなくなれば、災害時に必要な情報を届けることが不可能となり、国民の生命・財産を守る上で、きわめて深刻な影響が出ることを予想されます。このように報道機関として非常に重要な情報インフラを担っている放送局の持つ公共的役割を脇に置いて、ただ「有効利用」の度合いのみを論じることは慎むべきと考えます。 仮に有効利用のために放送用帯域を縮減・返上させた場合、チャンネル移行（リバック）が必須となり、その際に混信による受信障害が発生するなど、国民・視聴者に加えて電波を利用している他の事業者にも、多大な負担を強いることとなります。視聴者保護の観点に加えて、ホワイトスペースを含めて実際にどのようなニーズ・用途があるのか、有効活用するにはきめ細かな対策が必要となると考えます。 また、放送用帯域のさらなる有効利用が可能という指摘の際に、イギリスの例を引き合いに出し、伝達する情報量が多いHD放送が主流の日本と、それよりも伝達情報量が少ないSD放送が主流のイギリスを比較していました。しかし、日本の場合は、放送事業者は、政府の「4K・8K推進のためのロードマップ」（2015年6月30日閣議決定）に従って、放送のさらなる高精細度化を進めており、画質を落としてでもさらに有効利用すべきという主張は、そうした国のこれまでの方針にも矛盾します。 一方、規制改革推進会議等での議論では、「放送」を「電波ではなく、ネット配信やケーブルテレビ網によって肩代わりさせれば、電波が空く」という主張も見受けられました。 しかし、電波を利用した「放送」の特長の1つは、ネット配信上で多くの利用者が殺到した時に起きる輻輳という問題がなく、受信者側から見れば、受信機さえあれば極めて低いコストで情報を安定的に入手できるシステムであるという点にあります。 放送事業者としては、放送に課せられた使命・責任をより一層果たし国民生活に寄与することこそが、電波の有効利用そのものだと考えます。今後の検討におかれましては、国民各層、専門家や、放送事業者等の関係事業者の意見を十分に聴取しつつ、精緻かつ冷静な議論が行われるよう要望します。

意見主	分類	提出された意見
(株)テレビ岩手	放送事業者	電波は国民が共有している貴重で希少な資産であり、有効利用することは国民全体の利益に資することです。我々放送事業者は、非常災害時に国民の生命、財産、安全を守るライフラインとして極めて重要な公共的役割をはたしています。 内閣府の規制改革推進会議等の議論では、「放送」を「電波ではなく、ネット配信やケーブルテレビ網に肩代わりさせれば、電波が空く」という主張も見られました。しかし、電波を利用した「放送」の特長の一つは、ネット配信上で多くの利用者が殺到した時に起きる輻輳という問題がなく、受信者側から見れば、受信機さえあれば極めて低いコストで情報を安定的に入手できるシステムです。放送事業者としては、放送に課せられた使命・責任をより一層果たし国民生活に寄与することこそが、電波の有効利用そのものだと考えます。今後の検討においては、国民各層、専門家や、放送事業者等の関係事業者の意見を十分に聴取しつつ、精緻かつ冷静な議論が行われるよう要望します。
(株)福島中央テレビ	放送事業者	電波は国民共有の財産で限られた資源であるため、より有効活用すべきということについて異論はありません。規制改革推進会議では「放送用に割り当てられた電波を有効活用していない」という議論がありましたが、「地上波放送局」は地上デジタル放送実施にあたり、130MHzの帯域を返上したことから、放送の帯域は決して空きがある状況ではありません。利用されていないと誤解される「ホワイトスペース」についても現用チャンネルの干渉を防ぐために利用できないという物理的な理由があります。「地上波放送局」はエリア内がSFNでカバーできるというイメージがありますが、エリアを超えて飛び込む同じチャンネルの電波からの影響を低減することができない場合はMFNを採用している事例が多いのが現状です。 災害時に頼りになるSNSの力は認めますが、裏付けのない情報も多々見られるSNSに対し、「地上波放送局」は独自の情報網を持ち、内容を精査してより正確な情報を国民に伝える努力をしてきました。ネット配信やケーブル網で電波の肩代わりができるという意見もありますが、災害等には輻輳が避けられない通信に対して1対多の伝送で輻輳は無いという「地上波放送」に勝る媒体はありません。国民に有益な情報を伝えると共に災害時の情報伝達を含めてより公共的な役割を果たすことができる「地上波放送局」について、今一度その特性と必要性をご認識いただき、冷静で客観的な議論が行われることを要望いたします。
日本海テレビジョン放送(株)	放送事業者	電波は国民共有の貴重な財産であり、電波の有効利用によって、豊かで安全な国民生活に寄与することは放送事業者にとって使命でもあると考えます。我々放送事業者は、地域免許制度のもとで割り当てられた周波数を使い、それぞれの地域に根差し、多様で豊かな放送番組を放送エリアに届けています。また放送は、非常災害時に国民の生命・財産・安全を守るライフラインとして、極めて重要な公共的役割を果たしています。 一方、「電波の経済的価値」を過度に反映させることは、公共的役割を毀損しかねず、結果的に国民の不利益につながる恐れがあります。また、大規模な非常災害など緊急時に利用できるよう確保している帯域がなくなれば、災害時に必要な情報を届けることが不可能となり、国民の生命・財産を守る上で、きわめて深刻な影響が出ることが予想されます。このように報道機関として非常に重要な情報インフラを担っている放送局の持つ公共的役割を鑑みず、ただ「有効利用」の度合いのみを論じることは慎むべきと考えます。 放送事業者としては、放送に課せられた使命・責任をより一層果たし国民生活に寄与することこそが、電波の有効利用そのものだと考えます。今後、国民各層、専門家や、放送事業者等の関係事業者の意見を十分に聴取しつつ、精緻かつ冷静な議論が行われるよう要望します。
(株)テレビ金沢	放送事業者	電波を有効利用することにより、豊かで安全な国民生活に寄与することは、放送事業者にとっての使命だと考えます。さらに放送は、非常災害時に国民や県民の生命・財産・安全を守るライフラインとして、極めて重要な公共的役割を果たしています。このため、電波に経済的な価値を過度に反映させることは、電波の公共的役割を損なわせることにもなり、結果的に人々の不利益につながる懸念があります。報道機関として、重要な情報インフラを担っている放送局の公共的役割を脇に置いて、ただ「有効利用」の度合いのみを論じることは慎むべきだと考えます。 放送局としては、放送に課せられた使命、責任を果たしながら地域の人々の生活に寄与することこそが、電波の有効利用そのものではないかと考えます。これからの検討に関しては、多くの国民や専門家、放送関係事業者らの意見を十分に聴いて、ち密で冷静な議論が行われるように強く要望します。
(株)宮城テレビ放送	放送事業者	●我々ローカル放送局は、地域社会に存在基盤を置き、県民の安心・安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的使命を担っております。この目的のため、地域免許制度のもとで割り当てられた電波を使用し、放送エリアの隅々に放送番組をあまねく届けています。この視聴者のために県内或いは隣県との混信を防ぐために緻密な置局をして限りある電波の有効活用に寄与しています。また、非常時においては、県民の生命・財産と安全を守るというライフラインにとって非常に重要な公共的役割、つまり県域の報道機関としての重要な情報インフラを担っております。 このように公共性という観点において、放送に課せられた使命・責任を果たし県民生活に寄与することが、電波の有効利用であると考えます。
(株)テレビ宮崎	放送事業者	我々放送事業者は、地域免許制度のもとで割り当てられた周波数で地域に根差した放送番組を宮崎エリアにあまねく放送しております。また非常災害時に県民を守るライフラインとして重要な公共的役割を果たしております。

意見主	分類	提出された意見
山口放送(株)	放送事業者	● 電波は国民が共有する貴重な財産であり、その電波を有効利用することは国民全体の利益に資することであり、さまざまな技術革新により電波をより有効利用しさらに豊かで安全な国民生活に寄与することは放送事業者にとっての使命であると考えます。 山口放送は、地域免許制度のもとで割り当てられた周波数を使い、テレビとラジオで地域に根ざした様々な番組を県民に届けています。このような放送を通して山口県の経済発展や伝統文化の振興、地域情報の発信などに努めています。また台風や集中豪雨、地震などの非常災害時には県民の生命、財産、安全を守るための放送を行い公共的使命を果たしています。 山口県は三方を海に囲まれ、中国山地により山陽側と山陰側に分かれています。さらに中核都市がなく中小都市が点在していることから県全域に放送波を届けるのは並大抵のことではありません。このため山口放送ではデジタルテレビで66の中継局、AMラジオで6の中継局、さらにFM補完局で9の中継局（2018年1月現在）を整備して県民の皆様に電波を送り続けています。 今後も公共的役割を十分に果たせる電波制度であり続けることを望みます。
中京テレビ放送(株)	放送事業者	電波は国民の財産であり、有効利用していかなければならないのは言うまでもありません。一方で、地上波テレビ局が、さも電波のムダ使いを行っているかのような議論がなされていることに違和感を覚えます。そのような中、電波の有効利用＝経済的な価値の大きさという基準のみで判断することには反対です。公共性や社会的な意義の観点も合わせて、電波の有効利用を議論していくべきだと考えます。特に我々、地上波テレビ局は視聴者に対し、昼夜問わず番組を通して、娯楽や情報を提供しているとともに、災害時には国民の生命や財産を守るためのライフラインとしての機能も果たしています。
名古屋テレビ放送(株)	放送事業者	電波の有効利用のための方策について議論することに異論はありませんが、国民の利益を最大限にすることを主眼に置いて考えることが必要です。 例えば、放送局には、災害時の支援や国民の知る権利への対応等の公共的な役割があります。こういった役割を果たしていくということを前提に議論が進められるよう要望します。
(株)テレビ信州	放送事業者	●電波は、安心・安全の分野で利用される社会経済活動の重要な基盤であり、放送、携帯電話、Wi-Fi、非接触ICカード等、電波を利用している様々な機器は国民生活に浸透している状況です。このように電波は国民共有の有限財産であり、その有効利用の方策については国民全体の利益に照らして検討すべきものです。 ●放送事業者は地域免許制度のもとで、それぞれの地域に根差し、多様で豊かな放送番組を制作し、放送エリアをあまねくカバーし、放送番組を視聴者に届けています。また放送は、非常災害時に国民の生命・財産・安全を守るライフラインとして、極めて重要な公共的役割を果たしています。 ●今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。しかし、大多数の無線局（放送、携帯電話、連絡無線等）は社会インフラの担い手であり、その経済的価値を優先すべきでないと考えます。 ●一方、規制改革推進会議等での議論では、「放送」を「電波ではなく、ネット配信やケーブルテレビ網によって肩代わりさせれば、電波が空く」という主張も見受けられます。しかし、電波を利用した「放送」が情報伝送ネットワークとして最も強靱なものであり、国民の安心・安全に貢献していること、自らのシステムによって国民に情報を伝えることが民主主義社会を支える公器としての報道機関の責務であることを考えると現放送システムを変えるべきではありません。 ●放送事業者としては、放送に課せられた使命・責任をより一層果たし国民生活に寄与することこそが、電波の有効利用そのものだと考えます。今後の検討におかれましては、国民各層、専門家や、放送事業者等の関係事業者の意見を十分に聴取しつつ、精緻かつ冷静な議論が行われるよう要望します。
富山エフエム放送(株)	放送事業者	（はじめに） ● 今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や国家的課題の解決といった観点から、経済的価値のみならず、社会的意義を踏まえた俯瞰した議論をお願いします。 ● 社会インフラの一翼を担うFM放送は、電波を利用して、途切れることなく番組や情報を送り届けています。様々な情報が氾濫する中で、国民の知る権利に応え、 - 一 放送法第四条における - 二 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 三 政治的に公平であること。 - 四 報道は事実をまげないですること。 - 五 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 を遵守し、健全な民主主義社会の発展に寄与すると共に、非常災害時にはライフラインとして国民の安心安全を守るという極めて重要な公共的役割を果たしてきたことは、東日本大震災をはじめとする様々な事例で実証されております。また、地域社会に存立基盤を持つローカル局は、それぞれの地域ごとの文化の多様性や、特色を活かした地域情報発信の担い手として、「地域創生」に貢献すべく活動しています。 FM放送が今後も公共的役割を果たす上での電波制度のあり方という観点で、以下の意見を述べます。電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。

意見主	分類	提出された意見
(株)エフエム宮崎	放送事業者	(はじめに) ● 今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や国家的課題の解決といった観点から、経済的価値のみならず、社会的意義を踏まえた俯瞰した議論をお願いします。 ● 社会インフラの一翼を担うFM放送は、電波を利用して、途切れることなく番組や情報を送り届けています。様々な情報が氾濫する中で、国民の知る権利に配慮、放送法第四条における - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 二 政治的に公平であること。 - 三 報道は事実をまげないですること。 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ 多くの角度から論点を明らかにすること。 を遵守し、健全な民主主義社会の発展に寄与すると共に、非常災害時等にはライフラインとして国民の安心安全を守るという極めて重要な公共的役割を果たしてきたことは、東日本大震災をはじめとする様々な事例で実証されています。また、地域社会に存立基盤を持つローカル局は、それぞれの地域ごとの文化の多様性や、特色を活かした地域情報発信の担い手として、「地域創生」に貢献すべく活動しています。 FM放送が今後も公共的役割を果たす上での電波制度のあり方という観点で、以下の意見を述べます。電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。
(株)エフエム福島	放送事業者	● 今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や国家的課題の解決といった観点から、経済的価値のみならず、社会的意義を踏まえた俯瞰した議論をお願いします。 ● 社会インフラの一翼を担うFM放送は、電波を利用して、途切れることなく番組や情報を送り届けています。様々な情報が氾濫する中で、国民の知る権利に配慮、放送法第四条における - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 二 政治的に公平であること。 - 三 報道は事実をまげないですること。 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ 多くの角度から論点を明らかにすること。 を遵守し、健全な民主主義社会の発展に寄与すると共に、非常災害時等にはライフラインとして国民の安心安全を守るという極めて重要な公共的役割を果たしてきたことは、東日本大震災をはじめとする様々な事例で実証されています。また、地域社会に存立基盤を持つローカル局は、それぞれの地域ごとの文化の多様性や、特色を活かした地域情報発信の担い手として、「地域創生」に貢献すべく活動しています。 FM放送が今後も公共的役割を果たす上での電波制度のあり方という観点で、以下の意見を述べます。電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。
(株)エフエム石川	放送事業者	● 今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や国家的課題の解決といった観点から、経済的価値のみならず、社会的意義を踏まえた俯瞰した議論をお願いします。 ● 社会インフラの一翼を担うFM放送は、電波を利用して、途切れることなく番組や情報を送り届けています。様々な情報が氾濫する中で、国民の知る権利に配慮、放送法第四条における - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 二 政治的に公平であること。 - 三 報道は事実をまげないですること。 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ 多くの角度から論点を明らかにすること。 を遵守し、健全な民主主義社会の発展に寄与すると共に、非常災害時等にはライフラインとして国民の安心安全を守るという極めて重要な公共的役割を果たしてきたことは、東日本大震災をはじめとする様々な事例で実証されています。また、地域社会に存立基盤を持つローカル局は、それぞれの地域ごとの文化の多様性や、特色を活かした地域情報発信の担い手として、「地域創生」に貢献すべく活動しています。 FM放送が今後も公共的役割を果たす上での電波制度のあり方という観点で、以下の意見を述べます。電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。

意見主	分類	提出された意見
(株)エフエム福岡	放送事業者	● 今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や国家的課題の解決といった観点から、経済的価値のみならず、社会的意義を踏まえた俯瞰した議論をお願いします。 ● 社会インフラの一翼を担うFM放送は、電波を利用して、途切れることなく番組や情報を送り届けています。様々な情報が氾濫する中で、国民の知る権利に応え、放送法第四条を遵守し、健全な民主主義社会の発展に寄与すると共に、非常災害時等にはライフラインとして国民の安心安全を守るという極めて重要な公共的役割を果たしてきたことは、東日本大震災をはじめとする様々な事例で実証されております。また、地域社会に存立基盤を持つローカル局は、それぞれの地域ごとの文化の多様性や、特色を活かした地域情報発信の担い手として、「地域創生」に貢献すべく活動しています。FM放送が今後も公共的役割を果たす上での電波制度のあり方という観点で、電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。
(株)エフエム香川	放送事業者	● 今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や国家的課題の解決といった観点から、経済的価値のみならず、社会的意義を踏まえた俯瞰した議論をお願いします。 ● 社会インフラの一翼を担うFM放送は、電波を利用して、途切れることなく番組や情報を送り届けています。様々な情報が氾濫する中で、国民の知る権利に応え、放送法第四条における - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 二 政治的に公平であること。 - 三 報道は事実をまげないですること。 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 を遵守し、健全な民主主義社会の発展に寄与すると共に、非常災害時等にはライフラインとして国民の安心安全を守るという極めて重要な公共的役割を果たしてきたことは、東日本大震災をはじめとする様々な事例で実証されております。また、地域社会に存立基盤を持つローカル局は、それぞれの地域ごとの文化の多様性や、特色を活かした地域情報発信の担い手として、「地域創生」に貢献すべく活動しています。FM放送が今後も公共的役割を果たす上での電波制度のあり方という観点で、以下の意見を述べます。電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。
(株)エフエム青森	放送事業者	● 今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や国家的課題の解決といった観点から、経済的価値のみならず、社会的意義を踏まえた俯瞰した議論をお願いします。 ● 社会インフラの一翼を担うFM放送は、電波を利用して、途切れることなく番組や情報を送り届けています。様々な情報が氾濫する中で、国民の知る権利に応え、放送法第四条における - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 二 政治的に公平であること。 - 三 報道は事実をまげないですること。 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 を遵守し、健全な民主主義社会の発展に寄与すると共に、非常災害時等にはライフラインとして国民の安心安全を守るという極めて重要な公共的役割を果たしてきたことは、東日本大震災をはじめとする様々な事例で実証されております。また、地域社会に存立基盤を持つローカル局は、それぞれの地域ごとの文化の多様性や、特色を活かした地域情報発信の担い手として、「地域創生」に貢献すべく活動しています。FM放送が今後も公共的役割を果たす上での電波制度のあり方という観点で、以下の意見を述べます。電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業者	● 今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や国家的課題の解決といった観点から、経済的価値のみならず、社会的意義を踏まえた俯瞰した議論をお願いします。 ● 社会インフラの一翼を担うFM放送は、電波を利用して、途切れることなく番組や情報を送り届けています。様々な情報が氾濫する中で、国民の知る権利に応え、放送法第四条における - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 二 政治的に公平であること。 - 三 報道は事実をまげないですること。 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 を遵守し、健全な民主主義社会の発展に寄与すると共に、非常災害時等にはライフラインとして国民の安心安全を守るという極めて重要な公共的役割を果たしてきたことは、東日本大震災をはじめとする様々な事例で実証されております。また、地域社会に存立基盤を持つローカル局は、それぞれの地域ごとの文化の多様性や、特色を活かした地域情報発信の担い手として、「地域創生」に貢献すべく活動しています。FM放送が今後も公共的役割を果たす上での電波制度のあり方という観点で、以下の意見を述べます。電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。

意見主	分類	提出された意見
(株)エフエム山陰	放送事業者	今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や国家的課題の解決といった観点から、経済的価値のみならず、社会的意義を踏まえた俯瞰した議論をお願いします。 ● 社会インフラの一翼を担うFM放送は、電波を利用して、途切れることなく番組や情報を送り届けています。様々な情報が氾濫する中で、国民の知る権利に応え、放送法第四条における - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 二 政治的に公平であること。 - 三 報道は事実をまげないですること。 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 を遵守し、健全な民主主義社会の発展に寄与すると共に、非常災害時にはライフラインとして国民の安心安全を守るという極めて重要な公共的役割を果たしてきたことは、東日本大震災をはじめとする様々な事例で実証されております。また、地域社会に存立基盤を持つローカル局は、それぞれの地域ごとの文化の多様性や、特色を活かした地域情報発信の担い手として、「地域創生」に貢献すべく活動しています。 FM放送が今後も公共的役割を果たす上での電波制度のあり方という観点で、以下の意見を述べます。電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。
長野エフエム放送(株)	放送事業者	今般の意見募集では、周波数割り当て手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や国家的課題の解決といった観点から、経済的価値のみならず、社会的意義を踏まえた俯瞰した議論をお願いします。 社会インフラの一躍を担う超短波放送は、電波を利用して途切れることなく番組や情報を送り届けています。様々な情報が氾濫するなかで、国民の知る権利に応え、放送法第四条における - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 二 政治的に公平であること。 - 三 報道は事実をまげないですること。 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 を厳守し、健全な民主主義社会の発展に寄与すると共に、非常災害時にはライフラインとして国民の安心安全を守るという極めて重要な公共的役割を果たしてきたことは、東日本大震災をはじめとする様々な事例で実証されております。超短波放送が今後も公共的役割を果たす上での電波制度の在り方という観点で以下の意見を述べます。電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。
(株)エフエム秋田	放送事業者	(はじめに) ●今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や国家的課題の解決といった観点から、経済的価値のみならず、社会的意義を踏まえた俯瞰した議論をお願いします。 ● 社会インフラの一翼を担うFM放送は、電波を利用して、途切れることなく番組や情報を送り届けています。様々な情報が氾濫する中で、国民の知る権利に応え、放送法第四条における - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 二 政治的に公平であること。 - 三 報道は事実をまげないですること。 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 を遵守し、健全な民主主義社会の発展に寄与すると共に、非常災害時にはライフラインとして国民の安心安全を守るという極めて重要な公共的役割を果たしてきたことは、東日本大震災をはじめとする様々な事例で実証されております。また、地域社会に存立基盤を持つローカル局は、それぞれの地域ごとの文化の多様性や、特色を活かした地域情報発信の担い手として、「地域創生」に貢献すべく活動しています。 FM放送が今後も公共的役割を果たす上での電波制度のあり方という観点で、以下の意見を述べます。電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。

意見主	分類	提出された意見
広島エフエム(株)	放送事業者	● 今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や国家的課題の解決といった観点から、経済的価値のみならず、社会的意義を踏まえた俯瞰した議論をお願いします。 ● 社会インフラの一翼を担うFM放送は、電波を利用して、途切れることなく番組や情報を送り届けています。様々な情報が氾濫する中で、国民の知る権利に応え、放送法第四条における - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 二 政治的に公平であること。 - 三 報道は事実をまげないですること。 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 を遵守し、健全な民主主義社会の発展に寄与すると共に、非常災害時等にはライフラインとして国民の安心安全を守るという極めて重要な公共的役割を果たしてきたことは、東日本大震災をはじめとする様々な事例で実証されております。また、地域社会に存立基盤を持つローカル局は、それぞれの地域ごとの文化の多様性や、特色を活かした地域情報発信の担い手として、「地域創生」に貢献すべく活動しています。 FM放送が今後も公共的役割を果たす上での電波制度のあり方という観点で、以下の意見を述べます。電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。
岡山エフエム放送(株)	放送事業者	● 今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や国家的課題の解決といった観点から、経済的価値のみならず、社会的意義を踏まえた俯瞰した議論をお願いします。 ● 社会インフラの一翼を担うFM放送は、電波を利用して、途切れることなく番組や情報を送り届けています。様々な情報が氾濫する中で、国民の知る権利に応え、放送法第四条における - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 二 政治的に公平であること。 - 三 報道は事実をまげないですること。 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 を遵守し、健全な民主主義社会の発展に寄与すると共に、非常災害時等にはライフラインとして国民の安心安全を守るという極めて重要な公共的役割を果たしてきたことは、東日本大震災をはじめとする様々な事例で実証されております。また、地域社会に存立基盤を持つローカル局は、それぞれの地域ごとの文化の多様性や、特色を活かした地域情報発信の担い手として、「地域創生」に貢献すべく活動しています。 FM放送が今後も公共的役割を果たす上での電波制度のあり方という観点で、以下の意見を述べます。電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。
(株)エフエム大分	放送事業者	今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や国家的課題の解決といった観点から、経済的価値のみならず、社会的意義を踏まえた俯瞰した議論をお願いします。 社会インフラの一翼を担うFM放送は、電波を利用して、途切れることなく番組や情報を送り届けています。様々な情報が氾濫する中で、国民の知る権利に応え、放送法第四条における - 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。 - 二 政治的に公平であること。 - 三 報道は事実をまげないですること。 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。 を遵守し、健全な民主主義社会の発展に寄与すると共に、非常災害時等にはライフラインとして国民の安心安全を守るという極めて重要な公共的役割を果たしてきたことは、東日本大震災をはじめとする様々な事例で実証されております。また、地域社会に存立基盤を持つローカル局は、それぞれの地域ごとの文化の多様性や、特色を活かした地域情報発信の担い手として、「地域創生」に貢献すべく活動しています。 FM放送が今後も公共的役割を果たす上での電波制度のあり方という観点で、以下の意見を述べます。電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。
(株)エフエム大阪	放送事業者	FMラジオ放送は、健全な民主主義社会の発展に寄与すると共に、非常災害時等にはライフラインとして国民の安心安全を守るという極めて重要な公共的役割を果たしています。また、地方局は、地域情報発信の担い手として、地域創生に貢献しています。 このような電波の利用を通じた社会への貢献や国家的課題の解決といった観点から、経済的価値のみならず、社会的意義を踏まえた議論をお願いします。 特に「電波利用料体系の見直し」について下記の通り意見を記載しますので、電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。
(株)ジュピターテレコム	電気通信事業者	今後の人口減少や高齢化等の社会構造の変化に対応するための電波利用の将来像やそれらを実現するための方策を明らかにするとともに、長期的な展望も視野に入れた電波有効利用方策について検討を行うことを目的として開催されている「電波有効利用成長戦略懇談会」の趣旨に賛同します。

意見主	分類	提出された意見
北海道放送(株)	放送事業者	北海道は国土の22%を占める広大な地域です。この地域に放送を届けるため当社は、テレビ157局、ラジオ18局の中継局を維持してエリアをカバーしています。このため、既にエリアの経済力から考えて過大とも言える電波利用料を負担していると考えています。さらに、親局以外の送信所エリアは近年、過疎化が加速的に進み、全国に比べて人口が著しく減少しているのが現状です。このような厳しい状況の中でも、地域メディアとしての責任、テレビ・ラジオの公共性を鑑み、放送システムの維持、コンテンツの充実に努力しているところです。一昨年には都市難聴解消のためFM補完局を新設して災害等の緊急時に備える対応を行いました。こうした安定した放送を継続するためには、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、その見直しは、エリアの特殊性を十分に考慮して慎重に検討すべきと考えます。
(株)山梨放送	放送事業者	有限である電波は国民共有の財産であり有効利用することは国民全体の利益に資するものと考えます。新しい技術により電波をより有効活用することは放送事業者にとっての使命であると考えます。 放送は地域免許制度のもとで割り当てられた周波数を使い、地域に密着した日常生活に役に立つ情報を、また、災害時には国民の生命・財産を守るために必要な情報を届けるという重要な役割を担っていると自負しています。 内閣府の規制改革推進会議において、「電波の経済的価値」が議論されていますが、経済的価値を過度に反映させることは、経済価値では測れない放送が持つ重要な役割を損ない、国民の不利益につながる恐れがあります。 目先の経済性だけでなく、社会的役割を十分に考慮した上での制度改革を要望します。
山形放送(株)	放送事業者	・電波の一層の有効利用により豊かで安全な国民生活に寄与することは放送事業者にとっての使命でもあると考えます。 ・また放送は、非常災害時に国民の生命・財産・安全を守るライフラインとして、極めて重要な公共的役割を果たしています。 ・電波に経済的価値を過度に反映させることは電波の公共的役割を毀損しかねず、結果的に国民の不利益につながる懸念があります。 ・報道機関として非常に重要な情報インフラを担っている放送局の持つ公共的役割を脇に置いて、ただ「有効利用」の度合いのみを論じることは慎むべきと考えます。 ・放送事業者としては、放送に課せられた使命・責任をより一層果たし国民生活に寄与することこそが、電波の有効利用そのものだと考えます
(株)高知放送	放送事業者	電波は国民全体の貴重な資産であり、民間放送事業者としても有効活用することは重要だと考えています。 弊社は、高知エリアの放送局として、南海トラフ地震等の災害時にはライフラインの1つとして県民に「いのちを守る」情報を届ける基本インフラであり、極めて公共的な役割を担っています。そのため、電波の有効利用を検討される際には、民間放送事業者が担っている責務を十分に考慮し、意見も聴いた上で、経済性を最優先させる事のない議論を希望します。
(株)エフエム岐阜	放送事業者	カバーエリアの地域創成、安心安全に寄与するというローカルFM局の社会インフラとしての役割、機能を深く認識していただき、今後も安定的な放送事業の継続が可能となるよう、周波数割り当てや電波利用料について広範かつ長期的な見地での審議を願います。
西日本放送(株)	放送事業者	放送事業者にとって、様々な技術革新によって電波をより一層有効利用し、さらに豊かで安全な国民生活に寄与することは使命でもあると考えます。 放送は、非常災害時に国民の生命・財産・安全を守るライフラインとして、極めて重要な公共的役割を果たしています。 しかし、内閣府の規制改革推進会議等での議論では、「電波の経済的価値」が盛んに強調されていましたが、経済的価値を過度に反映させることは電波の公共的役割を毀損しかねず、結果的に国民の不利益につながる懸念があります。 報道機関として非常に重要な情報インフラを担っている放送局の持つ公共的役割を脇に置いて、ただ「有効利用」の度合いのみを論じることがないように要望します。 放送事業者としては、放送に課せられた使命・責任をより一層果たし国民生活に寄与することこそが、電波の有効利用そのものだと考えます。今後の検討においては、国民各層、専門家や、放送事業者等の関係事業者の意見を十分に聴取しつつ、精緻かつ冷静な議論が行われるよう要望します。
三重エフエム放送(株)	放送事業者	● 今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や国家的課題の解決といった観点から、経済的価値のみならず、社会的意義を踏まえた俯瞰した議論をお願いします。
(株)エフエム愛媛	放送事業者	● 今回の意見募集では、電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映や周波数割当手が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や国家的課題の解決といった観点から、経済的価値の反映のみならず、社会的意義を踏まえた議論をお願いします。 ● 社会インフラの一翼を担うFM放送は、電波を利用して、途切れることなく番組や情報を送り届けています。様々な情報が氾濫する中で、国民の知る権利に配慮、健全な民主主義社会の発展に寄与すると共に、非常災害時等にはライフラインとして国民の安心安全を守るという極めて重要な公共的役割を果たしてきたことは、東日本大震災をはじめとする様々な事例で実証されております。また、地域社会に存立基盤を持つローカル局は、それぞれの地域ごとの文化の多様性や、特色を活かした地域情報発信の担い手として、「地域創生」に貢献すべく努力しております。 FM放送が今後も公共的役割を果たす上での電波制度のあり方という観点で、以下の意見を述べます。電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。

意見主	分類	提出された意見
静岡エフエム放送(株)	放送事業者	(はじめに) ● 今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や社会的課題の解決といった観点から、経済的価値のみならず、社会的意義を踏まえたバランスのとれた議論をお願いします。 ● 社会インフラの一翼を担う基幹放送は、電波を利用して24時間・365日、途切れることなく番組や情報を送り届けています。国民・視聴者の知る権利に応え、健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時にはライフラインとして国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担っています。地域社会に存立基盤を持つローカル局は、地域情報発信の担い手として、「地方創生」に貢献すべく活動しています。 基幹放送とりわけローカル局が今後も公共的役割を十全に果たすうえでの電波制度のあり方という観点で、以下の意見を述べますので電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。
(株)テレビ東京	放送事業者	● 我々、基幹放送は、電波を利用して24時間・365日、途切れることなく番組や情報を送り届けています。国民・視聴者の知る権利に応え、健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時にはライフラインとして国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担っています。 今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされていますが、電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や社会的課題の解決といった視座から、多様な無線システムの社会的意義を踏まえたバランスのとれた議論をお願いします。
朝日放送(株)	放送事業者	(はじめに) ● 基幹放送は、電波を利用して、24時間・365日、途切れることなく番組や情報を送り届け、非常災害時にはライフラインとして国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担っています。今後も基幹放送が公共的役割を十全に果たすうえでの電波制度のあり方という観点で、以下の意見を述べます。電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。
(株)愛媛朝日テレビ	放送事業者	今般の意見募集では、周波数割り当て電波波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。それには、多様な無線システムの社会的意義を踏まえたバランスの取れた議論は欠かせません。社会インフラの一翼を担う基幹放送は、電波を利用して一年中、途切れることなく、番組や情報を届けています。国民の知る権利に応え、健全な民主主義社会の発展に寄与し、災害時にはライフラインとして国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担っています。また、弊社のような地域社会に存立基盤を持つ地方局は、地域の情報発信の担い手として、地方の活性化・創生に貢献しています。今後もこれら公共的役割を十二分に果たしていくうえで、電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう、以下の意見を要望します。
讀賣テレビ放送(株)	放送事業者	● 電波は国民共有の財産であり、電波の有効利用を検討することは必要不可欠と考えます。放送事業者は、通常時には、地域文化の発展や国民の知る権利に応じて民主主義の健全な発展に資する役割を果たし、災害時にはライフラインとして、国民の安心安全、生命財産を守る役割を担っています。それら責務を果たし、国民生活に寄与することこそが、電波の有効利用と考えます。 一方、いつ起こるか分からない災害のための設備投資や訓練、情報アクセシビリティ向上のための字幕放送、解説放送の拡充など、放送事業者が責務を果たすことは、必ずしも経済合理性とは一致していません。 本意見募集では、周波数の割り当てに関して経済的価値を反映することを課題としていますが、電波の経済的価値を過度に重視せず、公共性、地方創生からの観点など多面的な議論になるよう要望します。
南海放送(株)	放送事業者	・ 電波は国民が共有している貴重で希少な資産であります。 ・ 電波の有効利用は、国民全体の利益に資するのほもとより、情報格差で都市部に劣る地方の住民にとっても豊かな生活を送る上で必須であると考えます。 ・ 我々の放送エリアである愛媛県は、海岸線が長く山間部が多い急峻な地形も相まって中継局置局や運用等技術的かつ経済的にも多大な労苦やコストを強いられています。あまねく視聴者に放送を届けることが普遍的な責務と心得、電波を通じた安定的な放送供給に日夜努めています。 ・ 瀬戸内地域は国内有数の電波が輻輳する地域であり、地上波テレビのデジタル化の際には地域内の送信業務のエキスパート達が何年もかけてチャンネルプランの検討作業を行った経緯があります。 ・ 地上波テレビのデジタル化を成功させるため、完成したチャンネルプランは寸分の余裕もなく、当然ながら空きチャンネルはほぼ皆無と言えます。 ・ 使用されていないチャンネルはチャンネルプラン全体を成立させるために必要なものであり、再編は極めて困難だと考えます。 ・ 地上デジタル放送のチャンネルプラン作成の際に、可能な限りS F Nを採用しておりますが、地域事情が特殊な瀬戸内地域においては、多方向受信世帯が多いため、受信設備の系統においてS F Nが破綻し、S F N難視を発生させる場合があり、現状に加えてS F Nを増やすことは極めて困難かつ非現実的と考えます。 ・ ローカル放送事業者としては、放送に課せられた使命・責任をより一層果たすと共に、地元根差し地域住民に親しまれているテレビ放送を安定的に供給し生活に寄与することこそが、電波の有効利用そのものであり生命線だと考えます。 ・ 今後の検討におかれましては、国民各層、専門家や、放送事業者等の関係事業者の意見を十分に聴取しつつ、精緻かつ冷静な議論が行われるよう要望します。

意見主	分類	提出された意見
北海道文化放送(株)	放送事業者	● 現在、北海道内の地上基幹放送事業者は、国土面積の20%以上を占める北海道にあって、県域局で最大数の放送用無線局を運用し、24時間・365日、途切れることなく放送区域内に番組や情報を送り届けています。非常災害時には北海道民のライフラインとして安心安全や生命財産を守るという極めて公共性の高い活動を行えるよう、多数の無線施設の維持・運用を継続しているところです。 ● 北海道の放送局が今後も公共的役割を十全に果たすうえで、電波制度のあり方という観点から意見を提出するとともに、電波有効利用成長戦略懇談会の議論に資して頂けるよう要望いたします。
(株)和歌山放送	放送事業者	東日本大震災の時など最近頻発している大規模災害時に被災地のAMラジオ局は、少ない人数ながらも長時間にわたって緊急報道体制を撮り、被災者、県民へ防災・減災情報、被災情報などの放送を行いました。私たちAMラジオ局は緊急時には採算を度外視して報道活動を行う公共的使命を担っており、その電波利用の必要性は、経済的価値のみで割り切れるものではありません。 ・経済的価値を過度に反映することで、高い収益をあげうる電波利用システムばかりが存続し、国民・県民の安全、安心につながる公共性の高い無線システム、すなわち私たちAMラジオ局が排除されることに強い危惧を覚えます。そのような仕組みでは、結果的に国民・県民が不利益をこうむることになると考えます。
(株)長崎国際テレビ	放送事業者	放送は、非常災害時に国民の生命・財産・安全を守るライフラインとして極めて重要な公共的役割を果たしており、地域社会に存立基盤を持つローカル局は、地域情報発信の担い手として「地方創生」に貢献すべく活動しています。 電波に経済的価値を過度に反映させることは電波の公共的役割を毀損しかねず、結果的に国民の不利益につながるものが懸念されます 報道機関として非常に重要な情報インフラを担っている放送局の持つ公共的役割を脇に置いて、ただ「有効利用」の度合いのみを論じることは慎むべきと考えます。 仮に放送用電波の有効利用の目的として帯域を縮減する場合、周波数の再編（リパック）が必要となりますが、当地域では現状でも外国波混信により周波数が逼迫し、混信対策は困難を極めています。これまでも混信対策を繰り返した中、再編のためのさらなるリパック等の作業は視聴者への多大な負担を強いることとなりかねません。 規制改革推進会議では、ネット配信やケーブルテレビ網を代替機能として活用するという意見もあったが、それぞれに特性があり、また地域特性も鑑み、あくまでも共存共栄の道を模索すべきです。 このようにエリアによっても帯域利用の際の条件は様々です。一元論で「有効利用を推進する」のではなく、専門家や技術者、放送事業者から時間と手間はかかるが、各エリアの状況を広く、深く吸い上げた上での議論をお願いします。 放送事業者が国の方針に従い、高精細を研究、検討している一方で、画質を落としても帯域を有効活用すべきという主張は矛盾を感じています。
(株)静岡第一テレビ	放送事業者	電波は国民の貴重な財産であり、電波を有効利用することは国民全体の利益に繋がります。また技術革新によって電波をより一層有効利用することで豊かで安全な国民生活に寄与することが放送事業者にとっての使命でもあると考えます。 放送は、非常災害時に国民の生命・財産・安全を守るライフラインとして、極めて重要な公共的役割を果たしています。 現在、「電波の経済的価値」が強調されていますが、経済的価値を過度に反映させることは電波の公共的役割を毀損しかねず、結果的に国民の不利益につながるものが懸念されます。 規制改革推進会議での議論で出た、放送事業者が電波を有効活用していないという指摘ですが、大規模な非常災害など緊急時に利用できるよう確保している帯域がなくなれば、災害時に必要な情報を届けることが不可能となり、国民の生命・財産を守る上で、きわめて深刻な影響が出るのが予想されます。報道機関として重要な情報インフラを担っている放送局の持つ公共的役割を脇に置いて、ただ「有効利用」の度合いを論じることは慎むべきと考えます。 一方、規制改革推進会議等での議論では、「放送」を「電波ではなく、ネット配信やケーブルテレビ網によって肩代わりさせれば、電波が空く」という主張もありました。しかし、電波を利用した「放送」の特長の1つは、ネット配信上で多くの利用者が殺到した時に起きる輻輳という問題がなく、受信者側から見れば、受信機さえあれば極めて低いコストで情報を安定的に入手できるシステムであるという点にあります。 放送事業者としては、放送に課せられた使命・責任をより一層果たし国民生活に寄与することこそが、電波の有効利用そのものだと考えます。今後はこの点を再調査し、国民にとって本当に重要なことは何かを慎重に議論すべきと考えます。
(株)エフエム東京	放送事業者	● 社会インフラの一翼を担うFM放送は、電波を利用して、途切れることなく番組や情報を送り届けています。様々な情報が氾濫する中で、国民の知る権利に応え、放送法第四条を遵守し、健全な民主主義社会の発展に寄与すると共に、非常災害時等にはライフラインとして国民の安心安全を守るという極めて重要な公共的役割を果たしてきたことは、東日本大震災をはじめとする様々な事例で実証されております。また、地域社会に存立基盤を持つローカル局は、それぞれの地域ごとの文化の多様性や、特色を活かした地域情報発信の担い手として、「地域創生」に貢献すべく活動しています。FM放送が今後も公共的役割を果たす上での電波制度のあり方という観点で、以下の意見を述べます。電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。
個人 7	個人	また、この際、周波数帯の使用許可年数をもっと短期間にして、流動性を高めるのも良いだろう。 但し、海外資本による乗っ取りを防ぐため、国籍条項や停波の条件をあらかじめ定めておく必要がある。 相当大きなマスコミによる抵抗が行われると思うが、是非とも実現をお願いしたい。
個人 8	個人	【本意見募集に関連しない内容】

意見主	分類	提出された意見
個人9	個人	電波が国民のために使われているかという疑問です。デジタル化したら6. 25kHz間隔で1MHzの帯域で160チャンネルです。30～470MHz以下の周波数だけで440MHzの帯域です。これは70400チャンネル。確かにこの中には放送用のチャンネルもあるが、それを除いても5万チャンネルはあると思うがね、国民が使えるチャンネルが幾らあるかです。 簡易無線局はこの帯域の0. 1%程度だろうなあ。それで約半分の無線局を収容しています。 これで国民のための電波かという疑問があるのです。国民のためではなく役人のためならそれもよいがなあ。 現実には携帯電話により国民はあまり困ってないかもしれないが、IoT時代にはふさわしくないと思うのです。誰でもどこでも使えるのがIoTではなかったかと思うのです。 それとなぜ高周波利用設備の特例の周波数がWiFiとして使われたのかもなあ。世界的に強い規制を嫌ったのではないかと思うのです。 また、27MHz帯も簡易無線局の規制が強いので、一般利用は進まず、漁師は高い無線機を買わされています。1WDSB無線機は20万円もしましたからね。 でもアメリカの市民ラジオは5Wまで安く自由に使えていると思うのです。大量生産をしないからです。 そういった自由がないからこそ不法無線局がはびこり、人々は比較的自由なアマチュア無線をかなりの人たちが使ったが、携帯電話の普及でそれらも終わったと思うがIoT時代とはどんな時代かなあ。 私は、家庭や工場、商店等で、家庭では一家に何十台も無線を使う時代だと思うがなあ。 また、よく飛ぶ150MHz帯で仮に5MHzだけ国民に開放したら800チャンネルです。これを新たな新パーソナル無線としたらどうですか。用途別にしたら無線は一般には使われなかったのです。この無線機は2～3万円程度で安く販売して、自動車には最初につけておく。そうしたら東日本大震災のような災害の時には携帯電話が使えなくても新パーソナル無線が災害時の通信を受け持つことになるだろう。そうした発想が役人にはない。 5G時代がきても多分、これで終わりではなく、ミリ波を中心に携帯電話は発展して今の1000倍程度の速さになるのではないかと思うのです。5G時代になると放送と通信はインターネットで一体化すると思うのです。それがさらに発展したときは何が起きるかです。 第一弾と思って欲しい。
個人9	個人	1755年のリスボン地震。リスボンの当時の人口27万5000人のうち最大9万人死亡。15mの津波もあった。これは東日本大震災によく似ている。 この時には携帯電話もなかったが、東日本大震災では携帯電話も津波で使えなくなった。 こうした事態を想定して、どうしたら連絡がつくのかを考えなくてはならないと思うのです。 私は30～470MHz以下の周波数のうち数MHzを国民に開放しておく、そうした事態の時にそれを使い連絡できると思うのです。 仮に約1%強の5MHzを解放したら800チャンネルもあるのです。日頃は自由に使わせるが、こうした事態の時には家族への連絡も含めて、各種の連絡ができると思うのです。 当然に今の業務用簡易無線もそちらに移る。 それは携帯電話会社の負担軽減にもなります。デジタル化したら150MHz帯では20kHz間隔から6. 25kHz間隔に3倍以上に効率化される。 これを役所は何に使うつもりかとも聞きたいのです。大量生産しない限り無線機は安くならないのです。1台1万円程度まで値段を下げる努力をしないとなあ。
個人9	個人	2018年1月17日の日経産業新聞の記事でケイ・オプティコムやおそらく楽天もワイモバイルやUQモバイルに対する不満を「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」の2回会合で述べていたようだ。 これは今後携帯電話の帯域が広くなることも絡む。特に5Gが整備される2020年頃とも比較する必要があるかも知れないが、楽天が携帯電話会社を作るといふこととも絡むからなあ。 ワイモバイルやUQモバイルは正午から午後1時主要格安スマホの速度が10Mbps程度あるが、ケイ・オプティコムのマイネオでは1Mbps程度しかないという不満。 これは仮想移動体通信事業者（MVNO）が抱える大きな問題なのです。 しかし同時にマイネオや楽天は非常に安く価格設定をしているのも事実。MVNOが立ち上がるまでの間はある程度は安くしないと立ち上がらないのも事実。 このバランスと今後のデータ通信を決める携帯電話への周波数の割当が大きなことになると思うのです。 仮に5Gなら今の20倍。マイネオでも20Mbpsになりまあまあとなり価格が安いからなあ。ただ使用者はもっと早いものを要求し始めるとも思う。 MVNOをある程度守るとともに楽天が参入できるかということを実際に考えないと、楽天自体も売上高から見て携帯電話事業は重荷になるかも知れないと思うのです。 それと5G以降も携帯電話会社は設備投資にお金がかかる。これは国民のニーズがどこまであるかということになるだろう。 技術的にはミリ波を相当部分使えば、今の1000倍のスピードも不可能ではないと思うが国民はどこまでそれを望むのかというところに行き着くなあ。

意見主	分類	提出された意見
個人 9	個人	平成24年に開かれた電波有効利用の促進に関する検討会とあんまり変わらん内容なら意味はないと思ってなあ。私は第3回からずっと東京に出向いて毎回みていた。 最後の平成24年12月21日にも行った。 第1章が電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し 第2章が利用者目線に立った電波の有効利用促進 第3章が電波利用料の活用の在り方 となっているがなあ 私がなぜ、不法パーソナル無線局の固定チャンネルのような使い方を提唱しているかという利用者目線ではみてないし、そうした変化（災害対策や無線機を安くするとかなあ。）に対応した政策になってないんだなあ。 少なくともデジタル化したら150MHz帯では3倍以上、400MHz帯では2倍に効率化される。余った電波は何にも使うのかということだなあ。 それと消防等のデジタル化の後に公正取引委員会か何かに無線機が高くてやられただろう。談合やって無線機の値段を釣り上げていた。 消防デジタル化だけで4000億円。どこか間違っているのではないかと思ってなあ。 今は財政がどこも大変。生活保護費等に使わんとなあ。どうやったら安くできるかは簡易無線をみても良くわかると思ってなあ。 安くしたら需要はある。用途別にしたら公共用はほとんど使われてないのも事実。 それと放送用との共用もなあ。中継だけでなく、使わん用途は携帯電話に使わんとなあ。日本の無線局の99%は携帯電話だからなあ。
個人 9	個人	今日が覚めた。 夢の中でも電波の使い方を考えているなあ。 それで得た結論は、用途別から帯域別にして、その大部分を電気通信事業者に使わせることだろうが、ごく一部に重要通信波があるが残りはそれほど重要ではない。 とにかくデジタル化したら2倍以上に効率化される。 それと国民に電波を使わせてない。そういう歴史だなあ。 電波が希少ということでああ。短波を使う原則をそのまま免許基準にしまったから、電波官僚側も改正にはとても手間がかかるシステムになっている。 国際的に見ても世界的な整理が必要になるなあ。 2019年だったかなあ。あれにも同じことを書かないといけない。世界で気がついているのは私だけかもしれないなあ。それからはＩｏＴ家電や自動車の自動運転とか色々な産業を基盤で支えるのが電波産業だ。 日本の電波官僚や労働組合員は合わせて2000人程度。この人たちが全部を決めている。パブリックコメントは一応国民に意見を聞くという建前だが多くは先に決まっている。本当にこれで良いのかと思ってなあ
個人 9	個人	【本意見募集に関連しない内容】
個人 9	個人	【本意見募集に関連しない内容】 156～162.05MHzで運用する自立型海上無線機器だなあ。今のアナログの海上無線機器もほとんど使われてない。 これは明らかに160MHz帯に海上無線機器を伸ばして周波数を浪費しようとしている。電波が「希少」でないと電波官僚や労働組合員が困るからだ。 その状態を明らかに作り出す意図だなあ。これは世界共通だなあ。どの国も一定数の電波官僚や職員を抱えているからなあ。 これから電波を有効に利用するならば安い価格にして、パーソナル無線の固定チャンネル版を作ることだなあ。 それが非常災害時には緊急用の無線機に早変わりして、海上用を含む需要を全部取ってしまうだろう。とりあえず航空無線は数が少ないからなあ。 仮に150MHz帯で5MHzだけ帯域を確保したら800チャンネルだ。電波官僚も労働組合員もこうした使い方を嫌がる。何に使っても良いというチャンネルをなあ。 それで全部代替可能になるからだ。150MHz帯は良く飛ぶからなあ。それに高速通信は200MHz帯（170～222MHz）を使うことだなあ。 そうやって集めたら消防や防災行政無線等は260MHz帯に移しているからなあ。警察は今のままで使えば良いしなあ。どちらにしても同じ無線機を使わないと非常に高くつくのは当然のことだ。 別に150MHz帯で共用しても良いとは思うがなあ。その場合はもう少し帯域が必要だろう。 これは無線機は150MHz帯だろうが200MHz帯だろうが値段は1万円。どちらを使うかは消防や地方自治体、警察、海上保安庁等が決めることだ。 1万円の無線機を使うか特別仕様の無線機でトランシーバー1台が35～40万円する無線機が良いかはその役所が判断してくれ。 1万円は固定電話の値段だ。大量生産したら1万円程度になる。 (次に続く)

意見主	分類	提出された意見
個人 9	個人	iPhoneだって10万円ちょっと。来年のiPhoneは数万円とか言われている。高いと普及しないからだ。値段が高いと長く使ったりして結局は同じになる。インドやアフリカ諸国では1万円程度のスマホがあるからなあ。大量生産ができるかどうかだろうなあ。日本人は所得が高いから10万円のiPhoneが売れるということに過ぎない。日本の携帯端末の6割以上はiPhoneだろう。これだけ負け続ける原因は何かを探ることだなあ。 それは大量生産をしなかったことだ。もう1つがメーカーに携帯端末だけではなく普通の無線機を作らせたことだろう。だから一般の無線機も値段が高い割合には機能はイマイチという製品になったということだなあ。 役人の都合だからなあ。その都合に合わせたから日本製品は弱くなったということだろう。こうした例はまだあると思うがなあ。免許制度が合わなくてなってきたということだなあ。一定の技術基準に適合したら免許制度はなくすことだなあ。(さっきの続きを記載したものだ)
個人 9	個人	IoT時代や人口知能(AI)に対して電波との関わりについて IoT時代には全てのものがインターネットでつながれる。あるいはそれに常にAIが関係し始める。 例えば、今私は座敷のエアコンのスイッチと鍋にスイッチと入れたが、これをそうした技術を使い寒い思いをしなくてもよければ誠に結構な話である。松山市も寒い。 携帯電話やiPad等からエアコンや鍋にスイッチを入れられたらなあ。ロボットも含めてこんな作業ができたならとても都合が良い。 これは家のIoTの話だが、工場だって、商店だってなあ。そういえば昨日アマゾンが、無人のコンビニを作っていた。 良いか悪いかは別にして、そうした流れは変えられないだろう。多数のカメラと携帯アプリを使いコンビニに入る時点でアプリで認識して、商品を取るとカメラが認識する。お客様はそのままバッグに入れて良い。そうして店を出るとクレジット払いになる。 今後日本の人口減による労働者不足を解消するのに使えるのではないかなと思ってなあ。 これを電波を使うか有線で行くか。例えば5G帯の無線LANを使うとかあるいは60GHz帯とかなあ。 有線なら事前に配線が必要だが無線なら今のコンビニでも可能だなあ。 こういう風にみてきたらIoTやAI、ロボット、携帯のアプリ等は世の中を便利にしてくれると思うがなあ。 高速通信から低速通信まで、色々な用途に電波は使われるが、その多くは携帯の周波数と無線LANではないかなと思うがなあ。 これらも世界的な議論もあるし、日本国内でも討議して欲しい。 今までのように閉じられた話ではなくなあ。低速通信ならお年寄りの電気ポットに入れて置くと無事がどうかの確認もできるしなあ。 電波をうまく使うには規制緩和が必要だと思うがなあ。お年寄りの家には固定電話だけで良いのかいう人が多いからだ。 色々な場所を想定して規制緩和をして欲しいと思うのです。 無論、新たな働き方も必要だが変化する労働市場にも電波や通信は関係している。
個人 9	個人	自動翻訳機が2020年の東京オリンピックの時にできるかどうかは、これからの日本人の考え方に大きな影響を与えると思うのです。 これは若干周波数とは違うが技術の進歩が何を意味しているかです。 無線でも周波数間隔は最初は200kHzが50kHz間隔になり、25kHz間隔、12.5kHz感覚になりさらにデジタル化して6.25kHz間隔になります。最初の200kHzからみたら32倍に効率化されて、あんまり「電波の希少性」の意味がなくなりました。 これは150MHz帯も同じです。200kHz間隔の時の免許基準をこれからもそのまま維持するかどうかです。 同様に言葉や文化も所変われば品変わるみたいな所があるが、言葉はその国のことを最も表すものです。沖縄には沢山の方言があるようにも聴くし、アイヌの人にも独特の言葉があります。 それを日本語で統一したのが日本という国です。2020年は5Gサービスも始まるし、東京オリンピックもあり世界中から東京に人が集まります。 アプリを含めて機能的な翻訳で即座に翻訳できたらと思うのです。Google翻訳を言葉にして即座に通話ができたら国による違いは少なくなると思うし、その後に旅行するのに都合が良いし、人類を隔てる言葉の壁が消えると思うのです。 1900年に人類は17億人に過ぎなかった人口が今は75億人、2100年には105億人と言われています。わずかに200年で6.3倍に増えます。人口爆発の現状です。 日本も明治150年で比べたら3000万の人口が1億2000万余りに4倍に増えています。 食料生産はおそらく肉食が増えて32倍程度になるのではないかなと思うのです。この意味は技術の進歩がこの状態を救えるかどうかだと思うのです。 この100年ちょっとで色々な技術が変わりました。例えば肥料や農薬、品種改良等々を使って人が生きるしかないと思うのです。 通信技術、言葉の壁、文化の違い等々を超えられるかどうかではないかなと思うのです。当然にそうした中で古い考え方は捨てないといけません。 私はそう思うがそれに耐えられない人もいます。肥料や農薬を撒かない方が良いとか、品種改良はしない方が良いとか色々な考え方があるが人は食べないと生きていけません。そうは言っても最近ミツバチが大量に死んでいるのも事実です。 最適な方法を見つけないといけません。

意見主	分類	提出された意見
個人 9	個人	YモバイルやUQコミュニケーションでさえ10Mbps程度のスピードだなぁ。 このスピードは音声通話換算では100倍程度のスピードだ。一般在64kbpsが音声通話だ。これがI S D Nでの基本通話だ。I S D Nでは2本の音声（128kbps）と16kbpsのデータを送るということで144kbpsだった。 その約100倍で格安スマホでも使える。当然に電波を使い通信する。 これでも電波は「希少な資源」と言えるのかと思ってなぁ。6GHzまでの周波数帯の10分の1程度で、格安スマホでさえこのスピードだ。 これでも電波は希少な資源だろうか。根本的に不法無線が悪かったのか。役人が悪かったのかという視点に立たないと物事は見えないと思うのです。 私はある程度考えていたが、電波官僚や労働組合員はどうだったのだろうか。 そういうことを言い出すと仕事を辞めざる得なくなる。電波官僚も労働組合員も電波は希少な物と考えていたからなぁ。私は2011年3月11日の状況をみて嫌になったのだから。 でも携帯電話が使われて20年が過ぎて、これだけスピードか出ても電波は希少な資源だろうか。 今一度考え直すと新しい産業の姿が見えてくると思うがなぁ。役所は電波の使い方を整理して、誰でも使える前提を作らないといけなと思うがなぁ。 28GHz帯を使い5 G世代が2020年になる。この時のスピードは現在の20倍。2Gbps程度と言われている。もっと高い周波数を使えばこの10倍とか必要なら100GMHz以上を使えば現在の1000倍にもなるだろう。 逆に言って電波は本当に希少な資源かどうかを確かめてから規制しても良いのではないかと考えてなぁ。 それと東日本大震災の時は携帯基地局がやられた。そうした補助的に使える通信網を整備しておく方が得策ではないかと思ってなぁ。 私はとりあえず150MHz帯を使い整備して、残りの周波数帯も携帯電話用の周波数にするのが一番良いと思うがなぁ。
個人 9	個人	自動車産業の明日は電波を使えるかどうかにかかっている。 自動車は自動運転が10年もしないうちに普及するだろう。自動運転はエンジン車よりも電気自動車（E V）の方が部品数も少なく向いている。 日本でE Vや自動運転が安くできるかどうかにかかっている。 400MHz帯や200MHz帯はできる限り整理して、自動車の自動運転用に電気通信事業者に提供して、自動運転に使うべきだと思う。 確かに人がたくさん住んでいる街では5 Gで自動運転は可能だろうが、問題は人があまり住んでない過疎地でも自動運転をしないと具合が悪いのです。 そのためには70GHz帯のレーダーも自動運転の一部として使うが、それだけでは足りないと思うのです。 過疎地でも自動車も来ることもあるので、それを知る手段として400MHz帯等を使うということです。人が住んでない地域にも道はあるからなぁ。 そうした場所でも使えるようにしないと具合が悪いということになる。これは今の4 G以上の物を過疎地でも使えるようにして欲しいということです。 それを自動運転や固定電話に使うと新たな電波の使い方が見えて来ると思うのです。 過疎地でも100Mbps程度の通信速度も確保して誰でもどこでも使えるようにするには低い周波数を使うということになると思うのです。 例えば200MHz帯は国や地方公共団体、電気通信事業者、公共機関（バスや鉄道、電気、ガス）等がお金を出して、基地局を作り防災行政無線、固定電話等々を入れてしまっ、今の古い形式の無線を収容してしまうことです。 当然に今のM C Aもこの中に入れてしまえばと思うのです。 150MHz帯も整理して、パーソナル無線等を入れて安く無線が使えるようにする。1台が1万円程度の無線機にしてしまう。 これならば自動車も生産した時点でパーソナル無線を入れることができると思うのです。もし災害起きて携帯電話が使えなくなってもこれならば必要最小限の情報 は得られる。家にもパーソナル無線をつけて置けば家族とも連絡がつくと思うのです。 ガソリンスタンドにも付けて置く。トラックが支援物資を積んで行けるようになぁ。 今の自動車産業は中国がE Vに力を入れているが日本も負けまいにしないと家電メーカーが歩んだ道と同じになると思うからなぁ。 自動車産業が中国に負けたら目もあてられんと思うがなぁ。役人もよくよく考えないとなぁ。
個人 9	個人	【本意見募集に関連しない内容】

意見主	分類	提出された意見
個人 9	個人	5Gの何十倍かのスピードはある可能性が強いなあ。 人の欲望は抑えられない。5Gで使う周波数は28GHz帯だろう。細かいことは分からんが、3GPPは昨年12月に決めたはずである。 昨日はNECが3000人の希望退職者を決めたようだ。次々に敗れる日本企業。 よくよく考えることだなあ。これを埋めるのは中国企業やアメリカ企業。ドコモはノキアを入れるようだなあ。 日本企業は決断力もないしなあ。未だに原発をとか言っている。 これは経産省の部分もあるが政治家や官僚、労働組合がよほど考えないと日本は先進国の地位から転げ落ちるだろう。 これからは30GHz帯以上周波数を使えば今の1000倍（5Gの50倍）のスピードは可能だろう。仮に28GHz帯で2GHzの帯域を使っていたとしたら50倍なら、この100GHzの帯域を使えば良いのだろう。 300GHz程度までの帯域を使えば可能だろう。それは国民や世界の国の人々が欲しいと思えば可能だろう。 ただしあんまり飛ばないから、極短い距離の場所だけになるだろう。非常に沢山の基地局が必要になるということだなあ。 政治家は世襲。官僚は成績だけが良いもの。企業も似たような人を求めているがそんな人に新しいことができるかなあ。 昭和時代には目標があったが、今はそれを失った。これから日本は落ちぶれるが、その落ちぶれ方をよくよく考えてなあ。 中国は日本の10倍の人口。生産力も10倍。インドや東南アジア諸国も同じように日本の後を追っている。 これから戦略を考えるならば、そうしたことも考えることだなあ。 これが最後のことになる。 前にも述べたが電気通信事業用の基地局も津波や大地震には弱い。その時にはどうするかよくよく考えることだなあ。厳しいことを言えばコスト高になるからなあ。 中庸ということを考えてなあ。 私も見ているからなあ。そんな人間がいることをなあ。
個人 9	個人	メタリック回線や光ファイバー回線は点と点を結ぶ回線だ。 無線回線は面を覆うことで広い面積をカバーできる。固定電話のインターネット化を2024年にNTTはするようだが、面で結ぶ無線回線をやはりうまく利用することだなあ。 それと5Gは1Gbpsで光ファイバー回線と変わらない。それと使うときだけ回線を使うので効率がとてもよい。 無線をうまく使うことは理にかなっている。しかし役所はそういう態度ではなかったと思う。大量生産して安くしないといけませんが今の免許の方法ではうまくいかない。 今の無線局の99%は携帯電話だなあ。残りがアマチュア無線も含めて200万余。 その半分は簡易無線だが、1990年頃から比べると値段は3分の1程度だからなあ。タクシー無線とか防災無線とかいうと沢山の無線機は作れない。 だから、本当に使う部分のみ自由に使わせて、残りは整理して携帯電話会社に割り当てて、過疎地での携帯電話や自動車の自動運転とか、家電のネット化等に使わないとなあ。 高い無線機を使う警察等まで変われとは言わんが、国民の税金をつぎ込んでいることを忘れんようになあ。 自動車に1台ずつ無線機が付けばそれだけで数千万台。やはりこうした大きい数を相手にしないとなあ。タクシーも10万台程度だろう。 やはりそういう発想ができるかどうかだろうなあ。古い無線は全部200MHz帯に移して、470MHz以下も整理することだなあ。200MHz帯は今は空いている。ここに古い形態の無線局を移してしまうのが一番効率が良いと思う。 その時にはN T Tの庁舎やKDDIの無線基地局をうまく利用したらなあ。よく飛ぶから海上にも使える。海上専用の無線機なんて時代遅れ。固定電話のインターネット化には最適と思うがなあ。 多分フィリピン（フィリピンは地デジ化は日本方式）等も後の使い方がわかるので、とても有利になるように思うがなあ。 それ以外の周波数もきれいに整理することが仕事になると思うんだがなあ。 そうしたらかかった費用は携帯電話会社が持つことになる。それが一番効率的だと思ってなあ。

意見主	分類	提出された意見
個人 9	個人	1月30日のドコモ、KDDI、ソフトバンク等の資料を見せてもらったが、政府（総務省）は負担を増やそうとしているように見えた。それと5Gには可能な限り帯域を出すべきだ。ドコモが書いていたが最大20Gbpsを実現するには1事業者があたり1～2GHzが必要とのことだ。となると3事業者なら少なくとも3GHz以上（最大6GHz）の帯域が必要になる。端末側ではこの最大20Gbpsの帯域を分け合って1～2Gbps程度のスピードを確保する必要がある。世界的にどうするかという問題はあがあるが、日本は事業数が3つと少ない。 今後楽天が入るかどうかはわからんが、ドコモは嫌っているみたいだなあ。これは今後MVNOをどのようにするかとも絡むなあ。楽天もそこそこMVNOで利益が出れば危険（莫大な費用がかかる）な電気通信事業には進出しなと思うがなあ。 そこには中庸的に考えないとMVNOはなくなり、楽天も無理にでも電気通信事業を行うことになるだろう。楽天の件はアマゾン等に通販を支配され始めているが、今の3事業者体制に対抗するのはなかなか難しいと思ってなあ。 それと今後は国民が自由に使える周波数帯がいてと思ってなあ。それが電気通信事業者の事業が津波等で止まった時には必要だと思ってなあ。470MHz以下の周波数は200万ほどで半数が狭い帯域（0.3%程度）を使用する簡易無線だなあ。簡易無線は業務用にしか使えない。だから誰でも簡単に安く使える無線機が必要ではないかと思ってなあ。1万円程度の無線機が必要だ。 私の考え方に近いのはソフトバンクだなあ。 5Gはポツポツ使うアイデアが出ているのに過ぎないが、実用化したら事業環境（使う人と事業者双方で）が大きく変わり、うまく利用する会社（個人を含む）とそうでない会社とは雲泥の差になるだろう。 無線の帯域で本当に使われているのは携帯電話だけだ。放送と携帯電話網は5G時代には融合して、放送局自体が実質的になくなる日は近いと思ってなあ。すでに時代劇など見ていたらそう思う。 テレビもインターネットで好きな物だけみる時代へと移って行くだろう。それも5Gになるととても早くなあ。 そんなことを思わせる資料だったなあ。
個人 2	個人	周波数受益者はそれだけで公取法で言うところの優越的地位に立つ。放送事業者や携帯事業者のコンテンツやサービスの事業者との取引は自ずから公正取引とはならない。広義の放送市場、携帯市場の成長と拡充のためには、伝統的な垂直統合モデルを廃するしかない。インフラはインフラ事業者に委ねる。そしてシェアリングエコノミーを導入する。「楽天」が携帯に新規参入するが、数千億を要する中継基地コストを負担することは、今後の新規参入を妨げるだけでなく国民経済的にも愚かなことではないか。TV局も127TV局めいめいに中継基地を設置し運営管理をしている現状は愚策であり変革すべきである。
個人 2	個人	最後に成長戦略懇談会委員の方をお願いしたい。 米国は1938年にハリウッド映画7大メジャー・スタジオの製作-配給-興業の垂直統合モデルはアンチ・トラスト法に抵触するとして興行権分離を命じました。1980年にはTV3大ネットワークに対して自主番組制作比率規制を課しました。FCCは追加措置としてFINSINルールやプライムタイムアクセスルールを課しました。この政策によってハリウッドを中心とする米国コンテンツ産業は国を代表する産業となりました。 垂直統合モデルは自由で公正な競争市場の妨害となり、独占性を招きます。我が国も古く伝統的な周波数制度を見直し、世界の先進国並みに変えていくべきと考えますが、如何でしょうか
個人 6	個人	情報通信技術の発達に伴い、データ通信網をはじめとする電波利用環境基盤は社会インフラであると考えられますが、地理的条件の厳しい山間地域等の通信環境の整備は進んでいない状況にあります。過疎化・高齢化が進行し地域の活力の低下が懸念されるこのような地域にこそ通信環境が必要であり、電波の有効利用による住民福祉の向上、観光振興などによる地域の活性化、自然環境や国土の維持保全を図るべきと考えます。 このような中、地域の通信環境として、光ファイバ等の固定系通信網に加え、LTEや5G等の移動系通信網が進展しており、また、IoTの基盤となるLPWA網についても同様であります。電波利用は、地形が複雑で広範囲に分布する山間地域等の通信に不可欠であり、デジタルディバイドの解消に向けて、国・自治体及び通信事業者が連携して対策に取り組むべきと考えられます。 そこで、山間地域等の条件不利地域における電波利用に必要となる光ファイバ等の整備については、経済力が脆弱で採算性が厳しい地方の事情を鑑み、地方自治体に加え民間通信事業者が進める整備事業に対しても国が国費助成を行い、我が国全域でICT・データ利活用が図られる環境づくりを積極的に進めてほしいと願うものであります。

（注）提出を受けた意見の内、本意見募集に関連しない内容については掲載していません。